

JICA ボランティア募集関連業務
民間競争入札実施要項（案）

平成 29 年 7 月

独立行政法人国際協力機構

「JICA ボランティア募集関連業務」
民間競争入札実施要項（案）

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号、以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間企業の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、独立行政法人国際協力機構理事長は、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された JICA ボランティア募集関連業務委託契約（以下「委託業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、募集関連業務の事業概要及び要請取り付け、募集、選考、訓練から派遣、帰国に至るまでのボランティア事業の流れについては別添 2 を参照のこと。

2. 募集関連業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき募集関連業務の質に関する事項

(1) JICA ボランティア事業の概要

JICA ボランティア¹事業は、開発途上国の要請に基づき、それらの国々の経済の発展に協力したいという国民の海外での活動を促進するために独立行政法人国際協力機構（以下、「機構」という。）が実施している事業の一つであり、1965 年から開始された長い歴史を有する事業である。

JICA ボランティア事業は、独立行政法人国際協力機構法第 13 条第 1 項第 4 号において、「国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人その他の民間団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興への協力することを目的とするもの（以下この号及び第 42 条第 2 項第 3 項において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となって行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選

¹ JICA ボランティアは派遣期間及び対象年齢、要請元、派遣先等により、8 種類に区分される（別添 3 参照）

考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。」（関連部分のみ抜粋）と規定されており、また、その目的は、次のとおり 3 点に整理している。

- ・ 経済・社会の発展、復興への寄与
- ・ 異文化社会における相互理解の深化と共生
- ・ ボランティア経験の社会還元

長期ボランティアは開発途上国に原則として 2 年間滞在し、派遣先の国の人々と生活・労働を共にしながら協力活動を行なう。また、1 ヶ月から参加できる短期ボランティアもあり、開発途上国のニーズにきめ細かく対応できると同時に、参加者にとってもより多様な参加方法が選択できるようになっている。

協力分野は、計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福祉、エネルギーなど多岐にわたり、1965 年の事業創設以来、5 万人以上²が派遣されている。

(2) 募集関連業務の概要

JICA ボランティアは、開発途上国からのボランティア要請に基づき、長期ボランティアを年 2 回、短期ボランティアを年 4 回募集している。JICA は、開発途上国から提出されるボランティア要請を JICA ウェブサイト等で公開し、応募を受け付けている。また、JICA ボランティアへの応募を検討している人の疑問や不安を払拭させること、海外やボランティアに関心のある人に対して JICA ボランティアを周知する等、応募期間にかかわらず年間を通して募集活動を実施する。なお、JICA ボランティアの募集活動については、JICA の青年海外協力隊事務局と全国 15 箇所の国内拠点等が連携し業務に当たっており、本委託契約との業務分掌については別添 4 のとおりとする。

(3) 委託業務の目的及び目標

①目的

JICA ボランティア事業の派遣人数目標（1,550 人）を達成し、及び同事業の目的（2.（1）の 3 つの目的）達成に必要な質的改善を推進するため、応募者数を 2018 年度から 2021 年度まで段階的に増加させる。

②委託業務の目標

上記目的の目標値として各年度の応募者数目標を以下のとおり定める。

² 2017 年 3 月 31 日現在の JICA ボランティア派遣人数

【表1：応募者数目標】 (単位：人)

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
目標数	5,450	5,960	6,100	6,200

※JV、SV、短期ボランティアを含む目標数

本委託業務は長期ボランティアを2018年度春募集から2021年度秋募集まで(8募集期分)、短期ボランティアを2018年度第1回から2021年度第4回まで(16募集期分)を対象とし、2017年度は2018年度春募集の準備期間として位置付けるため、応募者数目標は設定しない。

(4) 本委託業務を行うにあたっての基本方針

① 応募者数増の取組み

2016年度の青年海外協力隊の応募者数は要請数のおよそ1.1倍に留まり、合格者は要請数の約5割の状況である。また、シニア海外ボランティアの応募者数は要請数のおよそ1.6倍に留まり、合格者数は要請数の約4割である。応募者数の増加を図るには、青年人口の減少、労働市場の需給状況、ボランティアや海外経験の機会拡大、内向き志向等の関連する要因を踏まえ、効果的な対応策を検討する必要がある。(別添5参照)

② 都市部と地方部のバランスへの配慮

JICAボランティアへの応募者の内、全国の四大都市圏³在住者からの応募が約8割を占めるため、こうした主要都市での募集活動は重要である。一方、本事業は2.(1)のとおりいわゆる「国民参加型事業」と位置付けられており、都市部のみならず、地方部に対する募集活動も期待されている。また、グローバル人材のニーズの高まりを受け、青年海外協力隊等の帰国後の就職環境は改善している。このような背景を踏まえ、本委託業務においては、効率性の観点のみならず、国民参加型事業としての観点などを踏まえ、バランスの取れた実施が求められる。

③ 開発途上国のニーズに対応し得るボランティア人材の確保

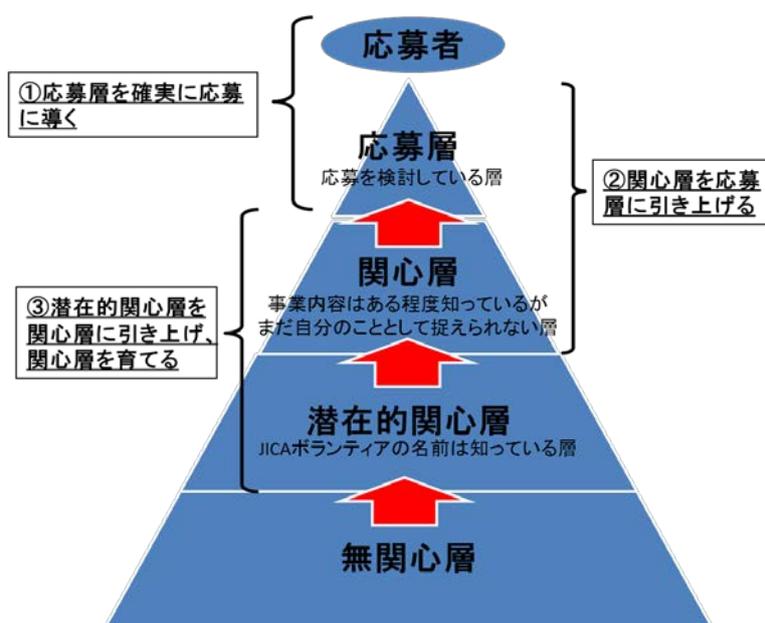
JICAボランティアは開発途上国からの要請(ニーズ)に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、それらを「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む人を募集し、選考、訓練を経て派遣する。また、開発途上国の人々と共に生活し、働き、同じ言葉を使い、相互理解を図りながら彼らの自助努力を促進する能力が求められる。加えて、日本とは異なる環境において、如何なる場合においても柔軟に対応する能力も求められる。こうした能力を有するボランティアを多く派遣するため、効果的な募集方法を検討する必要がある。例えば、JICAボランティアは、特定の資格を必要としない職種³の他、看護師や自動車整備のように必要とされる経験や資格が明確な職種もある。職種とその要請案件内容を十分に考慮して、効果的かつ効率的にJICAボランティアの募集を行うことも期待される。

³ 首都圏、中部地区、関西地区、九州地区

④ターゲット別の訴求

JICA ボランティア事業のターゲット層は図のようなピラミッド構造をしており、各ターゲット層の訴求ポイントに合わせたアプローチが必要と考えられる。本募集関連業務の業務対象範囲は応募対象年齢⁴における潜在的関心層から応募層までとし、図1に示す①～③を目的として、潜在的関心層から応募層まで効果・効率的に引き上げ、実際の応募に繋げるためのアプローチを行うことが期待される(詳細は(4)委託業務の詳細を参照のこと)。各ターゲット層の訴求において想定されるポイントは表2のとおり。

【図1: 対象業務とターゲット層】



【表2: 訴求ポイント】

ターゲット層	訴求ポイント
応募層	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA ボランティアに応募を検討している人の応募に際しての疑問や不安を払拭する ・ JICA ボランティアの経験が、帰国後のキャリア形成に様々な形で活かされることをアピールする
関心層	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力や海外でのボランティア活動に関心を有している人々に JICA ボランティアについての理解を深めてもらう ・ 日本政府の公式なボランティアであることの信頼性と JICA の充実したサポート体制をアピールするとともに、応募への不安要素(治安や衛生状態、帰国後の就職支援への不安)を払拭し、応募を促進する

⁴ 青年は派遣前訓練(研修)実施月の1日時点(短期は15日時点)で満20歳以上かつ応募締切日時点で満39歳以下。シニアは応募締切日時点で満40歳から69歳までの方

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な専門知識や経験を持つ人だけでなく、各々の経験を生かしたボランティアをアピールし、JICA ボランティアへの心理的ハードルを下げる ・ 各々のライフステージに合わせたアプローチを行う（青年：社会人には、現職参加制度⁵、学生には帰国後の進学・就職の優遇措置⁶ シニア：各々が培ってきた豊富な技術や経験を途上国で生かし、開発途上国の発展に寄与する等やりがい、生きがい等） ・ 家族、友人等の理解を得るための情報提供（開発途上国の治安、衛生状態、帰国後の就職等への不安等）
潜在的関心層	<ul style="list-style-type: none"> ・ JICA ボランティア事業に対する興味、関心を喚起させ、将来の応募者として裾野の拡大を図る ・ JICA ボランティアの具体的な活動をイメージさせ、各々のキャリア形成における選択肢として位置付ける ・ 海外ボランティア派遣のパイオニアとしてのブランドイメージを強化する ・ JICA ボランティアの認知度が低い地域、世代等への周知により、中長期的な視点で応募者の拡大を目指す

(5) 委託業務の内容

①業務を実施する地域

47 全都道府県対象

なお、機構は、次のとおり 15 箇所の国内拠点を有していることから、これら国内拠点と地域の特性を活かしながら業務を実施すること。

北海道国際センター、北海道国際センター（帯広）、筑波国際センター、東京国際センター、横浜国際センター、中部国際センター、関西国際センター、中国国際センター、九州国際センター、沖縄国際センター、二本松青年海外協力隊訓練所、駒ヶ根青年海外協力隊訓練所、東北支部、北陸支部、四国支部（別紙 6 参照）

②業務の対象範囲

委託業務の対象範囲は次のとおりとする。各業務の詳細については（6）委託業務の詳細を参照のこと。

ア) JICA ボランティアの応募促進業務

イ) JICA ボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務

⁵ 職場に籍を残したまま、社員が JICA ボランティアに参加するための制度

<https://www.jica.go.jp/volunteer/relevant/company/incumbent/system/>

⁶ 青年海外協力隊等の経験者を含む社会人・国際協力経験者に対する受験枠や特別措置のある大学・大学院

https://www.jica.go.jp/volunteer/obog/career_support/careerinfo/pdf/daigaku_yugu.pdf

(6) 業務委託の詳細

本実施要項（案）の前記各項を踏まえ、本実施要項（案）の 2. (5) ②に関する業務実施計画書を策定し、募集活動に係る各種企画の作成等を実施する。民間事業者は契約締結後 1 ヶ月以内に 2022 年 3 月末日までの業務実施計画書を作成し、機構の承認を得ること。業務実施計画書には、本実施要項（案）の 2. (4) に記載の基本方針に基づき、JICA ボランティアを取り巻く社会状況や応募傾向等を分析し、その結果を踏まえた業務の実施方針、項目、スケジュールや民間事業者の業務実施体制を詳細に記述すること。

①JICA ボランティアの応募促進業務

ア) JICA ボランティアの応募者を確保するため、以下の業務を実施するための企画を策定すること。

(a) JICA ボランティアの応募者を確保

(b) 中長期的な視点から見た JICA ボランティアに対する関心層の拡大

上記を実現するため、潜在的関心層も含めた応募促進のための企画を策定し、実施すること。企画策定にあたっては、ターゲット層別に訴求すべきポイントを精査し、応募者増といった量的な側面のみならず、応募者の質の確保も十分に考慮して企画を検討すること。なお、複数のターゲット層にまたがる企画の提案も可とするが、対象者を明確にするとともに、適確にアプローチするための方法、戦略を提案すること。

<参考> 現行事業の例

JICA ボランティアへの応募を検討している応募層に対して、これまで、JICA ボランティアの概要説明、JICA の支援体制、参加者のニーズに即した職種紹介、JICA ボランティア経験者との座談会、個別応募相談等を募集説明会と称して全国で実施している（別添 6～8 参照）。また、潜在的関心層、関心層に対しては、JICA ボランティアの魅力や価値を伝えるなどターゲット層の関心喚起を狙って、ボランティアセミナーと称したイベント⁷を全国で開催している。（別添 9 参照）大学をはじめとする各種教育機関や自治体等で開催しており、特に専門学校や教員等ターゲットを絞ったセミナーを開催することで、職種に特化した内容で応募勧奨することができ、効果的である。

イ) 本委託業務では、これまでの募集説明会及びボランティアセミナーの取組みを踏まえ、それらの機能を一部ウェブ化することにより、より一層の効果的・効率的な方法を提案することが強く期待される。ウェブなどを活用した企画には、職種の紹介や、語学力対策等、ターゲット層のニーズに即した内容など、できるだけ具体的な提案をすること。実施に当

⁷ JICA ボランティアの概要説明、JICA ボランティア経験者による体験談、質疑応答を基本構成として実施している。

たっては、既存の JICA ボランティアウェブサイト⁸や外部の人材募集等のサイトを活用することを推奨する。

ウ) JICA ボランティア経験者（以下「OV」(Old Volunteer)という。）を活用した会場型応募相談会・ウェブ型応募相談会等

実際の応募者へのアンケート結果によると、ボランティア経験者から体験談を直接的に聞くことは、活動に対する具体的なイメージを持ち、応募へのモチベーションを高めるのに効果的であったことが確認されているところ、経験者との直接的な対話の機会を設ける会場型応募相談会や、ウェブを活用した経験者とのウェブ型応募相談会等の提案を検討すること。会場型応募相談会は、原則、全国 47 都道府県を対象に、最低 1 回／年以上実施することとする。別団体が主催する国際協力関係のイベント等への参加、出展を回数に含めることも可とする。加えてウェブ型応募相談会の実施も推奨する。

エ) 国内拠点との連携

2. (5) ①に記載の JICA 国内拠点は所管する都道府県が定められており、地方自治体、民間企業、大学等とも接点を有してボランティア事業以外にも機構の各種事業を実施し、情報やネットワークを有するほか、国内拠点が行うイベント等と本委託業務との連携が期待されることから、国内拠点との連携も想定した企画提案を検討すること。具体的な検討や調整は、本委託業務開始後に、国内拠点との打合せ等を行い決定することとする。特に現契約において実施しているボランティアセミナーについては、各国内拠点がこれまで構築してきた各関係機関との関係性を考慮しながら、実施の効果を各国内拠点と検証したうえで継続の有無について検討すること。

<JICA ボランティアの応募促進業務を実施するにあたっての留意事項>

➤ OV の活用について

OV に募集活動への協力を依頼する場合、その確保に当たっては機構が提供する帰国ボランティアリスト（直近 4 年間に帰国した JICA ボランティア）を使用すること。（年 2 回（1 月下旬、7 月下旬）提供、初年度は必要に応じて契約開始時に提供）。リストに記載のない OV に依頼する場合は、機構に別途相談すること。

JICA ボランティア OV の役割は、各々が応募に至った経緯や、訓練の様子、現地での生活や活動等の体験談を主とし、JICA ボランティアの制度や支援体制については民間事業者が対応することとする。OV を手配する際は地域、国、性別に偏りが生じないように留意すること。

⁸ <https://www.jica.go.jp/volunteer/index.html>

➤ 応募に関する問い合わせについて

1) 電話対応（別添 10 参照）

- ・ 応募に関する問い合わせ専用ダイヤルを設定すること。
- ・ 対応時間は民間事業者の営業時間、及び休日に準ずることとする。
- ・ 回答できない質問等については、機構に確認の上、回答すること。
- ・ 現在の窓口（電話番号）は 2018 年 2 月 20 日（火）をもって終了とし、2018 年 2 月 21 日（水）以降の問い合わせについては、民間事業者が対応することとする。

2) メール対応

- ・ 応募に関する問い合わせ専用メールアドレスを設定すること。
- ・ 回答できない質問等については、機構に確認の上、回答すること。または、民間事業者で回答できかねる内容については、機構から回答することとする。
- ・ 現在の窓口（メールアドレス）は 2018 年 2 月 20 日（火）をもって終了とし、2018 年 2 月 21 日（水）以降の問い合わせについては、民間事業者が対応することとする。

②JICA ボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務

年 2 回の長期ボランティア応募期間前を目安に本業務を実施する。民間事業者は、より効果的かつ効率的に応募勧奨をするため、ポスター、募集要項等の送付先を選定し、機構に提案すること。機構は各国内拠点と協議の上、発送先の追加、削除等を行い、承認する。民間事業者は機構が提供するポスター等のデータを受領し、印刷を行うこと。また募集要項等の原稿を受領し、応募意欲を喚起させるような冊子の構成を提案し、機構の承認を得た上で印刷、発送を行う（詳細は別紙 2 及び別添 11 参照）。入札の際には、別紙 2 に基づき、印刷物毎、発送先毎の単価を設定し、様式 11・12 に記載されている想定数量を乗じた額の合計を入札金額に含めること。ただし、支払いの際は、実際の印刷部数及び発送件数に各単価を掛け合わせた額を支払うものとする。

(7) 民間競争入札の対象となる委託業務の実施場所

民間事業者自らが実施場所を確保する。

(8) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

①情報漏えいの防止

本委託業務の実施に際し、OV リストを提供する。リストには大量の個人情報が含まれることから、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備した上で業務が行われ、情報漏えいが一度も発生しないこと。特に、個人情報の各プロセス（取得、利用・加工、保管、受渡及び廃棄）において、確実に個人情報の管理が実行されること。

②業務の円滑な実施及び適切なトラブル対応のための実施体制の構築

本委託業務では、多数の企画を実施し、及びウェブの活用も想定した募集活動を広範な対象者に対し実施することから、業務を円滑に実施し、かつ、トラブル対応を適切に実施するため、適正な人員配置による実施体制を構築する必要がある。実施体制については、企画の内容に応じて最適な体制を整えること。また、トラブル対応については、予防的な観点も十分に考慮した体制を整備すること。ウェブの活用による募集活動においては、発信する情報やアクセスに関し、トラブルやクレームが発生しないこと。また、会場型応募相談会等の開催により、適切な会場の確保、会場周辺住民の生活や交通に支障が出ないよう配慮すること。万が一トラブル・クレームが発生した場合は、機構に速やかに報告し、迅速で丁寧な対応ができる体制を構築しておくこと。

③企画運営の質の確保

企画の立案や実施、運営に際しては、様々な分野や職業の国民を対象に、JICA ボランティアに適切な人材を発掘・確保する必要があるが、このためには、人を魅了し引きつける魅力的なプレゼンテーションが求められることから、この点を十分に考慮すること。企画運営上、会場やウェブ上での混乱やトラブルが発生せず、滞りなく運営されること。企画参加者に対しアンケートを実施し、「企画に満足した」の割合が80%以上であること。

④JICA ボランティア関心者のニーズに即した企画の立案・実施

各種企画について、機構関係者と積極的なコミュニケーションを行い、JICA ボランティア関心者の具体的なニーズに即した企画を立案し、実施すること。企画参加後のアンケート結果により、JICA ボランティアに「応募しなくなった」「やや応募しなくなった」の割合が、JVは80%、SVは65%以上であること。

(9) モニタリングの方法

機構は、事業実施中の公共サービスの質の確保状況について、2. (12) に記載の報告等により確認する。

(10) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次の場合、速やかに業務の改善策（機構への改善提案を含む。）を作成し、機構の承認を得た上で改善策を実施するものとする。民間事業者は、機構と密接にコミュニケーションを図り、必要な助言を得つつ、改善策の作成・実施にあたること。

①機構が 2. (12) に示す報告及び業務の実施状況を踏まえ、事業の実施に当たり確保されるべき質が満たされない恐れがあり、業務の改善を求める場合

②民間事業者が業務の実施状況を踏まえ、事業の実施に当たり確保されるべき質の担

保・向上を図るため、業務の改善が必要と判断する場合

(11) 契約の形態及び支払い

①契約形態

契約形態は、募集関連業務を一契約とした業務委託契約とする。

②経費の支払い

ア) 民間事業者は、四半期ごとに当該四半期に属する最後の月の翌日 10 営業日以内までに、「四半期報告書」及び「四半期精算報告書」を機構に提出するものとする。上記 2. (5) ②イ)に記載する JICA ボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務にかかる経費については、契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算することとする。また、各年度末日までに当該年度「年間業務完了報告書」を機構に提出するものとする。なお、第 4 四半期における「四半期報告書」については、業務完了後速やかに提出するものとし、各年度の業務完了報告書と同時に提出すること。

また、報告書等の作成にあたってはグリーン購入法の基準に適合した仕様とする。グリーン購入法の基準については、以下の URL を参照のこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>)

初年度の四半期報告書は契約日から 2018 年 3 月 31 日までの報告書とし、「年間業務完了報告書」の提出は不要とする。なお、初年度の四半期報告書には、契約開始 14 日以内に作成した業務実施計画書に基づき、詳細を示した各種業務方針、業務従事者リスト、その他準備期間中に作成した各種資料を含めて機構に提出するものとする。

イ) 機構は提出された四半期報告書に基づき委託業務が適正に実施されていることを確認し、結果を民間事業者へ通知する。民間事業者は業務確認通知を受けてから当該期間の契約金額にかかる請求書を機構へ提出し、機構は適法なる請求書を受理してから起算して 30 日以内に口座振り込みにより民間事業者に支払うこととする。

③報奨金の支払い

上記 (11) ②の支払いに加え、以下の条件に基づき報奨金として最大で契約金額 (当該年度) の消費税等を除いた金額の 2.0% に相当する金額を支払うものとする。なお、報奨金支払いは当該年度の第 4 四半期の支払いと同時に行うものとする。

二次選考に進んだ応募者 (青年のみ) が、応募するのに最も影響を与えられた要因が、事業者が企画・運営する相談会等 (ウェブを活用したものも含む) であった割合が 60% 以上を達成した場合、報奨金として契約金額 (当該年度) の消費税を除いた金額の 1.0% に相当する額を、80% 以上を達成した場合は 2.0% に相当する額を支払う。

(12) 成果品

本業務委託契約に関し、民間事業者は以下の成果品を作成し、機構へ提出する。

①四半期報告書

各四半期の募集活動実施状況報告を作成し、提出すること。提出は当該四半期に属する最後の月の翌日 10 営業日以内とする。ただし、第 4 四半期については、業務完了後速やかに提出するものとする。

②年間業務完了報告書

1 年間の募集活動に関し、業務実施結果を分析し、得られた知見等を報告すること。その業務実施において、民間事業者 JICA 国内機関双方に有益となる内容とすること。提出は各年度の末日（営業日）を締切とする。

③最終業務報告書

全業務終了後、契約期間全ての業務実施結果を分析し、得られた知見等を報告すること。本業務を遂行する上での課題・提言等、引き継ぐべき事項を記載すること。提出は 2022 年 3 月末日（営業日）を締切とする。

(13) 本件業務の報告に関連する業務

- ①定期的に機構と打ち合わせを行い、業務の進捗等に関して必要な情報提供及び報告を行う（最低月 1 回程度）。
- ②四半期報告書（精算報告含む）、年間業務報告書を作成し、業務の進捗状況及び成果の報告を行う。

(14) 業務の引き継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、民間事業者が本業務を開始するまでの間に確実に必要かつ十分な業務の引継ぎ等を行うものとする。また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、民間事業者は当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、民間事業者の負担とする。

3. 契約期間に関する事項

業務委託契約の契約期間は、2017 年 11 月 13 日から 2022 年 3 月 31 日までとし、業務開始日を 2017 年 11 月 13 日とする。

4. 入札参加資格に関する事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、機構の確認を受けなければならない。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができる。

(1) 法第 15 条において準用する法第 10 条（第 11 号を除く。）に該当しないものであること。

(2) 機構もしくは全省庁統一資格における国の機関の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 公告日において平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という。）。

ただし、上記における全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、機構から資格審査を受けることができる。

詳細は機構ウェブサイトを参照すること。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→「調達情報」

→「競争参加資格審査」

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

5. 共同企業体結成及び補強の可否

(1) 共同企業体について

・共同企業体の構成数の制限はありません。

・構成員についても、代表者と同様に上記 4. (1) ~ (3) に示す競争参加資格条件を満たしている必要があるため、共同企業体代表者（社）と同様に機構からの確認を受けなければならない。

・共同企業体結成の場合は、機構が構成員から直接支払請求を受けたり、構成員へ機構から直接の支払を行うことは、原則としてない。

(2) 補強の可否について

・補強を認める。（1 人まで。）ただし、業務総括者については補強を認めない。また、技術提案書を提出する社（共同企業体の構成員を含む）の従業員が、本案件の技術提案書を提出する他社の補強要員となることは認めない。

・補強要員が担当する役割を、技術提案書において、明示すること。

【定義】

＜共同企業体＞：複数の民間事業者が、それぞれの民間事業者の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

6. 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 入札に係るスケジュール

①入札公告	: 2017年8月上旬頃
②業務内容説明会	: 2017年8月中旬頃
③質問受付期限	: 2017年8月下旬頃
④入札書・技術提案書提出期限	: 2017年9月下旬頃
⑤プレゼンテーション	: 2017年9月下旬頃
⑥技術提案書の審査	: 2017年10月上旬頃
⑦開札及び落札者の決定	: 2017年10月中旬頃
⑧事業開始日	: 2017年11月中旬頃

(2) 入札の実施手続き

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札説明書に記載された期日と方法により、機構が指定する場所まで提出すること。

- ①入札金額（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内の別紙2で示す経費の総額のうち消費税額等に相当する額を除いた金額とすること。）を記載した書類（以下、「入札書」という。）
- ②総合評価のための委託業務の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下、「技術提案書」という。）
- ③全省統一資格審査結果通知書（写）若しくは国際協力機構競争参加確認通知書（写）
- ④法第15条において準用する法第10条の規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類。
- ⑤共同企業体での参加の場合は、共同企業体結成に関する協定書又はこれに類する書類

(3) 技術提案書の内容

入札参加者が提出する技術提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載又は添付すること。その際、機構が様式を指定する内容については、その様式に従い、記載すること。

①事業概要【様式1】

主たる事業の概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴及び主要株主並びに他の者

との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条に規定する特定支配関係にある場合には、その者(以下「親会社等」という。)に関する上記情報。その他会社概要誌等を添付。

②類似業務実績【様式2】

人材の募集に関する説明会・セミナーの運営に関する過去3年間の業務の実績を記載すること。

③業務実施体制及び業務従事者【様式3】

ア) 業務実施体制

- (a) 組織体制、要員計画及びバックアップ体制
- (b) 業務総括者名及びスタッフ数(氏名の記載は不要)と役割分担
- (c) 機構、関係者との連絡体制(緊急時の対応を含む)

イ) 業務総括者の経歴、能力(類似業務に従事した実績を詳しく記載すること)

④事業計画

以下の項目を記載すること。

ア) 業務実施の基本方針【様式4】

(a) ボランティア事業の概要及び事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を踏まえた業務実施の基本方針

(b) 業務実施スケジュール、業務実施方法及び各業務での準備、実施、評価に際しての留意事項

イ) クレームやトラブル等の事故防止対策、情報セキュリティ対策、各種ハラスメント防止についての考え方及び社内研修等の実施状況【様式5】

⑤質の確保に関する考え方【様式6】

本業務で確保すべき質の確保に対する考え方を記載する。

⑥業務実施方法【様式7、8】

2.(5)(6)に挙げる本業務の内容について、応札者の具体的な実施方法を記載する。業務が確実に履行されることを示す根拠や、同業他社と比較した際の優位性を記述すると共に、業務コスト削減に繋がる具体的な提案を記述する。

⑦再委託に関する事項【様式9】

本実施要項9.(3)⑨により本業務の一部について必要に応じて再委託を行う場合は、再委託する業務の内容、企業名、住所、再委託先の業務履行能力、調達方法、報告徴収その他

の業務管理の方法を具体的に記載すること。

⑧簡易審査申請書【様式 10】

⑨情報セキュリティに関する資格・認証の証明書（写）

7. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

募集関連業務を実施する者（以下本項において「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

(1) 評価配点

評価は 300 点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点 200 点、価格点 100 点とする。

(2) 技術評価の方法

各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第一位まで採点）し、合計点を技術評価点とする。

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応札者の経験・能力等		50
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、人材募集及びウェブ運営に関する各種支援業務とする。 ● 過去10 年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	40
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントに関する資格（ISO9001 等） ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証 	10
2. 業務の実施方針等		110
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 	50

	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案されている業務の方法については、具体的かつ現実的なものか。 ● その他本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。 	
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制や要員計画が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案については、評価を低くする。 ● 要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。 	40
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 	20
3. 業務総括者の経験・能力		40
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、人材募集及びウェブ運営に関する各種支援業務とする。 ● 過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	25
(2) 業務総括者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年の総括経験にプライオリティを置き評価する。 	10
(3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。 	5

(3) 価格評価の方法

価格評価点については以下の評価方式により算出する。算出に当たっては、小数点以下第二位を四捨五入する。

$$\text{価格評価点} = (\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \times (100 \text{ 点})$$

ただし、入札価格が予定価格の6割を下回っている場合は、予定価格の6割を「入札価格」に置き換えて価格点を算出するものとし、価格評価点を一律40点とします。

(4) 落札者の決定方法

①加算方式による総合評価落札方式とする。契約担当役から競争参加資格の確認を受け、

技術提案書を提出した入札者で、当該入札者の入札価格が独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の技術等の各評価項目の得点の合計に入札価格の得点を加えて得た数値が最も高い者で、有効な入札を行った者を落札者とする。

②入札者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は再度の入札を行う。再入札を 2 回まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切る。

③機構は、落札者が決定した時は、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価等について公表するものとする。

(5) 落札者が決定しなかった場合の措置

機構は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、随意契約により、契約を締結することができる。ただし、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

8. 入札対象事業における従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙 3 のとおり。

9. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他業務委託の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき事項

①報告等

ア) 民間事業者は、四半期ごとに当該四半期に属する最後の月の翌月末日までに、「四半期報告」として、機構に報告しなくてはならない。ただし、第 4 四半期については、業務完了後速やかに提出するものとする。報告すべき内容は事業の実施に当り確保されるべきサービスの質に掲げる項目を中心とする。

また、報告書の作成に当ってはグリーン購入法の基準に適合した仕様とする。なお、グリーン購入法基準については、以下の URL を参照のこと。

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>)

イ) 民間事業者は、本件事業に関するクレームやトラブルについて、その内容及び対処方針を速やかに機構に報告しなければならない。

②調査

ア) 機構は、委託業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は民間事業者の

事務所に立ち入り、委託業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

イ) 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

ア) 機構は、委託業務を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置を取るべきことを指示することができる。

イ) 機構は、情報セキュリティの確保、クレームやトラブルの対応状況等により委託業務が適切なものであるかの確認を行い、不適切と判断する場合には、実施方法、実施計画の変更を求める。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①個人情報の保護並びに秘密の保持

ア) 民間事業者は、機構が定めるセキュリティに関する規定を遵守し、機構と同等の情報セキュリティ対策を講じなければならない。

イ) 民間事業者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、委託業務の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

ウ) 民間事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

エ) 民間事業者、その役職員その他委託業務に従事する者又は従事していたものは、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①事業の開始及び中止

ア) 民間事業者は、契約が締結された日から委託業務を開始すること。

イ) 民間事業者は、やむを得ない理由により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得なければならない。この場合において、民間事業者は、中止を決定した日が属する月の翌月末までに、中止時点までの委託業務の実施内容、及び実施に要した経費について、機構に報告しなければならない。機構は中止を決定した時点までに民間事業者が事業実施のために要した経費を除き、委託業務についての委託費の支払いは行わない。

ウ) 機構は、やむを得ない理由により委託業務を中止しようとするときは、あらかじめ民間事業者に通知しなければならない。この場合において、民間事業者は、中止を決定した日が属する月の翌月末までに、中止時点までの委託業務の実施内容、及び実施に要した経費について、機構に報告しなければならない。機構は中止を決定した時点までに民間事業

者が事業実施のために要した経費を除き、委託業務についての委託費の支払いは行わない。

②金品等の授受の禁止

民間事業者は、委託業務において機構が認める場合を除き、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

③宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人国際協力機構」、「JICA」、「青年海外協力隊事務局」の名称並びに機構の保有するロゴなどを委託業務以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。また、自ら行う事業が委託業務「JICA ボランティア募集関連業務」の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

④機構との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、会場型応募相談会等において、自ら行う事業（機構との契約に基づく事業を除く。）、若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑤安全衛生

民間事業者は、募集関連業務を実施するに当たり、参集者等の安全衛生について十分配慮するとともに災害発生時の連絡及び避難誘導に関する業務が適切に行える体制を整えておくこと。

⑥記録及び帳簿

民間事業者又は民間事業者であった者は、委託業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、委託業務を終了し又は中止した日の属する事業年度の翌年度から起算して10年間、保管しなければならない。

⑦権利の譲渡

民間事業者は、業務委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧権利義務の帰属

民間事業者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触する時は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。

⑨再委託

ア) 民間事業者は、機構から委託を受けた本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ) 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その業務の一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法（以下、「再委託先」という。）について記載しなければならない。

ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で機構の承認を受けることとする。

エ) 民間事業者は、上記（ロ）又は（ハ）により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ) 再委託先は、前記の個人情報の保護並びに秘密の保持、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、機構との契約によらない自らの事業の禁止及び権利義務の帰属については民間事業者と同様の義務を負うものとする。

⑩契約内容の変更

機構及び民間事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得た上、法 21 条の手続きを経なければならない。

⑪契約の解除

機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合、機構に損害が生じたときは、民間事業者は、機構に生じた損害を賠償する責任を負う。また、以下（ア）～（ケ）の規定により、委託契約を解除した時には、民間事業者は機構に対し、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ) 法第 14 条第 2 項第 3 号又は第 15 条において準用する第 10 条（第 11 号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ) 契約に沿った委託業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ) （ウ）に掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ) 法令又は契約に基づく指示（本実施要項に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）

に違反したとき。

キ) 民間事業者又はその役職員その他委託業務に従事する者が、法令又は契約に違反して受講者に関する情報等、委託業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

ク) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ケ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

⑫損害賠償

民間事業者は、民間事業者の故意又は過失によって機構に損害を与えたときは、機構に対し、その損害について賠償する責任を負う。

⑬不可抗力免責、危険負担

民間事業所は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により委託業務の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

⑭契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と機構が協議する。

⑮関係法令等の遵守

民間事業者は、委託業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

10. 委託業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

(1) 機構が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11. 対象公共サービスの評価に関する事項

(1) 実施状況に関する評価の実施時期

①業務全般にわたる評価

機構は、総務大臣が行う評価の時期（2020年12月から2021年2月を予定）を踏まえ、委託業務等の実施状況については、2017年度から2020年度までの状況を調査する。

②事業年度ごとの評価

機構は、委託業務の実施状況については、事業年度ごとの委託業務終了時点における状況を調査し、評価するものとする。

(2) 調査の実施方法

機構は、9. (1) ①の報告等を基に、下記(3)の調査項目については必要な調査を行い、従来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

①2. (8) ①～④に掲げる事項

②委託業務の運営に要した経費及び収入額

(4) 意見聴取等

機構は、委託業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者から直接意見等の聴取が出来るものとする。

(5) 実施状況等の確認

①業務全般にわたる評価

機構は、上記(1) ①による調査終了後に、当該調査により収集した情報及び上記(1) ②における評価を2020年12月を目途に総務大臣及び官民競争入札等監理委員会に提出する。

②立ち入り検査、指示等の報告

機構は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等管理委員会に通知する。また、機構が必要と判断した場合は、機構は、その措置の内容等を公表する。

12. 民間事業者を使用させることができる機構の施設・設備

(1) 施設・設備等の使用

募集活動に関して、JICAの保有する施設・設備の使用を認めることとする。

13. その他実施に関して必要な事項

(1) 会計検査について

民間事業者は会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(2) 委託業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(3) 次の①及び②のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。

①上記 9. (1) ①による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 9. (1) ②による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

②正当な理由なく、上記 9. (1) ③による指示に違反した者

(4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記 (3) の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記 (3) の刑を科されることとなる。

(5) 機構の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(6) 機構は、民間事業者の委託業務等の実施状況について、事業年度ごとに公表する。

以上

別紙資料目次

別紙 1	入札金額についての留意事項	27
別紙 2	募集にかかる各種資料作成、印刷、発送業務の留意事項	28
別紙 3	従来の実施に要した経費	38
別紙 4	JICA 組織図	41
別紙 5	青年海外協力隊事務局組織図	42
別紙 6	国内拠点名及び所管地域	43
別紙 7	JICA 情報セキュリティ管理規程	44
別紙 8	JICA 情報セキュリティ管理細則	49
別紙 9	個人情報保護に関する実施細則	80

様式資料目次

募集関連業務技術提案書

【様式 1】	1. 事業概要	100
【様式 2】	2. 類似業務実績	101
【様式 3】	3. 実施体制	102
【様式 4】	4. 事業計画 (1)	103
【様式 5】	4. 事業計画 (2)	104
【様式 6】	5. 質の確保に関する考え方	105
【様式 7】	6. 業務実施方法	106
【様式 8】	7. 各業務の実施方法	107
【様式 9】	8. 再委託に関する事項	108
【様式 10】	簡易審査申請書	109

経費積算に関する様式

【様式 11】	印刷単価表	111
【様式 12】	発送単価表	112
【様式 13】	経費算出表	113

別添資料目次

別添 1	JICA ボランティア募集関連業務（事業概要）	114
別添 2	JICA ボランティア事業の流れ	115
別添 3	JICA ボランティアの区分	117
別添 4	募集関連業務にかかる業務分掌	118
別添 5	JICA ボランティア要請数と応募者数、合格者数の推移	119
別添 6	2017 年度春募集説明会一覧	120
別添 7	2017 年度春募集説明会パワーポイント	125
別添 8	2017 年度春募集体験談&説明会アンケート（参考）	154
別添 9	ボランティアセミナー実績（2015～2016 年度）	156
別添 10	応募相談窓口電話受領件数実績	163
別添 11	2017 年度春募集ポスター等送付先実績	164
別添 12	JICA ボランティア募集関連業務中間報告書（首都圏）（参考）	165
別添 13	2016 年度秋募集職種別充足率	192
別添 14	パンフレット一覧	197
別添 15	JICA 講師謝金規程	199

入札金額についての留意事項

1. 経費積算

経費の積算に当たっては、実施要項（案）に記載されている内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算すること。なお、経費の費目構成については以下の通りとし、詳細な金額の内訳を経費積算表（別紙 5）に記載すること。なお、（3）印刷業務、（4）発送業務については、別紙 2 を参照の上、印刷単価表（別紙 3）、発送単価表（別紙 4）に基づき積算すること。

経費の費目構成

- （1）戦略策定・企画業務
- （2）応募促進業務
- （3）印刷業務（単価契約）
- （4）発送業務（単価契約）

※受注者に起因しない理由により、入札時から大幅な条件変更が生じた場合は、両者協議の上必要な変更を行うこととする。

2. 予算規模（税込）

上記（1）～（4）の業務すべてを実施するにあたり、以下の予算規模を上限目安として、入札金額を積算すること。

675 百万円

募集にかかる各種資料作成、印刷、発送業務の留意事項

1. JICA ボランティア募集関連各種資料印刷業務

1-1 業務内容

JICA ボランティア募集に関する各種資料を以下の要領で印刷する。

(1) 印刷物一覧

概数は 2017 年度春募集の実績に基づいて算出した数字である。印刷部数の通知時期については、春募集分は各年 1 月末、秋募集分は各年 7 月末を予定している。

1) 青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア（以下 JV）用募集要項セット

	内容	仕様	概数
ア	募集要項	A4 版、中綴製本、約 24 頁、4 色カラー、再生上質紙、4 色カラーコート表紙	各 18,000 部 × 8 期 (144,000 部)
イ	要請一覧	A4 版、中綴製本、約 80 頁、墨一色（うち 40 頁は 4 色カラー）、再生上質紙、4 色カラーコート表紙	
ウ	資料封入用封筒	角 2 型、4 色カラー、シール式	

2) シニア海外ボランティア及び日系社会シニア・ボランティア（以下 SV）用募集要項セット

	内容	仕様	概数
エ	募集要項	A4 版、中綴製本、約 24 頁、4 色カラー、再生上質紙、4 色カラーコート表紙	各 11,000 部 × 8 期 (88,000 部)
オ	要請一覧	A4 版、中綴製本、約 50 頁、墨一色（うち 8 頁は 4 色カラー）、再生上質紙、4 色カラーコート表紙	
カ	資料封入用封筒	角 2 型、4 色カラー、シール式	

3) JV・SV 共通資料

	内容	仕様	概数
キ	パンフレット	A4 版、中綴製本、約 30 頁、4 色カラー、マットコート表紙	29,000 部 × 8 期 (232,000 部)

4) 募集要項セット用手提げビニール袋

	内容	仕様	概数
ク	手提げビニール袋 (JV)	小判穴、乳白、280mm×450mm、両面 4 色カラー印刷、梨地、厚さ 70 ミクロン	18,000 枚 ×8 期 (144,000 枚)
ケ	手提げビニール袋 (SV)	小判穴、乳白、280mm×450mm、両面 4 色カラー印刷、梨地、厚さ 70 ミクロン	11,000 枚 ×8 期 (88,000 枚)

ア. 印刷物及び梱包資材についてはグリーン購入法基準に従うこと。なお、規格等で古紙パルプ配合率を満たさない用紙を使用せざるを得ない場合においては、オフセット等環境貢献の実施に基づく用紙を使用すること。この場合、極力古紙パルプ配合率の高い製品または森林認証など持続可能な森林経営がなされている森林から生産された原料を使用したもので、あらかじめ当機構の承認を得たものであれば可とする。納品までに、納入する用紙に関する品質証明書及びオフセット等環境貢献の実施に基づく用紙であることを確認できる書類を提出すること。

イ. 印刷物のページ数については、表紙を除く本文とする。

(2) 募集要項及び資料の封入

1) JV

- ・「ア」、「イ」及び「キ」を「ウ」へ封入する。封筒の封はせず、ベロは折る。
- ・資料封入後の「ウ」を「ク」へ封入する。

2) SV

- ・「エ」、「オ」及び「キ」を「カ」へ封入する。封筒の封はせず、ベロは折る。
- ・資料封入後の「カ」を「ケ」へ封入する。

(3) 原稿の提供時期

1 月下旬（春募集分）及び 7 月下旬（秋募集分）：発注者より本文原稿（一部を除く）提供

2 月中旬（春募集分）及び 8 月中旬（秋募集分）：「オ」要請部分原稿提供

2 月下旬（春募集分）及び 8 月下旬（秋募集分）：「イ」要請部分原稿提供

(4) 留意事項

- ・原稿をもとに、受注者がイラストレータでレイアウト編集・加工を行う。なお、レイアウト編集に当たっては、JICA と協議の上、一般読者にとっての見やすさに配慮した構成・デザインにすること。写真は提供する。
- ・募集要項・要請一覧の表紙、資料封入用封筒、手提げビニール袋に関しては編集作業が発生しないものとする。デザインは提供する。
- ・校正は簡易校正とし、5 回程度を想定している。
- ・ビニール袋の校正は紙のみでの校正も可とする。（2 回程度を想定）
- ・校了までのスケジュールは、随時 JICA と協議のうえ進めていくこと。
- ・単価には、校正に関する費用も含まれる。

1-2 納品形態

(1) 募集要項セット

- ・上記「ク」「ケ」へ封入されたものに関しては、青年とシニア毎に梱包し納品する。
- ・一部は手提げビニール袋（「ク」「ケ」）と資料が封入された封筒（「ウ」「カ」）を別々に納品する。

(2) 印刷物の電子データ（納品先：JICA 青年海外協力隊事務局）

- ・印刷物 1 つにつき 1 つのファイルを PDF 形式で作成し、元データ（ai 形式）及び PDF データを 1 つの CD-R にまとめて納品する。

2. 現職教員特別参加制度関連資料印刷業務

2-1. 業務内容

青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア「現職教員特別参加制度」のパ
ンフレット及び資料を以下の要領で印刷する。

(1) 印刷物一覧

概数は 2017 年度春募集の実績に基づいて算出した数字である。印刷部数の通
知時期については、各年 1 月中旬を予定している。なお、本業務は JICA ボラ
ンティアの春募集のみとし、2018 年度春募集から 2021 年度春募集までの全 4 募集
期が対象となる。

	内容	仕様	概数
ア	「現職教員特別参加制度のご案内」パンフレット	A4版、中綴製本、約16頁、4色カラー、マットコート表紙両面	160,000部×4期(640,000部)
イ	貼付用ポスター	A4版、片面4色カラー、コート紙(110k程度)	51,800部×4期(207,200部)
ウ	送付状(計7種類)	A4版、片面墨1色、再生上質紙	51,900部×4期(207,600部) 《一期分内訳》 ・全国教育委員会…1,800部 ・附属学校を置く国立大学法人…60部 ・全国国立大学法人附属学校…270部 ・全国公立学校…39,300部 ・各都道府県私立学校主管課…50部 ・全国私立学校…10,350部 ・「現職特別参加制度」参加教員…70部
エ	送付用封筒	角2、ハイシール作成、片面印刷	51,800部×4期(207,200部)

【留意事項】

- ・ 前回原稿編集用データをもとに、イラストレータでレイアウト編集・加工を行う。なお、レイアウト編集に当たっては、JICAと協議の上、一般読者にとっての見やすさに配慮した構成・デザインにすること。
- ・ 原稿は基本的にイラストレータ、Word、Excel、PDF、PPT、idd、eps等のデータを提供するが、一部文字データのみの場合もある。写真は提供する。
- ・ 校正は簡易校正とし、3回程度を想定している。
- ・ 単価には、校正に関する費用も含まれる。

2-2. 電子データ納品

- ・ 「ア」「イ」「エ」については、イラストレータで作成し、元データ(ai形

式) 及び PDF データを CD-R にまとめて納品する。

- ・ 「ウ」については、Word データ及び PDF データを CD-R にまとめて納品する。

2-3. 納品先

- ・ 印刷物：受注者指定発送業者、文科省及び各国内機関
- ・ 電子データ：JICA 青年海外協力隊事務局

3. JICA ボランティア募集関連各種資料発送業務

3-1 業務内容

受注者は JICA ボランティア募集関連各種資料を発送先ごとに必要な種類、数量に分別、封入、梱包し、受注者が提案した宛先へ期日までに到着するように発送する。

(1) 作業コードについて

送付先の種類及び送付物の内容によって分類したコードを「作業コード」という。作業コードは、「早」、「ポJ」、「ポG」、「ポ他」、「要J」、「両J」、「他」、「募」、「医」、「通」の全 10 種類。全送付先はコードのいずれかに分類される。作業コードごとの送付物、到着期限等については、下記「作業コード一覧表」を参照。また、作業コード毎の発送件数（2017 年度春募集の実績）は別添 12 のとおり。

【募集関連資料】作業コード一覧表

	作業コード	送付先	送付物				発送先への到着期限
			ポスタ ー	募集要項 セット	送付状 および FAX 送信状	医療生協用 送付状・ FAX 送信状	
1	早	制限なし	○		○		2 月および 8 月中旬
2	ポJ	JICA 関係機関	○				3 月および 9 月上旬
3	ポG	公的機関 (中央省庁・地方自治体など)	○		○		
4	ポ他	企業/団体/個人/その他	○		○		
5	要J	JICA 関係機関		○			3 月および 9 月中旬
6	両J	JICA 関係機関	○	○			
7	他	公的機関/企業/団体/個人/その他	○	○	○		

8	募	JICA 本部・JICA 国内拠点・JOCA		○			
9	医	医療生協	○			○	2月および8月中旬
10	通	JICA 本部・国内拠点・JOCA	○				2月および8月中旬

(2) 送付物について

送付物は大きく 4 種類に分類される。受注者は作業コードごとの送付物を封入・発送すること。発注者が別途契約する印刷業者から本件受注者への送付資料の納入時期は各項目の「納入時期」に記載のとおり。

1) ポスター

ア 納入時期

- ・作業コード「早」「通」分：1月および7月下旬
- ・作業コード「早」「通」以外：2月および8月中旬

イ 送付物の種類 29 種（別添 2 参照）

- ・B1 サイズ（3 種類）
- ・B2 サイズ（3 種類）
- ・B3 サイズ（23 種類）

※ポスターの種類については変更する可能性があり、その際は速やかに通知する。

※ポスターには送付先によって、折有りタイプ、折無しタイプがある。

2) 募集要項セット

ア 納入時期

- ・3月および9月上旬

イ 送付物の種類・名称

- ・青年海外協力隊（約 350g）
- ・シニア海外ボランティア（約 300g）

※ビニール袋に角 2 封筒（中に冊子 3 冊が封入）が入ったもの、ビニール袋と封筒別のももあり

3) 送付状及び FAX 送信状

ア 納入時期

- ・1月および7月下旬

イ 送付物の種類・名称

- ・送付状（A4 サイズ 1 枚）
- ・FAX 送信状（A4 サイズ 1 枚）

4) 「医」コード用送付状及び FAX 送信状

ア 納入時期

- ・1 月および 7 月下旬

イ 送付物の種類・名称

- ・「医」コード用送付状（A4 サイズ 1 枚）
- ・FAX 送信状（A4 サイズ 1 枚）

(3) 梱包作業について

1) 梱包資材について

上記 (2) の送付物を梱包する資材は全て受注者が準備すること。送付先によっては、ポスター折無しタイプ、ポスター折有りタイプ、募集要項と複数種類の送付物を送る場合があり、送付物に破損が生じないように送付すること。また、資材についてはグリーン購入法基準に従うこと。

2) 留意事項

- ・梱包資材表面の分かりやすい場所に、梱包されている送付物の「名称」「種類（ポスターのみ）」「部数」を明記すること。
- ・1 個口当たり 20kg 以下に梱包すること。
- ・1 件の送り先への送付物が複数口に亘る際は、各包みに○/○と個数を明記すること。
- ・異なる種類のポスターを 1 つの梱包資材で梱包する時は、種類ごとに別々に包装すること。
- ・ポスター折無しタイプは、折り目が見つからないように梱包すること（丸めても良い）。折有りタイプは、すべて B5 サイズに折りたたまれている。
- ・送付状及び FAX 送信状は 1 番目の包みの最上部に梱包すること。
- ・募集要項（角 2 封筒入り）は封が開いている状態のままにしておくこと。

(4) 発送作業に係る留意事項

- ・送付先住所一覧（発送先毎の送付内容と数量を含む）は、1 月下旬および 7 月下旬にファイルメーカーデータまたはエクセルデータで提供する。

- ・ 送付先の宛名ラベルは受注者が作成する。
- ・ 発送業務作業場所（印刷業者からの発送物の納入場所）は、国内に限る。受注者が作業場所を手配すること。
- ・ 作業コードごとに指定している到着期限を厳守すること。ただし、送付物納入の遅延等、受注者の責によらない場合はその限りでない。
- ・ 発送は送付分量に合わせて経済的な発送方法（メール便、宅配便）を選択するものとする。
- ・ 宅配便「80 サイズ以下」は、3 辺（縦・横・高さ）計 80 cm、重量 5 kg までのものが対象となる。
- ・ 返送された資料については発送先情報と返送理由をリスト化し、提出すること。

3-2 作業工程表の作成について

競争参加資格確認申請時に本業務を行う場合の工程表を提出すること

3-3 発送伝票控の扱いについて

発送状況の照会を行うことがあるため、発送伝票の控えを 5 月および 11 月末日まで受注者にて保管すること。

4. 現職教員特別参加制度関連資料の発送業務

4-1. 業務内容

印刷業者から納入されたパンフレットを発送先ごとに必要な種類、数量に分別し、指定した発送先へ期日までに到着するように発送する。なお、本業務は JICA ボランティアの春募集のみとし、2018 年度春募集から 2021 年度春募集までの全 4 募集期が対象となる。

(1) 発送先・想定発送件数

発送先は以下のとおり。想定件数は 2017 年度春募集の実績に基づく数量（閉校などにより、毎年最終的な発送件数は変更の可能性がある）。実際の発送件数は変更の可能性があるため、実績に基づき精算する。

	発送先	想定件数
1	全国教育委員会（都道府県・市・特別区・町・村）：	1,788 件
2	附属学校を置く国立大学法人：	56 件

3	全国国立大学法人附属学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）	262 件
4	全国公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校）：	39,232 件
5	各都道府県私立学校主管課：	47 件
6	全国私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）：	10,312 件
7	「現職教員特別参加制度」参加教員：	66 件
	計	51,763 件

(2) 送付物について

以下 3 種の資料を封筒（角 2 サイズ、ハイシール）に封入し、封緘する（発送先 1～7 共通）。

① 送付状：1 部

送付状は、ア）各教育委員会教育長宛、（イ）附属学校を置く各国立大学法人学長宛、（ウ）各国立大学法人附属学校長宛、（エ）各公立学校長宛、（オ）各都道府県私立学校主管課長宛（カ）各私立学校長宛、（キ）「現職教員特別参加制度」参加教員宛の 7 種あるので、発送先によって（ア）～（キ）の該当する送付状を封入すること。

②現職教員特別参加制度のご案内パンフレット：3 部

③貼付用ポスター：1 部

(3) 発送作業に係る留意事項

- ・送付先住所一覧（発送先毎に封緘する送付状種類の指定を含む）は、各年 1 月中旬に送付する。
- ・発送時期は、各年 2 月中旬を予定している。
- ・送付先の宛名ラベルは受注者が作成する。

4-2. 発送伝票控の扱いについて

発送状況の照会を行うことがあるため、発送伝票の控えを下記の期日まで受注者にて保管すること。

2018 年度春募集：2019 年 3 月 31 日まで

2019 年度春募集：2020 年 3 月 31 日まで

2020 年度春募集 : 2021 年 3 月 31 日まで

2021 年度春募集 : 2022 年 3 月 31 日まで

以上

従来の実施に要した経費（2016年度分）

首都圏

	単価		回数	会場借料	合計
戦略策定・企画業務	42,319	×	2募集期	+	0
戦略策定・企画業務 合計 (①)					84,638
募集説明会	大規模	469,387	×	20	+
	中規模	374,970	×	20	
	小規模	208,935	×	21	
募集説明会 合計 (②)					7,755,663
募集説明会 合計 (②)					29,030,438
募集説明会の広報	781,244	×	2募集期	+	0
募集説明会の広報 合計 (③)					1,562,488
ボランティアセミナー	52,200	×	130回	+	0
ボランティアセミナー 合計 (④)					6,786,000
①+②+③+④					37,463,564
消費税8% (⑤)					2,997,083
①+②+③+④+⑤					40,460,647

大規模：目標参集者数が151名以上
 中規模：目標参集者数が81～150名まで
 小規模：目標参集者数が80名まで

中部

	単価		回数	会場借料	合計
戦略策定・企画業務	78,441	×	2募集期	+	0
戦略策定・企画業務 合計 (①)					156,882
募集説明会	大規模	502,095	×	8	+
	中規模	371,747	×	8	
	小規模	272,290	×	11	
募集説明会 合計 (②)					292,165
募集説明会 合計 (②)					10,278,091
募集説明会の広報	964,177	×	2募集期	+	0
募集説明会の広報 合計 (③)					1,928,354
ボランティアセミナー	138,346	×	35回	+	8,600
ボランティアセミナー 合計 (④)					4,850,710
①+②+③+④					17,214,037
消費税8% (⑤)					1,377,121
①+②+③+④+⑤					18,591,158

大規模：目標参集者数が121名以上
 中規模：目標参集者数が61～120名まで
 小規模：目標参集者数が60名まで

関西

	単価		回数	会場借料	合計
戦略策定・企画業務	40,675	×	2募集期	+	0
戦略策定・企画業務 合計 (①)					81,350
募集説明会	大規模	442,361	×	6	+
	中規模	342,440	×	16	
	小規模	269,251	×	18	
募集説明会 合計 (②)					4,219,932
募集説明会 合計 (②)					17,199,656
募集説明会の広報	778,512	×	2募集期	+	0
募集説明会の広報 合計 (③)					1,557,024
ボランティアセミナー	76,965	×	60回	+	0
ボランティアセミナー 合計 (④)					4,617,900
①+②+③+④					23,455,930
消費税8% (⑤)					1,876,472
①+②+③+④+⑤					25,332,402

大規模：目標参集者数が151名以上
 中規模：目標参集者数が81～150名まで
 小規模：目標参集者数が80名まで

九州

	単価		回数	会場借料	合計
戦略策定・企画業務	4,125,000	×	1.85募集期	+	0
戦略策定・企画業務 合計 (①)					7,631,250
募集説明会	大規模	110,000	×	2	+
	中規模	60,000	×	9	
	小規模	44,136	×	29	
募集説明会 合計 (②)					697,729
募集説明会 合計 (②)					2,737,673
募集説明会の広報	13,889	×	2募集期	+	0
募集説明会の広報 合計 (③)					27,776
ボランティアセミナー	7,057	×	52回	+	1,389
ボランティアセミナー 合計 (④)					368,353
①+②+③+④					10,765,052
消費税8% (⑤)					861,203
①+②+③+④+⑤					11,626,255

大規模：目標参集者数が101名以上
 中規模：目標参集者数が51～100名まで
 小規模：目標参集者数が50名まで

従来の実施に要した経費（直営分）

機関名	募集期	人件費（※）	直接経費				合計
			広報経費	募集説明会	ボランティアセミナー	その他募集広報活動	
JICA北海道	2016春	2,556,000	2,540,730	515,230	5,780	35,460	5,653,200
	2016秋	2,556,000	2,656,800	437,260	52,780	112,330	5,815,170
JICA東北	2016春	2,556,000	2,665,000	376,720	5,100	38,880	5,641,700
	2016秋	2,556,000	2,630,000	389,100	44,180	101,180	5,720,460
JICA二本松	2016春	2,556,000	540,000	166,540	4,600	0	3,267,140
	2016秋	2,556,000	1,288,780	424,800	19,900	16,000	4,305,480
JICA駒ヶ根	2016春	2,556,000	901,627	355,942	0	0	3,813,569
	2016秋	2,556,000	854,017	441,443	18,020	0	3,869,480
JICA北陸	2016春	2,556,000	2,954,749	380,900	0	0	5,891,649
	2016秋	2,556,000	3,258,665	333,785	0	0	6,148,450
JICA中国	2016春	2,556,000	2,589,056	578,500	88,400	361,378	6,173,334
	2016秋	2,556,000	2,575,814	645,723	23,580	517,680	6,318,797
JICA四国	2016春	2,556,000	3,087,321	579,820	5,540	177,470	6,406,151
	2016秋	2,556,000	2,798,839	669,850	107,740	231,890	6,364,319
JICA沖縄	2016春	2,556,000	1,914,930	204,248	0	20,000	4,695,178
	2016秋	2,556,000	2,798,046	196,020	38,400	20,000	5,608,466
合計		40,896,000	36,054,374	6,695,881	414,020	1,632,268	85,692,543

（※）各国内機関配属の国内協力員1名分を積算

2016年度印刷・発送業務に要した経費

【印刷業務】

作成物	2016年度秋募集		2017年度春募集	
	数量	金額	数量	金額
1. 募集要項・応募関連資料				
JV用	16,350	2,239,950	18,600	1,980,900
SV用	10,150	1,471,750	11,900	1,383,970
共通パンフレット	26,500	810,900	30,500	933,300
手提げビニール袋	26,500	1,186,300	30,500	1,362,212
梱包用段ボール	1,070	95,230	925	80,325
2. 現職教員特別参加制度関連資料（※）				
パンフレット	0	0	159,300	2,214,270
送付状	0	0	51,820	150,278
封筒	0	0	51,800	870,240
小計		5,804,130		8,975,495
消費税等		464,330		718,040
合計		6,268,460		9,693,535
総合計		15,961,995		

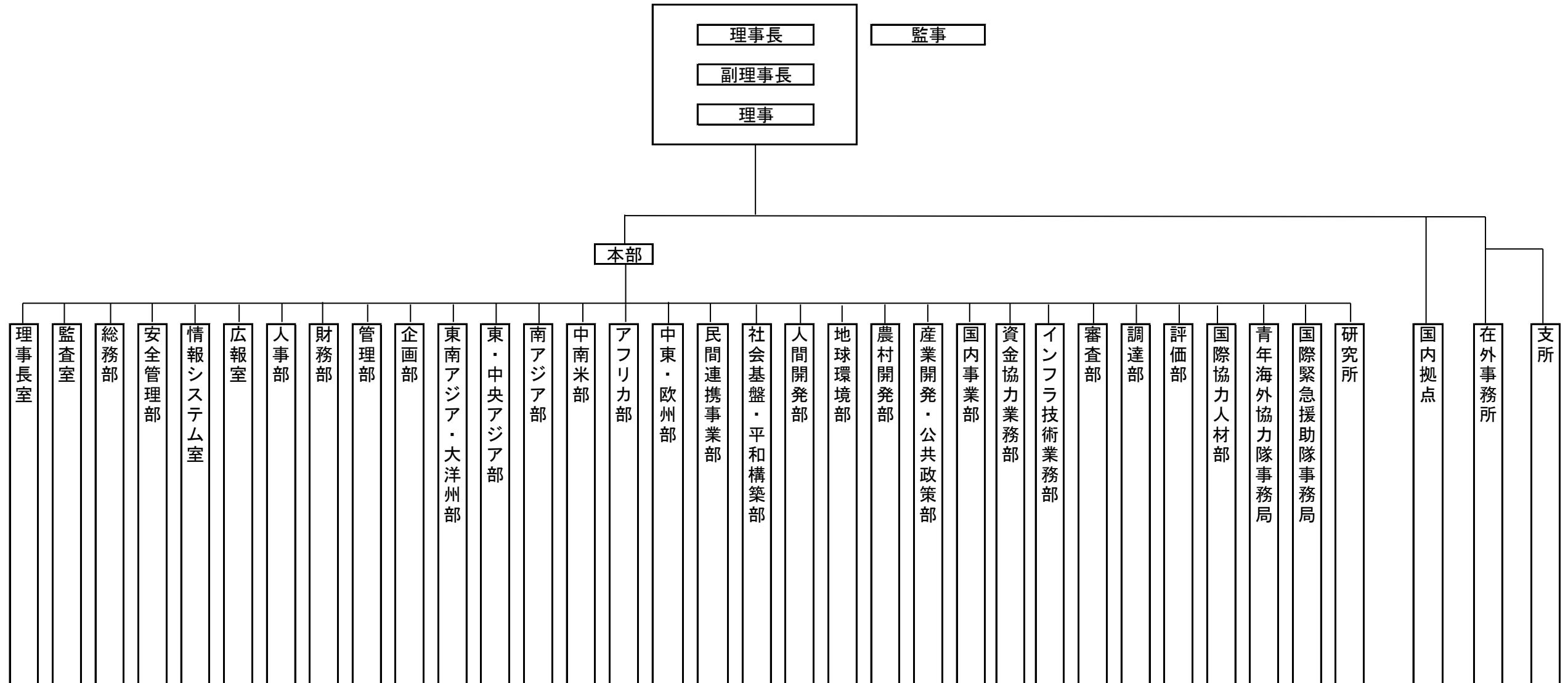
（※）現職教員特別参加制度は春募集のみ実施

【発送業務】

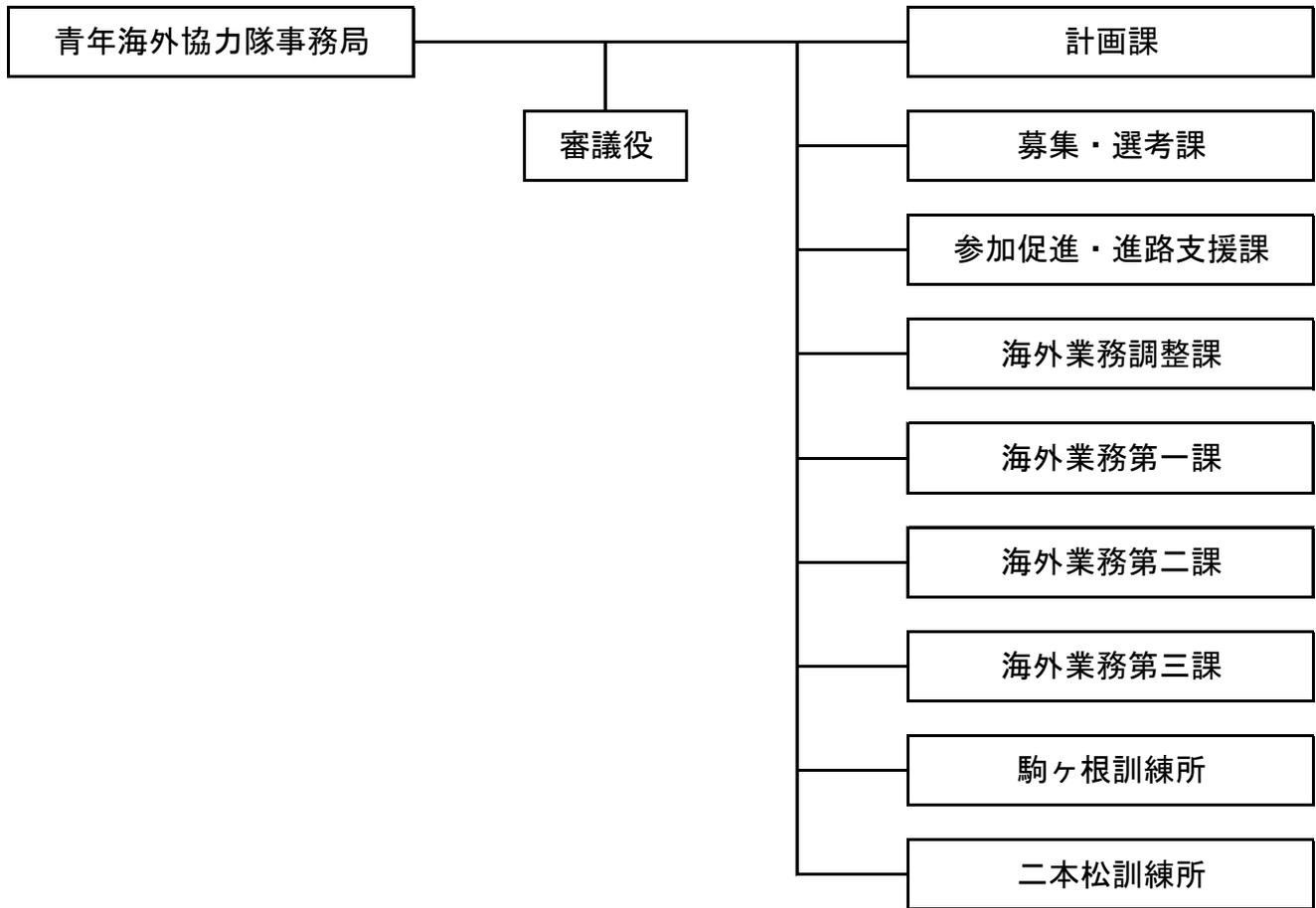
発送種別	2016年度秋募集		2017年度春募集	
	件数	金額	件数	金額
メール便	7432	542,536	7,097	518,081
宅配便（沖縄・離島）	35	111,650	40	127,600
宅配便（沖縄・離島以外）	1450	928,000	1,821	1,165,440
メール便（現職教員パンフレット）	0	0	51,763	3,360,887
小計		1,582,186		5,172,008
消費税等		126,574		413,760
合計		1,708,760		5,585,768
総合計		7,294,528		

JICA 組織図

独立行政法人国際協力機構の機構
(2017年4月1日)



青年海外協力隊事務局組織図（2017年4月1日）



国内拠点名及び所管地域

国内拠点名	所管地域
JICA北海道（札幌・帯広）	北海道
JICA東北	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県
JICA二本松	福島県
JICA筑波	茨城県・栃木県
青年海外協力隊事務局	東京都（23区）
JICA東京	群馬県・埼玉県・千葉県・東京都（23区外）・新潟県
JICA横浜	神奈川県・山梨県
JICA駒ヶ根	長野県
JICA北陸	富山県・石川県・福井県
JICA中部	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
JICA関西	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
JICA中国	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
JICA四国	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
JICA九州	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
JICA沖縄	沖縄県

○独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程

(平成 29 年 4 月 3 日規程(情)第 14 号)

目次

第 1 章 目的及び適用対象(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 情報セキュリティ対策のための基本指針(第 3 条・第 4 条)

第 3 章 情報セキュリティ対策のための基本対策(第 5 条―第 24 条)

附則

第 1 章 目的及び適用対象

(目的)

第 1 条 この規程は、政府機関等の情報セキュリティ対策の運用等に関する指針(平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に定める統一基準群(以下「統一基準群」という。)を踏まえ、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)がとるべき情報セキュリティの目的、対象範囲等の基本的な考え方を定めることを目的とする。

2 この規程に基づく情報セキュリティを確保するために必要な対策基準(以下「対策基準」という。)は、別に定める。

3 この規程における用語の定義は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 「情報システム」とは、ハードウェア及びソフトウェアからなるシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り、機構が調達又は開発するもの(管理を外部委託しているシステムを含む。)をいう。

(2) 「機構情報セキュリティポリシー」(以下「機構ポリシー」という。)とは、機構の情報セキュリティ対策の基本的な方針であるこの規程及び対策基準を定める細則をいう。

(適用対象)

第 2 条 この規程の適用対象とする者は、次に掲げる者とする。

(1) 機構の役職員、非常勤勤務者及び名称の如何を問わず機構の指揮命令を受けて業務に従事する者(以下「役職員等」という。)

(2) 前項に掲げる者以外で、機構と契約上の守秘義務を負い、かつ、機構の保有する情報を取り扱う者(以下「情報取扱事務従事者」という。)

2 この規程の適用対象とする情報は、次のとおりとする。

(1) 役職員等及び情報取扱事務従事者が職務上使用することを目的として機構が調達し、又は開発した情報システム又は電磁的記録媒体に記録された情報(当該情報システムから出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。)

(2) その他の情報システム又は電磁的記録媒体に記録された情報(当該情報システムから

出力された書面に記載された情報及び書面から情報システムに入力された情報を含む。)であって、役職員等及び情報取扱事務従事者が業務上取り扱う情報

(3) (1)及び(2)のほか、機構が調達し、又は開発した情報システムの設計又は運用管理に関する情報

第2章 情報セキュリティ対策のための基本指針

(リスク評価と対策)

第3条 機構は、組織の目的等を踏まえ、自己点検結果、各種監査の結果を勘案した上で、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

2 機構は、前項の評価に変化が生じた場合には、情報セキュリティ対策を見直すものとする。

(情報セキュリティポリシー)

第4条 機構は、対策基準を「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準」という。)と同等以上の情報セキュリティ対策が可能となるように定めるものとする。

2 機構は、前条第1項の評価の結果を踏まえ、機構ポリシーの評価及び見直しを行うものとする。

第3章 情報セキュリティ対策のための基本対策

(管理体制)

第5条 機構は、情報セキュリティ対策を実施するための組織・体制を整備するものとする。

2 機構は、最高情報セキュリティ責任者を1人置き、情報システム室担当理事をもって充てる。

3 最高情報セキュリティ責任者は、機構の情報セキュリティ対策の業務を統括するとともに、その責任を負う。

4 最高情報セキュリティ責任者は、前項に定める所管事項を対策基準に定める責任者等に分掌させることができる。

(情報セキュリティ委員会)

第6条 最高情報セキュリティ責任者は、機構ポリシー等の審議を行う機能を持つ組織として、機構の情報セキュリティを推進する部署及びその他業務を実施する部署の代表者を構成員とする情報セキュリティ委員会を置くものとする。

2 情報セキュリティ委員会の委員長及び委員は、最高情報セキュリティ責任者が情報セキュリティを推進する各部の代表者から指名する。委員の構成は、次のとおりとし、必要に応じ、他の役員等又は第三者の専門家を出席させることができる。

(1) 委員長 情報システム担当理事

(2) 副委員長 情報システム室長

(3) 委員 総務部長、人事部長、財務部長、管理部長及び企画部長

(対策推進計画)

第 7 条 最高情報セキュリティ責任者は、第 3 条第 1 項の評価の結果を踏まえた情報セキュリティ対策を総合的に推進するための計画（以下「対策推進計画」という。）を定めるものとする。

[第 3 条第 1 項]

2 機構は、対策推進計画に基づき情報セキュリティ対策を実施するものとする。

3 最高情報セキュリティ責任者は、前項の実施状況を評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、対策推進計画の見直しを行うものとする。

(例外措置)

第 8 条 機構は、機構ポリシーに定めた情報セキュリティ対策の実施に当たり、例外措置を適用するために必要な申請・審査・承認のための手順と担当者を定める。

(教育)

第 9 条 機構は、役職員等及び情報取扱事務従事者が自覚をもって機構ポリシーに定められた情報セキュリティ対策を実施するよう、情報セキュリティに関する教育を行うものとする。

(情報セキュリティインシデントへの対応)

第 10 条 機構は、情報セキュリティインシデント（JIS Q 27000：2014 における情報セキュリティインシデントをいう。以下同じ。）に対処するため、適正な体制を構築するとともに、必要な措置を定め、実施するものとする。

2 情報セキュリティインシデント及びその可能性を認知した者は、機構ポリシーに定める報告窓口に報告するものとする。

3 機構ポリシーに定める責任者は、情報セキュリティインシデントに関して報告を受け又は認知したときは、必要な措置を講じるものとする。

(自己点検)

第 11 条 機構は、情報セキュリティ対策の自己点検を行うものとする。

(監査)

第 12 条 機構は、機構ポリシーが統一基準群に準拠し、かつ実際の運用が機構ポリシーに準拠していることを確認するため、情報セキュリティ監査を行うものとする。

(情報の格付)

第 13 条 機構は、取り扱う情報に、機密性、完全性及び可用性の観点に基づき区別し、分類した格付を付するものとする。

2 機構は、政府機関への情報の提供、運搬及び送信に際しては、前項で定めた情報の格付のうち、いかなる区分に相当するかを明示等するものとする。

(情報の取扱制限)

第 14 条 機構は、情報の格付に応じた取扱制限を定めるものとする。

2 機構は、取り扱う情報に、前項で定めたその取扱制限を付するものとする。

3 機構は、政府機関への情報の提供、運搬及び送信に際しては、情報の取扱制限を明示等するものとする。

(情報のライフサイクル管理)

第 15 条 機構は、情報の作成、入手、利用、保存、提供、運搬、送信及び消去の各段階で、情報の格付及び取扱制限に従って必要とされる取扱いが損なわれないように、必要な措置を定め、実施するものとする。

(情報を取り扱う区域)

第 16 条 機構は、機構が管理する事業所、又は機構外の組織から借用している施設等、機構の管理下にあり、施設及び環境に係る対策が必要な区域の範囲を定め、その特性に応じて対策を決定し、実施するものとする。

(外部委託)

第 17 条 機構は、情報処理に係る業務を外部委託する場合には、必要な措置を定め、実施するものとする。

2 機構は、外部委託を実施する場合は、委託先において情報漏えい対策や、委託内容に意図しない変更が加えられない管理を行うこと等の必要な情報セキュリティ対策が実施されることを選定条件とし、仕様内容にも含めるものとする。

3 機構は、要機密情報を約款による外部サービスを利用して取り扱ってはならない。

4 機構は、機器等の調達に当たり、既知の脆弱性に対応していないこと、危殆化した技術を利用していること、不正プログラムを埋め込まれること等のサプライチェーン・リスクへの適切な対処を含む選定基準を整備するものとする。

(情報システムに係る文書及び台帳整備)

第 18 条 機構は、所管する情報システムに係る文書及び台帳を整備するものとする。

(情報システムのライフサイクル全般にわたる情報セキュリティの確保)

第 19 条 機構は、所管する情報システムの企画、調達・構築、運用・保守、更改・廃棄及び見直しの各段階において情報セキュリティを確保するための措置を定め、実施するものとする。

(情報システムの運用継続計画)

第 20 条 機構は、所管する情報システムに係る運用継続のための計画（以下「情報システムの運用継続計画」という。）を整備する際には、非常時における情報セキュリティ対策についても、勘案するものとする。

2 機構は、情報システムの運用継続計画の訓練等に当たっては、非常時における情報セキュリティに係る対策事項の運用が可能かどうか、確認するものとする。

(暗号・電子署名)

第 21 条 機構は、暗号及び電子署名の利用について、必要な措置を定め、実施するものとする。

(インターネット等を用いたサービスの提供)

第 22 条 機構は、インターネット等を用いて機構外にサービスを提供する際には、利用者端末の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するために、必要な措置を定め、実施するものとする。

(情報システムの利用)

第 23 条 機構は、情報システムの利用に際して、情報セキュリティを確保するために役職員等及び情報取扱事務従事者が行わなければならない必要な措置を定め、実施するものとする。

(細則等への委任)

第 24 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他の実施について必要な事項は、情報システム室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 から適用する。

○情報セキュリティ管理細則

(平成 29 年 4 月 3 日細則(情)第 11 号)

目次

第 1 編 総則

第 1 章 目的・定義・適用範囲(第 1 条―第 5 条)

第 2 章 情報の格付の区分・取扱制限(第 6 条・第 7 条)

第 2 編 情報セキュリティ対策の基本的枠組み

第 1 章 導入・計画(第 8 条―第 16 条)

第 2 章 運用(第 17 条―第 25 条)

第 3 章 点検(第 26 条―第 31 条)

第 4 章 見直し(第 32 条・第 33 条)

第 3 編 情報の取扱い

第 1 章 情報の取扱い(第 34 条―第 41 条)

第 2 章 情報を取り扱う区域の管理(第 42 条―第 44 条)

第 4 編 外部委託

第 1 章 外部委託(第 45 条―第 52 条)

第 5 編 情報システムのライフサイクル

第 1 章 情報システムに係る文書等の整備(第 53 条―第 55 条)

第 2 章 情報システムのライフサイクルの各段階における対策(第 56 条―第 65 条)

第 3 章 情報システムの運用継続計画(第 66 条)

第 6 編 情報システムのセキュリティ要件

第 1 章 情報システムのセキュリティ機能(第 67 条―第 73 条)

第 2 章 情報セキュリティの脅威への対策(第 74 条―第 77 条)

第 3 章 アプリケーション・コンテンツの作成・提供(第 78 条―第 82 条)

第 7 編 機構の情報システムの構成要素

第 1 章 端末・サーバ装置等(第 83 条―第 90 条)

第 2 章 電子メール・ウェブ等(第 91 条―第 96 条)

第 3 章 通信回線(第 97 条―第 103 条)

第 8 編 情報システムの利用

第 1 章 情報システムの利用(第 104 条―第 110 条)

第 2 章 機構支給以外の端末の利用(第 111 条・第 112 条)

附則

第 1 編 総則

第 1 章 目的・定義・適用範囲

(目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(平成 29 年規程(情)第 14 号。以下「管理規程」という。)第 1 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)の情報セキュリティを確保するために必要な対策基準を定める。

(用語定義)

第 2 条 この細則における用語の定義は、管理規程に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 「アプリケーション・コンテンツ」とは、アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。

(2) 「部等」とは、組織規程第 4 条に定める本部の部、室、事務局及び研究所、組織規程第 50 条に定める国内機関、組織規程第 57 条に定める在外事務所、組織規程第 2 条第 2 項に定める支所及び出張所をいう。

[第 4 条] [第 50 条] [第 57 条]

(3) 「課等」とは、独立行政法人国際協力機構組織規程(平成 16 年規程(総)第 4 号。以下「組織規程」という。)第 6 条第 1 項及び第 6 項に定める本部の課、室及びチーム並びに組織規程第 53 条第 1 項に定める国内機関の課をいう。

[独立行政法人国際協力機構組織規程(平成 16 年規程(総)第 4 号。以下「組織規程」という。)第 6 条第 1 項] [第 6 項] [組織規程第 53 条第 1 項]

(4) 「可用性」とは、情報へのアクセスを認められたものが、必要時に中断することなく、情報にアクセスすることができる特性をいう。

(5) 「完全性」とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない特性をいう。

(6) 「外部委託」とは、機構の情報処理業務の一部又は全部について、「委任」「準委任」「請負」といった契約形態を問わず、契約をもって機構外の者に実施させることをいう。

(7) 「機器等」とは、情報システムの構成要素(サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器等、ソフトウェア等)、外部電磁的記録媒体等の総称をいう。

(8) 「機密性」とは、情報に関して、アクセスを認められた者のみが、これにアクセスできる特性をいう。

(9) 「記録媒体」とは、情報が記録され、又は記載される有体物をいう。記録媒体には、文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(以下「書面」という。)と、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)がある。また、電磁的記録媒体には、サーバ装置、端末、通信回線装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体と、USB メモリ、外付けハードディスクドライブ、DVD-R 等の外部電磁的

記録媒体がある。

(10) 「クラウドサービス」とは、事業者によって定義されたインターフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソースにネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものをいう。

(11) 「サーバ装置」とは、情報システムの構成要素である機器のうち、通信回線等を経由して接続してきた端末等に対して、自らが保持しているサービスを提供するもの(搭載されるソフトウェア及び直接接続され一体として扱われるキーボードやマウス等の周辺機器を含む。)をいい、特に断りがない限り、機構が調達又は開発するものをいう。

(12) 「CSIRT」(シーサート)とは、機構において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、機構に設置された体制をいう。Computer Security Incident Response Teamの略である。

(13) 「情報セキュリティ関係規程等」とは、管理規程、この細則及びこの細則に基づき情報システム室長が別に定める実施手順その他の準内部規程を総称したものをいう。

(14) 「対策推進計画」とは、管理規程第7条第1項に定めるものをいう。

[管理規程第7条第1項]

(15) 「通信回線」とは、複数の情報システム又は機器等(機構が調達等を行うもの以外のものを含む。)の間で所定の方式に従って情報を送受信するための仕組みをいい、特に断りのない限り、機構の情報システムにおいて利用される通信回線を総称したものをいう。通信回線には、機構が直接管理していないものも含まれ、その種類(有線又は無線、物理回線又は仮想回線等)は問わない。

(16) 「通信回線装置」とは、通信回線間又は通信回線と情報システムの接続のために設置され、回線上を送受信される情報の制御等を行うための装置をいう。通信回線装置には、いわゆるハブやスイッチ、ルータ等のほか、ファイアウォール等も含まれる。

(17) 「特定用途機器」とは、テレビ会議システム、IP 電話システム、ネットワークカメラシステム等の特定の用途に使用される情報システム特有の構成要素であって、通信回線に接続されている、又は内蔵電磁的記録媒体を備えているものをいう。

(18) 「要管理対策区域」とは、機構が管理する施設等(外部の組織から借用している施設等を含む。)機構の管理下にある区域であって、取り扱う情報を保護するために、施設及び環境に係る対策が必要な区域をいう。

(適用範囲)

第3条 この細則の適用範囲外の情報についての管理は、独立行政法人国際協力機構法人文書管理規程(平成16年規程(総)第31号。以下「法人文書管理規程」という。)、法人文書管理細則(平成16年細則(総)第21号)の定めるところによる。

[独立行政法人国際協力機構法人文書管理規程(平成16年規程(総)第31号。以下「法人文書管理規程」という。)] [法人文書管理細則(平成16年細則(総)第21号)]

(改正)

第 4 条 情報セキュリティ水準を適切に維持していくために、情報技術の進歩に応じて、この細則を定期的に点検し、必要に応じ規定内容の追加・修正等の改正を行う。

(法令等の遵守)

第 5 条 情報及び情報システムの取扱いに関しては、機構ポリシーのほか法令等及び情報セキュリティを巡る状況に応じて策定される政府決定等を遵守する。

第 2 章 情報の格付の区分・取扱制限

(情報の格付の区分)

第 6 条 情報について、機密性、完全性及び可用性の 3 つの観点を区別し、この細則で用いる格付の区分の定義を示す。

2 機密性についての格付は以下のとおりとする。

(1) 機密性 3 情報とは、業務で取り扱う情報のうち、法人文書管理規程第 2 条第 11 号に定める秘密文書に相当する機密性を要する情報を含む情報とする。

[法人文書管理規程第 2 条第 11 号]

(2) 機密性 2 情報とは、業務で取り扱う情報のうち、法人文書管理規程第 2 条第 10 号に定める内部情報区分に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって、「機密性 3 情報」以外の情報とする。

[法人文書管理規程第 2 条第 10 号]

(3) 機密性 1 情報とは、法人文書管理規程第 2 条第 10 号に定めるその他区分に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報とする。

[法人文書管理規程第 2 条第 10 号]

(4) 機密性 2 情報と機密性 3 情報を「要機密情報」という。

3 完全性についての格付は以下のとおりとする。

(1) 完全性 2 情報とは、業務で取り扱う情報のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利を侵害され、又は業務の適切な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報とする。

(2) 完全性 1 情報とは、完全性 2 情報以外の情報とする。

(3) 完全性 2 情報を「要保全情報」という。

4 可用性についての格付は以下のとおりとする。

(1) 可用性 2 情報とは、業務で取り扱う情報のうち、その滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は業務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報とする。

(2) 可用性 1 情報とは、可用性 2 情報以外の情報とする。

(3) 可用性 2 情報を「要安定情報」という。

5 要機密情報、要保全情報又は要安定情報に一つでも該当する場合は、当該情報を「要保護情報」という。

(情報の取扱制限)

第 7 条 「取扱制限」とは、情報の取扱いに関する制限であって、複製禁止、持出禁止、配布禁止、暗号化必須、読後廃棄その他の情報の適正な取扱いを役職員等及び情報取扱事務従事者に確実に行わせるための手段をいう。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、格付に応じた情報の取扱いを適切に行う必要があるが、その際に、格付に応じた具体的な取扱い方を示す方法として取扱制限を用いる。

3 取扱制限に関する基本的な事項は、取り扱う情報に応じて、機密性、完全性及び可用性の 3 つの観点から、統括情報セキュリティ責任者が別に定める。

第 2 編 情報セキュリティ対策の基本的枠組み

第 1 章 導入・計画

(最高情報セキュリティ責任者の統括業務)

第 8 条 最高情報セキュリティ責任者は、次に掲げる業務を統括する。

- (1) 情報セキュリティ対策推進のための組織・体制の整備
- (2) 機構ポリシーの決定、見直し
- (3) 対策推進計画の決定、見直し
- (4) 情報セキュリティインシデントに対処するために必要な指示その他の措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに関する重要事項

(情報セキュリティ委員会の機能)

第 9 条 情報セキュリティ委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構ポリシー
- (2) 対策推進計画
- (3) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに関し必要な事項

(情報セキュリティ監査責任者の設置)

第 10 条 機構は、情報セキュリティ監査に関する業務を統括する情報セキュリティ監査責任者を置き、監査室長をもって充てる。

(統括情報セキュリティ責任者・情報セキュリティ責任者等の設置)

第 11 条 最高情報セキュリティ責任者は、部等における情報セキュリティ対策に関する業務を統括する者として、情報セキュリティ責任者 1 人を置き、部等の長をもって充てる。ただし、研究所においては副所長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者を統括し、最高情報セキュリティ責任者を補佐する者を統括情報セキュリティ責任者とし、情報システム室長をもって充てる。

3 情報セキュリティ責任者は、第 44 条第 1 項で定める区域ごとに、当該区域における情報セキュリティ対策の業務を統括する区域情報セキュリティ責任者 1 人を置く。

[第 44 条第 1 項]

4 情報セキュリティ責任者は、課等ごとに情報セキュリティ対策に関する業務を統括する課等情報セキュリティ責任者 1 人を置く

5 情報セキュリティ責任者は、所管する情報システムに対する情報セキュリティ対策に関する業務の責任者として、情報システムセキュリティ責任者を兼ねる。

(最高情報セキュリティアドバイザーの設置)

第 12 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する者を最高情報セキュリティアドバイザーとして置く。

2 最高情報セキュリティアドバイザーの業務内容は、統括情報セキュリティ責任者が最高情報セキュリティ責任者と協議のうえ定める。

(情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)

第 13 条 最高情報セキュリティ責任者は、CSIRT を整備し、その役割を定める。

2 CSIRT は専門的な知識又は適性を有すると認められる者で構成する。そのうち、機構における情報セキュリティインシデントに対処するための責任者として CSIRT 責任者を置き、情報システム室長をもって充てる。また、CSIRT 内の業務統括及び外部との連携等を行う役職員等を定める。

3 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備する。

(兼務を禁止する役割)

第 14 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を兼務しない。

(1) 承認又は許可(以下この項において「承認等」という。)の申請者及び当該承認等を行う者(以下この項において「承認権限者等」という。)

(2) 監査を受ける者及びその監査を実施する者

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、承認等を申請する場合において、自らが承認権限者等であるときその他承認権限者等が承認等の可否の判断をすることが不適切と認められるときは、当該承認権限者等の上司又は適切な者に承認等を申請し、承認等を得る。

(機構ポリシーの策定)

第 15 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会における審議を経て、統一基準群に準拠した機構ポリシーを定める。

(対策推進計画の策定)

第 16 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ委員会における審議を経て、対策推進計画を定める。対策推進計画には、機構の業務、取り扱う情報及び保有する情報システムに関するリスク評価の結果を踏まえた全体方針並びに次に掲げる取組の方針・重点及びその実施時期を含める。

(1) 情報セキュリティに関する教育

(2) 情報セキュリティ対策の自己点検

(3) 情報セキュリティ監査

(4) 情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組

(5) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティ対策に関する重要な取組

2 前項第3号の情報セキュリティ監査については、最高情報セキュリティ責任者は予め情報セキュリティ監査責任者と協議する。

第2章 運用

(情報セキュリティ対策に関する実施手順の整備・運用)

第17条 統括情報セキュリティ責任者は、機構における情報セキュリティ対策に関する実施手順を整備(整備すべき者を別に定める場合を除く。)し、実施手順に関する業務を統括し、整備状況について最高情報セキュリティ責任者に報告する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、役職員等が雇用の開始、終了若しくは人事異動する際又は情報取扱事務従事者の業務を開始若しくは終了する際に、情報セキュリティに関して必要となる事務について細目を定める規定を整備する。

3 情報セキュリティ責任者又は課等情報セキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者より情報セキュリティ関係規程等に係る課題及び問題点の報告を受けた場合は、統括情報セキュリティ責任者に報告する。

(違反への対処)

第18条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報セキュリティ関係規程等への違反を知った場合は、情報セキュリティ責任者にその旨を報告する。

2 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ関係規程等への違反の報告を受けた場合及び自らが違反を知った場合には、違反者及び必要な者に情報セキュリティの維持に必要な措置を講じさせるとともに、統括情報セキュリティ責任者を通じて、最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(例外措置手続の整備)

第19条 最高情報セキュリティ責任者は、例外措置の適用の申請を審査する者(以下「許可権限者」という。)及び、審査手続を定める。

2 許可権限者は統括情報セキュリティ責任者とし、例外措置の適用審査記録の台帳を整備する。

(例外措置の運用)

第20条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、定められた審査手続に従い、許可権限者に規定の例外措置の適用を申請する。ただし、業務の遂行に緊急を要し、当該規定の趣旨を充分尊重した取扱いを行うことができる場合であって、情報セキュリティ関係規程等の規定とは異なる代替の方法を直ちに採用すること又は規定されている方法を実施しないことが不可避のときは、事後速やかに届け出る。

2 許可権限者は、役職員等及び情報取扱事務従事者による例外措置の適用の申請を、定められた審査手続に従って審査し、許可の可否を決定する。

3 許可権限者は、例外措置の申請状況を台帳に記録し、最高情報セキュリティ責任者に報告する。

4 統括情報セキュリティ責任者は、例外措置の申請状況を踏まえた情報セキュリティ関係規程等の追加又は見直しの検討を行い、最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(教育体制等の整備)

第 21 条 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策に係る教育について、対策推進計画に基づき教育実施計画を策定し、その実施体制を整備する。

(教育の実施)

第 22 条 情報セキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者に対して、情報セキュリティ関係規程等に係る教育を適切に受講させる。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、教育実施計画に従って、適切な時期に教育を受講する。

3 情報セキュリティ責任者は、CSIRT に属する役職員等に教育を適切に受講させる。

4 統括情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者に情報セキュリティ対策に関する教育の実施状況について報告する。

(情報セキュリティインシデントに備えた事前準備)

第 23 条 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した際の報告窓口を含む機構関係者への報告手順を整備し、役職員等及び情報取扱事務従事者に周知する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した際の機構外との情報共有を含む対処手順を整備する。

3 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントに備え、業務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、緊急連絡先、連絡手段、連絡内容を含む緊急連絡網を整備する。

4 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントへの対処の訓練の必要性を検討し、業務の遂行のため特に重要と認めた情報システムについて、その訓練の内容及び体制を整備する。

5 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントについて機構外の者から報告を受けるための窓口を整備し、その窓口への連絡手段を機構外の者に明示する。

6 統括情報セキュリティ責任者は、対処手順が適切に機能することを訓練等により確認する。

(情報セキュリティインシデントへの対処)

第 24 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報セキュリティインシデントの可能性を認知した場合には、機構の報告窓口(情報システム室)に報告し、指示に従う。

2 CSIRT は、報告された情報セキュリティインシデントの可能性について状況を確認し、情報セキュリティインシデントであるかの評価を行う。

3 CSIRT は、情報セキュリティインシデントであると評価した場合、最高情報セキュリティ責任者に速やかに報告する。

- 4 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関係する情報セキュリティ責任者に対し、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示又は勧告を行う。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムについて情報セキュリティインシデントを認知した場合には、情報システム室長が別途定める対処手順及び CSIRT の指示又は勧告に従って、適切に対処する。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、認知した情報セキュリティインシデントが基盤となる情報システムに関するものであり、当該基盤となる情報システムの情報セキュリティ対策に係る運用管理規程等が定められている場合には、当該運用管理規程等に従い、適切に対処する。
- 7 CSIRT は、機構の情報システムについて、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、当該事象について速やかに、所管官庁に連絡する。認知した情報セキュリティインシデントがサイバー攻撃又はそのおそれのあるものである場合には、当該情報セキュリティインシデントの内容に応じ、警察への通報・連絡等を行う。
- 8 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関する対処状況を把握し、必要に応じて対処全般に関する指示、勧告又は助言を行う。
- 9 CSIRT は、情報セキュリティインシデントに関する対処の内容を記録する。

(情報セキュリティインシデントの再発防止・教訓の共有)

第 25 条 情報セキュリティ責任者は、CSIRT から応急措置の実施及び復旧に係る指示又は勧告を受けた場合は、当該指示又は勧告を踏まえ、情報セキュリティインシデントの原因を調査するとともに再発防止策を検討し、それを報告書として最高情報セキュリティ責任者に報告する。

2 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ責任者から情報セキュリティインシデントについての報告を受けた場合には、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示する。

3 CSIRT 責任者は、情報セキュリティインシデント対処の結果から得られた教訓を、統括情報セキュリティ責任者、関係する情報セキュリティ責任者等に共有する。

第 3 章 点検

(情報セキュリティ対策の自己点検計画の策定・手順の準備)

第 26 条 統括情報セキュリティ責任者は、対策推進計画に基づき年度自己点検計画を策定する。

2 情報セキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者ごとの自己点検票及び自己点検の実施手順を整備する。

(情報セキュリティ対策の自己点検の実施)

第 27 条 情報セキュリティ責任者は、年度自己点検計画に基づき、役職員等及び情報取扱事務従事者に自己点検の実施を指示する。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報セキュリティ責任者から指示された自己点検

票及び自己点検の手順を用いて自己点検を実施する。

(情報セキュリティ対策の自己点検結果の評価・改善)

第 28 条 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者による自己点検結果を分析し、評価する。統括情報セキュリティ責任者は評価結果を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

2 最高情報セキュリティ責任者は、自己点検結果を全体として評価し、自己点検の結果により明らかになった問題点について、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者に改善を指示し、改善結果の報告を受ける。

(情報セキュリティ監査実施計画の策定)

第 29 条 情報セキュリティ監査責任者は、対策推進計画を参酌して監査実施計画を定める。

2 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの状況の変化に応じ、対策推進計画で計画された以外の監査の実施の必要があると認める場合には、情報セキュリティ監査責任者に、追加の監査実施を求めることができる。

(情報セキュリティ監査の実施)

第 30 条 情報セキュリティ監査責任者は、監査実施計画に基づき、以下の事項を含む監査の実施を監査実施者に指示し、結果を監査報告書として最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(1) 機構ポリシーに統一基準群を満たすための適切な事項が定められていること

(2) 実施手順が機構ポリシーに準拠していること

(3) 自己点検の適正性の確認を行うなどにより、被監査部門における実際の運用が情報セキュリティ関係規程等に準拠していること

(情報セキュリティ監査結果に応じた対処)

第 31 条 最高情報セキュリティ責任者は、監査報告書の内容を踏まえ、指摘事項に対する改善計画の策定等を情報セキュリティ責任者に指示する。

2 情報セキュリティ責任者は、監査報告書等に基づいて最高情報セキュリティ責任者から改善を指示されたことについて、必要な措置を行った上で改善計画を策定し、措置結果及び改善計画を最高情報セキュリティ責任者に報告する。

第 4 章 見直し

(情報セキュリティ関係規程等の見直し)

第 32 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの運用及び自己点検・監査等の結果等を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、情報セキュリティ委員会の審議を経て、機構ポリシーについて必要な見直しを行う。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティの運用及び自己点検・監査等の結果等を踏まえて情報セキュリティ対策に関する実施手順を見直し、又は整備した者に対して規程の見直しを指示し、見直し結果について最高情報セキュリティ責任者に報告する。

(対策推進計画の見直し)

第 33 条 最高情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の運用及び点検・監査等を総合的に評価するとともに、情報セキュリティに係る重大な変化等を踏まえ、情報セキュリティ委員会の審議を経て、対策推進計画について定期的な見直しを行う。

第 3 編 情報の取扱い

第 1 章 情報の取扱い

(情報の取扱いに係る規定の整備)

第 34 条 統括情報セキュリティ責任者は、次の内容を含む情報の取扱いに関する規定を整備し、役職員等及び情報取扱事務従事者へ周知する。

- (1) 情報の格付及び取扱制限についての定義
- (2) 情報の格付及び取扱制限の明示等についての手続
- (3) 情報の格付及び取扱制限の継承、見直しに関する手続

(利用者の責任)

第 35 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、自らが担当している業務の遂行のために必要な範囲に限って、情報を利用等する。

(情報の格付及び取扱制限の決定・明示等)

第 36 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報の作成時及び機構外の者が作成した情報を入手したことに伴う管理の開始時に、格付及び取扱制限の定義に基づき格付及び取扱制限を決定し、明示等する。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報を作成又は複製する際に、参照した情報又は入手した情報に既に格付及び取扱制限の決定がなされている場合には、元となる情報の機密性に係る格付及び取扱制限を継承する。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、修正、追加、削除その他の理由により、情報の格付及び取扱制限を見直す必要があると考える場合には、情報の格付及び取扱制限の決定者(決定を引き継いだ者を含む。)又は決定者の上司(以下この章において「決定者等」という。)を確認し、その結果に基づき見直す

(情報の利用・保存)

第 37 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、利用する情報に明示等された格付及び取扱制限に従い、当該情報を適切に取り扱う。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機密性 3 情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合は、情報システムセキュリティ責任者の許可を得る。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要保護情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合は、必要な安全管理措置を講ずる。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者は、保存する情報にアクセス制限を設定するなど、情報の格付及び取扱制限に従って情報を適切に管理する。

5 役職員等及び情報取扱事務従事者は、USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を用いて情報を取り扱う際、定められた利用手順に従う。

(情報の提供・公表)

第 38 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報を公表する場合には、当該情報が機密性 1 情報に格付されるものであることを確認する。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、閲覧制限の範囲外の者に情報を提供する必要がある場合は、当該格付及び取扱制限の決定者等に相談し、その決定に従うと共に、提供先において、当該情報に付された格付及び取扱制限に応じて適切に取り扱われるよう、取扱い上の留意事項を確実に伝達するなどの措置を講ずる。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、電磁的記録を提供又は公表する場合には、当該電磁的記録からの不用意な情報漏えいを防止するための措置を講ずる。

(情報の運搬・送信)

第 39 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要保護情報が記録又は記載された記録媒体を要管理対策区域外に持ち出す場合には、安全確保に留意して運搬方法を決定し、情報の格付及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずる。ただし、サイバーセキュリティ基本法第 13 条に定める統一的な基準と同等以上の情報セキュリティ対策を実施している国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人の要管理対策区域であって、統括情報セキュリティ責任者があらかじめ定めた区域のみに持ち出す場合は、当該区域を要管理対策区域とみなすことができる。

[サイバーセキュリティ基本法第 13 条]

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要保護情報である電磁的記録を電子メール等で送信する場合には、安全確保に留意して送信の手段を決定し、情報の格付及び取扱制限に応じて、安全確保のための適切な措置を講ずる。

(情報の消去)

第 40 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、電磁的記録媒体に保存された情報が業務上不要となった場合は、速やかに情報を消去する。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、電磁的記録媒体を廃棄する場合には、当該記録媒体内に情報が残留した状態とならないよう、全ての情報を復元できないように抹消する。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要機密情報である書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にする。

(情報のバックアップ)

第 41 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報の格付に応じて、適切な方法で情報のバックアップを実施する。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、取得した情報のバックアップについて、格付及び取扱制限に従って保存場所、保存方法、保存期間等を定め、適切に管理する。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、保存期間を過ぎた情報のバックアップについては、前条の規定に従い、適切な方法で消去、抹消又は廃棄する。

第 2 章 情報を取り扱う区域の管理

(要管理対策区域における対策の基準の決定)

第 42 条 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域の範囲を定める。

- (1) レベル 1 役職員等及び第三者がアクセス可能な領域
- (2) レベル 2 役職員等及び役職員等から許可された者がアクセス可能な領域
- (3) レベル 3 役職員等及び当該領域を契約上の就業場所とし所管する情報セキュリティ責任者に許可された者がアクセス可能な領域
- (4) レベル 4 役職員等のうち当該領域を所管する情報セキュリティ責任者に許可された者がアクセス可能な領域

2 統括情報セキュリティ責任者は、要管理対策区域の特性に応じて、以下の観点を含む対策の基準を定める。

- (1) 許可されていない者が容易に立ち入ることができないようにするための、施錠可能な扉、間仕切り等の施設の整備、設備の設置等の物理的な対策
- (2) 許可されていない者の立入りを制限するため及び立入りを許可された者による立入り時の不正な行為を防止するための入退管理対策

(区域ごとの対策の決定)

第 43 条 情報セキュリティ責任者は、統括情報セキュリティ責任者が定めた対策の基準を踏まえ、施設及び環境に係る対策を行う単位ごとの区域を定める。

2 区域情報セキュリティ責任者は、管理する区域について、統括情報セキュリティ責任者が定めた対策の基準と、周辺環境や当該区域で行う業務の内容、取り扱う情報等を勘案し、当該区域において実施する対策を決定する。

(要管理対策区域における対策の実施)

第 44 条 区域情報セキュリティ責任者は、管理する区域に対して定めた対策を実施する。役職員等及び情報取扱事務従事者が実施すべき対策については、役職員等及び情報取扱事務従事者が認識できる措置を講ずる。

2 区域情報セキュリティ責任者は、災害から要安定情報を取り扱う情報システムを保護するために物理的な対策を講ずる。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、利用する区域について区域情報セキュリティ責任者が定めた対策に従って利用する。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者が機構外の者を立ち入らせる際には、当該機構外の者にも当該区域で定められた対策に従って利用させる。

第 4 編 外部委託

第 1 章 外部委託

(外部委託に係る規定の整備)

第 45 条 統括情報セキュリティ責任者は、外部委託に係る次の内容を含む規定を整備する。

- (1) 委託先によるアクセスを認める情報及び情報システムの範囲を判断する基準
- (2) 委託先の選定基準(情報セキュリティ関連個所のみ)

(外部委託に係る契約)

第 46 条 情報セキュリティ責任者は、外部委託を実施する際には、選定基準の情報セキュリティ要件を勘案し、及び選定手続に従って委託先を選定する。

2 委託先の選定に際し、次の内容を含む情報セキュリティ対策を実施することとし、その旨を仕様内容に含める。

- (1) 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止
- (2) 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- (3) 委託事業の実施に当たり、委託先企業又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制
- (4) 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供
- (5) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- (6) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- (7) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

3 情報セキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて以下の内容を仕様内容に含める。

- (1) 情報セキュリティ監査の受入れ
- (2) サービスレベルの保証

4 情報セキュリティ責任者は、委託先がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、本条第 1 項、第 2 項の措置の実施を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を機構に提供し、機構の承認を受けるよう、仕様内容に含める。

(外部委託における対策の実施)

第 47 条 情報セキュリティ責任者は、契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する。

2 情報セキュリティ責任者は、委託した業務において、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を役職員等及び情報取扱事務従事者より受けた場合は、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託先に講じさせる。

3 情報セキュリティ責任者は、委託した業務の終了時に、委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認する。

(外部委託における情報の取扱い)

第 48 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、委託先への情報の提供等において、以下の事項を遵守する。

- (1) 委託先に要保護情報を提供する場合は、提供する情報を必要最小限とし、あらかじめ

定められた安全な受渡し方法により提供する。

(2) 提供した要保護情報が委託先において不要になった場合は、これを確実に返却又は抹消させる。

(3) 委託業務において、情報セキュリティインシデント、情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに情報セキュリティ責任者に報告する。

(約款による外部サービスの利用に係る規定の整備)

第 49 条 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報を約款による外部サービスを利用して取り扱わせないよう当該サービスの利用に関する規定を整備する。この場合において、整備する規定には次の内容を含める。

- (1) 約款による外部サービスを利用してよい業務の範囲
- (2) 業務に利用できる約款による外部サービス
- (3) 利用手続及び運用手順

2 情報セキュリティ責任者は、約款による外部サービスを利用する場合は、統括情報セキュリティ責任者の承認を得るとともに、利用するサービスごとの責任者を定める。

(約款による外部サービスの利用における対策の実施)

第 50 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、利用するサービスの約款、その他の提供条件等から、利用に当たってのリスクが許容できることを確認した上で約款による外部サービスの利用を申請し、適切な措置を講じた上で利用する。

(ソーシャルメディアサービスによる情報発信時の対策)

第 51 条 統括情報セキュリティ責任者は、機構が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用することを前提として、次の内容を含む情報セキュリティ対策に関する運用手順等を定める。

- (1) 機構のアカウントによる情報発信が実際の機構のものであると明らかとするために、アカウントの運用組織を明示するなどの方法でなりすましへの対策を講ずる。
- (2) パスワード等の主体認証情報を適切に管理するなどの方法で不正アクセスへの対策を講ずる。

2 前項の場合においては、当該サービスの利用において要機密情報が取り扱われないよう規定する。

3 情報セキュリティ責任者は、機構において情報発信のためにソーシャルメディアサービスを利用する場合は、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要安定情報の国民への提供にソーシャルメディアサービスを用いる場合は、機構の自己管理ウェブサイト当該情報を掲載して参照可能とする。

(クラウドサービスの利用における対策)

第 52 条 情報システムセキュリティ責任者は、クラウドサービス(民間事業者が提供するものに限らず、政府が自ら提供するものを含む。以下同じ。)を利用するに当たり、取り扱

う情報の格付及び取扱制限を踏まえ、情報の取扱いを委ねることの可否を判断する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して委託先を選定し、必要に応じて委託事業の実施場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を指定する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、委託先を選定する際の要件とする。

4 情報システムセキュリティ責任者は、クラウドサービスの特性を考慮した上で、クラウドサービス部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上でセキュリティ要件を定める。

5 情報システムセキュリティ責任者は、クラウドサービスに対する第三者機関の情報セキュリティ監査による閲覧可能な報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス及び当該サービスの委託先の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断する。

第5編 情報システムのライフサイクル

第1章 情報システムに係る文書等の整備

(情報システム台帳の整備)

第53条 統括情報セキュリティ責任者は、原則として、全ての情報システムに対して、当該情報システムのセキュリティ要件に係る事項について、情報システム台帳に整備する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを新規に構築し、又は更改する際には、当該情報システム台帳のセキュリティ要件に係る内容を記録又は記載し、当該内容について統括情報セキュリティ責任者に報告する。

(情報システム関連文書の整備)

第54条 情報システムセキュリティ責任者は、所管する情報システムの情報セキュリティ対策を実施するために必要となる文書として、次の内容を網羅した情報システム関連文書を整備する。

- (1) 情報システムを構成するサーバ装置及び端末関連情報
- (2) 情報システムを構成する通信回線及び通信回線装置関連情報
- (3) 情報システム構成要素ごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順
- (4) 情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順

(機器等の調達に係る基準の整備)

第55条 統括情報セキュリティ責任者は、次の内容を含めた機器等の選定基準を整備する。

- (1) 既知の脆弱性に対応していないこと、危殆化した技術を利用していること、不正プログラムを埋め込まれること等のサプライチェーン・リスクへの適切な対処がされていること。
- (2) 必要に応じて、選定基準の一つとして、機器等の開発等のライフサイクルで不正な変

更が加えられない管理がなされ、その管理を機構が確認できること。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ対策の視点を加味して、機器等の納入時の確認・検査手続を整備する。

第2章 情報システムのライフサイクルの各段階における対策

(実施体制の確保)

第56条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムのライフサイクル全般にわたって情報セキュリティの維持が可能な体制の確保を、情報システムを統括する責任者に求める。

2 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、基盤となる情報システムを整備し、運用管理する組織が定める運用管理規程等に応じた体制の整備を、情報システムを統括する責任者に求める。

(情報システムのセキュリティ要件の策定)

第57条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムを構築する目的、対象とする業務等の業務要件及び当該情報システムで取り扱われる情報の格付等に基づき、構築する情報システムをインターネットや、インターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含む。)から分離することの要否を判断した上で、次の内容を含む情報システムのセキュリティ要件を策定する。

(1) 情報システムに組み込む主体認証、アクセス制御、権限管理、ログ管理、暗号化機能等のセキュリティ機能要件

(2) 情報システム運用時の監視等の運用管理機能要件

(3) 情報システムに関連する脆弱性についての対策要件

2 情報システムセキュリティ責任者は、インターネット回線と接続する情報システムを構築する場合は、接続するインターネット回線を定めた上で、標的型攻撃を始めとするインターネットから様々なサイバー攻撃による情報の漏えい、改ざん等のリスクを低減するための多重防御のためのセキュリティ要件を策定する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、国民・企業と機構との間で申請及び届出等のオンライン手続を提供するシステムについて、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議が定める「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」に基づきセキュリティ要件を策定する。

4 情報システムセキュリティ責任者は、機器等を調達する場合には、経済産業省が公表する「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」を参照し、利用環境における脅威を分析した上で、当該機器等に存在する情報セキュリティ上の脅威に対抗するためのセキュリティ要件を策定する。

5 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して情報システムを構築する場合は、基盤となる情報システム全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないように、基盤となる情報システムの情報セキュリティ対策に関する運用管理規程

等に基づいたセキュリティ要件を適切に策定する。

(情報システムの構築を外部委託する場合の対策)

第 58 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築を外部委託する場合は、次の内容を含む委託先に実施させる事項を、調達仕様書に記載するなどして、適切に実施させる。

- (1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装
- (2) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施
- (3) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

(情報システムの運用・保守を外部委託する場合の対策)

第 59 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守を外部委託する場合は、情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるための要件について、調達仕様書に記載するなどして、適切に実施させる。

(機器等の選定時の対策)

第 60 条 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の選定時において、選定基準に対する機器等の適合性を確認し、その結果を機器等の選定における判断の一要素として活用する。

(情報システムの構築時の対策)

第 61 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの構築において、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、構築した情報システムを運用保守段階へ移行するに当たり、移行手順及び移行環境に関して、情報セキュリティの観点から必要な措置を講ずる。

(納品検査時の対策)

第 62 条 情報システムセキュリティ責任者は、機器等の納入時又は情報システムの受入れ時の確認・検査において、仕様書等定められた検査手続に従い、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされていることを確認する。

(情報システムの運用・保守時の対策)

第 63 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの運用・保守において、情報システムに実装されたセキュリティ機能を適切に運用する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、基盤となる情報システムを利用して構築された情報システムを運用する場合は、基盤となる情報システムを整備し、運用管理する組織との責任分界に応じた運用管理体制の下、基盤となる情報システムの運用管理規程等に従い、基盤全体の情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を

管理する。

(情報システムの更改・廃棄時の対策)

第 64 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの更改又は廃棄を行う場合は、当該情報システムに保存されている情報について、当該情報の格付及び取扱制限を考慮した上で、以下の措置を適切に講ずる。

(1) 情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

(2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

(情報システムについての対策の見直し)

第 65 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、運用、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講ずる。

第 3 章 情報システムの運用継続計画

(情報システムの運用継続計画の整備・整合的運用の確保)

第 66 条 統括情報セキュリティ責任者は、機構において非常時優先業務を支える情報システムの運用継続計画を整備するに当たり、非常時における情報セキュリティに係る対策事項を検討する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、情報システムの運用継続計画の教育訓練や維持改善を行う際等に、非常時における情報セキュリティに係る対策事項が運用可能であることを確認する。

第 6 編 情報システムのセキュリティ要件

第 1 章 情報システムのセキュリティ機能

(主体認証機能の導入)

第 67 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムや情報へのアクセス主体を特定し、それが正当な主体であることを検証する必要がある場合、主体の識別及び主体認証を行う機能を設ける。

2 情報システムセキュリティ責任者は、主体認証を行う情報システムにおいて、主体認証情報の漏えい等による不正行為を防止するための措置及び不正な主体認証の試行に対抗するための措置を講ずる。

(識別コード及び主体認証情報の管理)

第 68 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにアクセスする全ての主体に対して、識別コード及び主体認証を適切に付与し、管理するための措置を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、主体が情報システムを利用する必要がなくなった場合は、当該主体の識別コード及び主体認証情報の不正な利用を防止するための措置を講ずる。

(アクセス制御機能の導入)

第 69 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムが取り扱う情報へのアクセス

を、主体によって制御する必要がある場合、当該情報システムにアクセス制御を行う機能を設ける。

2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システム及び情報へのアクセスを許可する主体が確実に制限されるように、アクセス制御機能を適切に運用する。

(権限の管理)

第 70 条 情報システムセキュリティ責任者は、主体から対象に対するアクセスの権限を適切に設定するよう、措置を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、管理者権限の特権を持つ主体の識別コード及び主体認証情報が、悪意ある第三者等によって窃取された際の被害を最小化するための措置及び、内部からの不正操作や誤操作を防止するための措置を講ずる。

(ログの取得・管理)

第 71 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、情報システムが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なログを取得する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、その特性に応じてログを取得する目的を設定した上で、ログを取得する対象の機器等、ログとして取得する情報項目、ログの保存期間、要保護情報の観点でのログ情報の取扱方法、及びログが取得できなくなった場合の対処方法等について定め、適切にログを管理する。

3 ログの保存期間は、原則 1 年とする。

4 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、取得したログを定期的に点検又は分析する機能を設け、悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の有無について点検又は分析を実施する。

(暗号化機能・電子署名機能の導入)

第 72 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムで取り扱う情報の漏えいや改ざん等を防ぐため、次の内容の措置を講ずる。

(1) 要機密情報を取り扱う情報システムについては、暗号化を行う機能の必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、当該機能を設ける。

(2) 要保全情報を取り扱う情報システムについては、電子署名の付与及び検証を行う機能を設ける必要性の有無を検討し、必要があると認めるときは、当該機能を設ける。

2 情報システムセキュリティ責任者は、暗号技術検討会及び関連委員会(CRYPTREC)により安全性及び実装性能が確認された「電子政府推奨暗号リスト」を参照した上で、情報システムで使用する暗号及び電子署名のアルゴリズム並びにそれを利用した安全なプロトコル及びその運用方法について、次の事項を含めて定める。

(1) 役職員等及び情報取扱事務従事者が暗号化及び電子署名に対して使用するアルゴリズム及びそれを利用した安全なプロトコルについて、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号化及び電子署名のアルゴリズムが使用可能な場合には、それを使用させる。

(2) 情報システムの新規構築又は更新に伴い、暗号化又は電子署名を導入する場合には、やむを得ない場合を除き、「電子政府推奨暗号リスト」に記載されたアルゴリズム及びそれを利用した安全なプロトコルを採用する。

(3) 暗号化及び電子署名に使用するアルゴリズムが危殆化した場合又はそれを利用した安全なプロトコルに脆弱性が確認された場合を想定した緊急対応手順を定める。

(4) 暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、管理手順を定める。

3 情報システムセキュリティ責任者は、機構における暗号化及び電子署名のアルゴリズム及び運用方法に、電子署名を行うに当たり、電子署名の目的に合致し、かつ適用可能な電子証明書を政府認証基盤(GPKI)が発行している場合は、それを使用するように定める。

(暗号化・電子署名に係る管理)

第 73 条 情報システムセキュリティ責任者は、暗号及び電子署名を適切な状況で利用するため、次の措置を講ずる。

(1) 電子署名の付与を行う情報システムにおいて、電子署名の正当性を検証するための情報又は手段を、署名検証者へ安全な方法で提供する。

(2) 暗号化を行う情報システム又は電子署名の付与若しくは検証を行う情報システムにおいて、暗号化又は電子署名のために選択されたアルゴリズムの危殆化及びプロトコルの脆弱性に関する情報を定期的に入手し、必要に応じて、役職員等及び情報取扱事務従事者と共有を図る。

第 2 章 情報セキュリティの脅威への対策

(ソフトウェアに関する脆弱性対策の実施)

第 74 条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置の設置又は運用開始時に、当該機器上で利用するソフトウェアに関連する公開された脆弱性についての対策を実施する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、公開された脆弱性の情報がない段階において、サーバ装置、端末及び通信回線装置上で採り得る対策がある場合は、当該対策を実施する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアに関連する脆弱性情報を入手した場合には、セキュリティパッチの適用又はソフトウェアのバージョンアップ等による情報システムへの影響を考慮した上で、ソフトウェアに関する脆弱性対策計画を策定し、措置を講ずる。

4 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェア及び独自に開発するソフトウェアにおける脆弱性対策の状況を定期的に確認し、脆弱性対策が講じられていない状態が確認された場合は対処する。

(不正プログラム対策の実施)

第 75 条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置及び端末に不正プログラム対策ソフトウェア等を導入する。ただし、当該サーバ装置及び端末で動作可能な不正プログラム対策ソフトウェア等が存在しない場合を除く。

2 情報システムセキュリティ責任者は、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて、不正プログラム対策ソフトウェア等により対策を講ずる。

3 情報システムセキュリティ責任者は、不正プログラム対策の状況を適宜把握し、必要な対処を行う。

(サービス不能攻撃対策の実施)

第 76 条 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システム(インターネットからアクセスを受ける情報システムに限る。以下この条において同じ。)については、サービス提供に必要なサーバ装置、端末及び通信回線装置が装備している機能又は民間事業者等が提供する手段を用いてサービス不能攻撃への対策を行う。

2 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けた場合の影響を最小とする手段を備えた情報システムを構築する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムについては、サービス不能攻撃を受けるサーバ装置、端末、通信回線装置又は通信回線から監視対象を特定し、監視を行う。

(標的型攻撃対策の実施)

第 77 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による組織内部への侵入を低減する対策(入口対策)を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムにおいて、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処する、侵入範囲の拡大の困難度を上げる、及び外部との不正通信を検知して対処する対策(内部対策)を講ずる。

第 3 章 アプリケーション・コンテンツの作成・提供

(アプリケーション・コンテンツの作成に係る規程の整備)

第 78 条 統括情報セキュリティ責任者は、アプリケーション・コンテンツの提供時に機構外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を防止するための規程を整備する。

(アプリケーション・コンテンツのセキュリティ要件の策定)

第 79 条 情報システムセキュリティ責任者は、機構外の情報システム利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、アプリケーション・コンテンツについて次の内容を仕様を含める。

(1) 提供するアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まない。

(2) 提供するアプリケーションが脆弱性を含まない。

(3) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログラムの形式でコンテンツを提供しない。

(4) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーション・コンテンツの提供先に与える。

(5) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンの

OS やソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OS やソフトウェア等の利用者に要求することがないように、アプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発する。

(6) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発する。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、アプリケーション・コンテンツの開発・作成を外部委託する場合において、前項に掲げる内容を調達仕様に含める。

(政府ドメイン名の使用)

第 80 条 情報システムセキュリティ責任者は、機構外向けに提供するウェブサイト等が実際の機構提供のものであることを利用者が確認できるように、政府ドメイン名（以下「機構ドメイン名」という。）を情報システムにおいて使用するよう仕様に含める。ただし、第 52 条 に掲げる場合を除く。

[第 52 条]

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構外向けに提供するウェブサイト等の作成を外部委託する場合においては、前項と同様、機構ドメイン名を使用するよう調達仕様に含める。

(不正なウェブサイトへの誘導防止)

第 81 条 情報システムセキュリティ責任者は、利用者が検索サイト等を経由して機構のウェブサイトになりすました不正なウェブサイトへ誘導されないよう対策を講ずる。

(アプリケーション・コンテンツの告知)

第 82 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構外の者が提供するアプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知する対象となるアプリケーション・コンテンツに利用者が確実に誘導されるよう、必要な対策を講ずる。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構外の者が提供するアプリケーション・コンテンツを告知する場合は、告知する URL 等の有効性を保つ。

第 7 編 機構の情報システムの構成要素

第 1 章 端末・サーバ装置等

(端末の導入時の対策)

第 83 条 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱う端末について、端末の盗難、不正な持ち出し、第三者による不正操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、要管理対策区域外で要機密情報を取り扱うモバイル端末について、盗難等の際に第三者により情報窃取されることを防止するための対策を講ずる。

3 情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性

が存在する可能性が増大することを防止するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定める。

(端末の運用時の対策)

第 84 条 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行う。

2 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲の端末で利用されている全てのソフトウェアの状態を定期的に調査し、不適切な状態にある端末を検出等した場合には、改善を図る。

(端末の運用終了時の対策)

第 85 条 情報システムセキュリティ責任者は、端末の運用を終了する際に、端末の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消する。

(サーバ装置の導入時の対策)

第 86 条 情報システムセキュリティ責任者は、要保護情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置の盗難、不正な持ち出し、不正な操作、表示用デバイスの盗み見等の物理的な脅威から保護するための対策を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、障害や過度のアクセス等によりサービスが提供できない事態となることを防ぐため、要安定情報を取り扱う情報システムについて、サービス提供に必要なサーバ装置を冗長構成にするなどにより可用性を確保する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、多様なソフトウェアを利用することにより脆弱性が存在する可能性が増大することを防止するため、サーバ装置で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定める。

4 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線を経由してサーバ装置の保守作業を行う際に送受信される情報が漏えいすることを防止するための対策を講ずる。

(サーバ装置の運用時の対策)

第 87 条 情報システムセキュリティ責任者は、利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアについて定期的に見直しを行う。

2 情報システムセキュリティ責任者は、所管する範囲のサーバ装置の構成やソフトウェアの状態を定期的に確認し、不適切な状態にあるサーバ装置を検出等した場合には改善を図る。

3 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置上での不正な行為、無許可のアクセス等の意図しない事象の発生を検知する必要がある場合は、当該サーバ装置を監視する措置を講ずる。ただし、サーバ装置の利用環境等から不要と判断できる場合はこの限りではない。

4 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱うサーバ装置について、サーバ装置が運用できなくなった場合に正常な運用状態に復元することが可能になるよう、必要な措置を講ずる。

(サーバ装置の運用終了時の対策)

第 88 条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置の運用を終了する際に、サーバ装置の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消する。

(複合機)

第 89 条 情報システムセキュリティ責任者は、複合機を調達する際には、当該複合機が備える機能、設置環境並びに取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じ、適切なセキュリティ要件を策定する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適切な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講ずる。

3 情報システムセキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する際に、複合機の電磁的記録媒体の全ての情報を抹消する。

(特定用途機器)

第 90 条 情報システムセキュリティ責任者は、特定用途機器について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により脅威が存在する場合には、当該機器の特性に応じた対策を講ずる。

第 2 章 電子メール・ウェブ等

(電子メールの導入時の対策)

第 91 条 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールサーバが電子メールの不正な中継を行わないように設定する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールクライアントから電子メールサーバへの電子メールの受信時及び送信時に主体認証を行う機能を備える。

3 情報システムセキュリティ責任者は、電子メールのなりすましの防止策を講ずる。

(ウェブサーバの導入・運用時の対策)

第 92 条 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバの管理や設定において、次の事項を含む情報セキュリティ確保のための対策を講ずる。

(1) ウェブサーバが備える機能のうち、不要な機能を停止又は制限する。

(2) ウェブコンテンツの編集作業を担当する主体を限定する。

(3) 公開してはならない又は無意味なウェブコンテンツが公開されないように管理する。

(4) ウェブコンテンツの編集作業に用いる端末を限定し、識別コード及び主体認証情報を適切に管理する。

(5) サービスの利用者の個人に関する情報を通信する場合等、通信時の盗聴等による情報の漏えいを防止する必要がある場合は、暗号化の機能及び電子証明書による認証の機能を設ける。

2 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブサーバに保存する情報を特定し、サービスの提供に必要な情報がウェブサーバに保存されないことを確認する。

(ウェブアプリケーションの開発時・運用時の対策)

第 93 条 情報システムセキュリティ責任者は、ウェブアプリケーションの開発において、既知の種類ウェブアプリケーションの脆弱性を排除するための対策を講ずる。

2 ウェブアプリケーションを運用するときは、前項の対策に漏れが無いが定期的に確認し、対策に漏れがある状態が確認された場合は対処を行う。

(DNS の導入時の対策)

第 94 条 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムの名前解決を提供するコンテンツサーバにおいて、名前解決を停止させないための措置を講ずる。

2 情報システムセキュリティ責任者は、キャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答をするための措置を講ずる。

3 情報システムセキュリティ責任者は、コンテンツサーバにおいて、機構のみで使用する名前の解決を提供する場合、当該コンテンツサーバで管理する情報が外部に漏えいしないための措置を講ずる。

(DNS の運用時の対策)

第 95 条 情報システムセキュリティ責任者は、コンテンツサーバを複数台設置する場合は、管理するドメインに関する情報についてサーバ間で整合性を維持する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、コンテンツサーバにおいて管理するドメインに関する情報が正確であることを定期的に確認する。

3 情報システムセキュリティ責任者は、キャッシュサーバにおいて、名前解決の要求への適切な応答を維持するための措置を講ずる。

(データベースの導入・運用時の対策)

第 96 条 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに対する内部不正を防止するため、管理者アカウントの適正な権限管理を行う。

2 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータにアクセスした利用者を特定できるように、措置を講ずる。

3 情報システムセキュリティ責任者は、データベースに格納されているデータに対するアクセス権を有する利用者によるデータの不正な操作を検知できるよう、対策を講ずる。

4 情報システムセキュリティ責任者は、データベース及びデータベースにアクセスする機器等の脆弱性を悪用した、データの不正な操作を防止するための対策を講ずる。

5 情報システムセキュリティ責任者は、データの窃取、電磁的記録媒体の盗難等による情報の漏えいを防止する必要がある場合は、適切に暗号化をする。

第 3 章 通信回線

(通信回線の導入時の対策)

第 97 条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線構築時に、当該通信回線に接続する情報システムにて取り扱う情報の格付及び取扱制限に応じた適切な回線種別を選択し、情報セキュリティインシデントによる影響を回避するために、通信回線に対して必要な対策を講ずる。

- 2 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線において、サーバ装置及び端末のアクセス制御及び経路制御を行う機能を設ける。
- 3 情報システムセキュリティ責任者は、要機密情報を取り扱う情報システムを通信回線に接続する際に、通信内容の秘匿性の確保が必要と考える場合は、通信内容の秘匿性を確保するための措置を講ずる。
- 4 情報システムセキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者が通信回線へ情報システムを接続する際に、当該情報システムが接続を許可されたものであることを確認するための措置を講ずる。
- 5 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置を要管理対策区域に設置する。ただし、要管理対策区域への設置が困難な場合は、物理的な保護措置を講ずるなどして、第三者による破壊や不正な操作等が行われないようにする。
- 6 情報システムセキュリティ責任者は、要安定情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、当該通信回線の継続的な運用を可能とするための措置を講ずる。
- 7 情報システムセキュリティ責任者は、機構内通信回線にインターネット回線、公衆通信回線等の機構外通信回線を接続する場合には、機構内通信回線及び当該機構内通信回線に接続されている情報システムの情報セキュリティを確保するための措置を講ずる。
- 8 情報システムセキュリティ責任者は、機構内通信回線と機構外通信回線との間で送受信される通信内容を監視するための措置を講ずる。
- 9 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアを定め、ソフトウェアを変更する際の許可申請手順を整備する。ただし、ソフトウェアを変更することが困難な通信回線装置の場合は、この限りでない。
- 10 情報システムセキュリティ責任者は、保守又は診断のために、遠隔地から通信回線装置に対して行われるリモートアクセスに係る情報セキュリティを確保する。
- 11 情報システムセキュリティ責任者は、電気通信事業者の通信回線サービスを利用する場合には、当該通信回線サービスの情報セキュリティ水準及びサービスレベルを確保するための措置について、情報システムの構築を委託する事業者と契約時に取り決めておく。

(通信回線の運用時の対策)

- 第 98 条 情報システムセキュリティ責任者は、情報セキュリティインシデントによる影響を防止するために、通信回線装置の運用時に必要な措置を講ずる。
- 2 情報システムセキュリティ責任者は、経路制御及びアクセス制御を適切に運用し、通信回線や通信要件の変更の際及び定期的に、経路制御及びアクセス制御の設定の見直しを行う。
 - 3 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置が動作するために必要なソフトウェアの状態を定期的に調査し、許可されていないソフトウェアがインストールされているなど、不適切な状態にある通信回線装置を認識した場合には、改善を図る。
 - 4 情報システムセキュリティ責任者は、情報システムの情報セキュリティの確保が困難な

事由が発生した場合には、当該情報システムが他の情報システムと共有している通信回線について、共有先の他の情報システムを保護するため、当該通信回線とは別に独立した閉鎖的な通信回線に構成を変更する。

(通信回線の運用終了時の対策)

第 99 条 情報システムセキュリティ責任者は、通信回線装置の運用を終了する場合には、当該通信回線を構成する通信回線装置が運用終了後に再利用された時又は廃棄された後に、運用中に保存していた情報が漏えいすることを防止するため、当該通信回線装置の電磁的記録媒体に記録されている全ての情報を抹消するなど適切な措置を講ずる。

(リモートアクセス環境導入時の対策)

第 100 条 情報システムセキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者の業務遂行を目的としたリモートアクセス環境を、機構外通信回線を經由して機構の情報システムへリモートアクセスする形態により構築する場合は、VPN 回線を整備するなどして、通信経路及びアクセス先の情報システムのセキュリティを確保する。

(無線 LAN 環境導入時の対策)

第 101 条 情報システムセキュリティ責任者は、無線 LAN 技術を利用して機構内通信回線を構築する場合は、通信回線の構築時共通の対策に加えて、通信内容の秘匿性を確保するために通信路の暗号化を行った上で、その他の情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

(IPv6 通信を行う情報システムに係る対策)

第 102 条 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 技術を利用する通信を行う情報システムを構築する場合は、製品として調達する機器等について、IPv6 Ready Logo Program に基づく Phase-2 準拠製品を、可能な場合には選択する。

2 情報システムセキュリティ責任者は、IPv6 通信の特性等を踏まえ、IPv6 通信を想定して構築する情報システムにおいて、次の事項を含む脅威又は脆弱性に対する検討を行い、必要な措置を講ずる。

- (1) グローバル IP アドレスによる直接の到達性における脅威
- (2) IPv6 通信環境の設定不備等に起因する不正アクセスの脅威
- (3) IPv4 通信と IPv6 通信を情報システムにおいて共存させる際の処理考慮漏れに起因する脆弱性の発生
- (4) アプリケーションにおける IPv6 アドレスの取扱い考慮漏れに起因する脆弱性の発生
(意図しない IPv6 通信の抑止・監視)

第 103 条 情報システムセキュリティ責任者は、サーバ装置、端末及び通信回線装置を、IPv6 通信を想定していない通信回線に接続する場合には、自動トンネリング機能で想定外の IPv6 通信パケットが到達する脅威等、当該通信回線から受ける不正な IPv6 通信による情報セキュリティ上の脅威を防止するため、IPv6 通信を抑止するなどの措置を講ずる。

第 8 編 情報システムの利用

第 1 章 情報システムの利用

(情報システムの利用に係る規定の整備)

第 104 条 統括情報セキュリティ責任者は、機構の情報システムの利用のうち、情報セキュリティに関する規定を整備する。

2 統括情報セキュリティ責任者は、要保護情報について要管理対策区域外で情報処理を行う場合を想定し、要管理対策区域外に持ち出した端末や利用した通信回線から情報が漏えいするなどのリスクを踏まえた安全管理措置に関する規定及び許可手続を定める。

3 統括情報セキュリティ責任者は、USB メモリ等の外部電磁的記録媒体を用いた情報の取扱いに関する利用手順を定める。

(情報システム利用者の規程の遵守を支援するための対策)

第 105 条 情報システムセキュリティ責任者は、役職員等及び情報取扱事務従事者による規程の遵守を支援する機能について情報セキュリティリスクと業務効率化の観点から支援する範囲を検討し、当該機能を持つ情報システムを構築する。

(情報システムの利用時の基本的対策)

第 106 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、業務の遂行以外の目的で情報システムを利用しない。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報システムセキュリティ責任者が接続許可を与えた通信回線以外に機構の情報システムを接続しない。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構内通信回線に、情報システムセキュリティ責任者の接続許可を受けていない情報システムを接続しない。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報システムで利用を禁止するソフトウェアを利用しない。ただし、情報システムで利用を認めるソフトウェア以外のソフトウェアを業務上の必要により利用する場合は、情報システムセキュリティ責任者の承認を得る。

5 役職員等及び情報取扱事務従事者は、接続が許可されていない機器等を情報システムに接続しない。

6 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報システムの設置場所から離れる場合等、第三者による不正操作のおそれがある場合は、情報システムを不正操作から保護するための措置を講ずる。

7 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要保護情報を取り扱うモバイル端末にて情報処理を行う場合は、定められた安全管理措置を講ずる。

8 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機密性 3 情報、要保全情報又は要安定情報を取り扱う情報システムを要管理対策区域外に持ち出す場合には、情報システムセキュリティ責任者又は課等情報セキュリティ責任者の許可を得る

(電子メール・ウェブの利用時の対策)

第 107 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要機密情報を含む電子メールを送受信する場合には、機構が運営し、又は外部委託した電子メールサーバにより提供される電子メ

ールサービスを利用する

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構外の者へ電子メールにより情報を送信する場合は、当該電子メールのドメイン名に機構ドメイン名を使用する。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、不審な電子メールを受信した場合には、あらかじめ定められた手順に従い、対処する。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者は、ウェブクライアントの設定を見直す必要がある場合は、情報セキュリティに影響を及ぼすおそれのある設定変更をしない。

5 役職員等及び情報取扱事務従事者は、ウェブクライアントが動作するサーバ装置又は端末にソフトウェアをダウンロードする場合には、電子署名により当該ソフトウェアの配布元を確認する。

6 役職員等及び情報取扱事務従事者は、閲覧しているウェブサイトに表示されるフォームに要機密情報を入力して送信する場合には、以下の事項を確認する。

(1) 送信内容が暗号化されること

(2) 当該ウェブサイトが送信先として想定している組織のものであること

(識別コード・主体認証情報の取扱い)

第 108 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、主体認証の際に自己に付与された識別コード以外の識別コードを用いて情報システムを利用しない。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、自己に付与された識別コードを適切に管理する。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、管理者権限を持つ識別コードを付与された場合には、管理者としての業務遂行時に限定して、当該識別コードを利用する。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者は、自己の主体認証情報の管理を徹底する。

(暗号・電子署名の利用時の対策)

第 109 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報を暗号化する場合及び情報に電子署名を付与する場合には、定められたアルゴリズム及び方法に従う。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、暗号化された情報の復号又は電子署名の付与に用いる鍵について、定められた鍵の管理手順等に従い、これを適切に管理する。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、暗号化された情報の復号に用いる鍵について、鍵のバックアップ手順に従い、そのバックアップを行う。

(不正プログラム感染防止)

第 110 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、不正プログラム感染防止に関する措置に努める。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報システムが不正プログラムに感染したおそれがあることを認識した場合は、感染した情報システムの通信回線への接続を速やかに切断するなど、必要な措置を講ずる。

第 2 章 機構支給以外の端末の利用

(機構支給以外の端末の利用規程の整備・管理)

第 111 条 統括情報セキュリティ責任者は、機構支給以外の端末により業務に係る情報処理を行う場合の許可等の手続に関する手順を定める。

2 統括情報セキュリティ責任者は、要機密情報について機構支給以外の端末により情報処理を行う場合の安全管理措置に関する規程を整備する。

3 情報セキュリティ責任者は、機構支給以外の端末による業務に係る情報処理に関する安全管理措置の実施状況を管理する責任者を定める。

4 前項で定める責任者は、要機密情報を取り扱う機構支給以外の端末について、端末の盗難、紛失、不正プログラム感染等により情報窃取されることを防止するための措置を講ずるとともに、役職員等及び情報取扱事務従事者に適切に安全管理措置を講じさせる。

(機構支給以外の端末の利用時の対策)

第 112 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構支給以外の端末により業務に係る情報処理を行う場合には、前条第 3 項で定める責任者の許可を得る。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、要機密情報を機構支給以外の端末で取り扱う場合は、課等情報セキュリティ責任者の許可を得る。

3 役職員等及び情報取扱事務従事者は、機構支給以外の端末により業務に係る情報処理を行う場合には、機構にて定められた手続及び安全管理措置に関する規定に従う。

4 役職員等及び情報取扱事務従事者は、情報処理の目的を完了した場合は、要機密情報を機構支給以外の端末から消去する。

附 則

1 この細則は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 この細則により、細則の実施に係る細目の決定を理事長から授権又は委任される者（以下「授権者」という。）が異なることとなる場合であって、この細則の施行の際、現に制定済の準内部規程等の細目（以下「準内部規程等」という。）があるときは、当該準内部規程等に相当する準内部規程等が新たな授権者により別途制定されるまでの間、現に制定済の準内部規程等を当該新たな授権者により制定されたものとみなす。

○個人情報保護に関する実施細則

(平成 17 年 4 月 1 日細則(総)第 11 号)

改正 平成 20 年 4 月 1 日細則(総)第 5 号 平成 20 年 11 月 14 日細則(情)第 51 号
平成 21 年 3 月 16 日細則(情)第 8 号 平成 22 年 6 月 28 日細則(情)第 33 号
平成 23 年 3 月 31 日細則(情)第 9 号 平成 23 年 12 月 12 日細則(情)第 49 号
平成 27 年 6 月 12 日細則(情)第 13 号 平成 27 年 9 月 30 日細則(情)第 20 号
平成 29 年 5 月 2 日細則(情)第 12 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 個人情報保護の体制(第 3 条―第 7 条)
- 第 3 章 役職員等及び情報取扱事務従事者の責務(第 8 条)
- 第 4 章 個人情報及び特定個人情報等の取扱い(第 9 条―第 21 条)
- 第 5 章 情報システム等における安全の確保等(第 22 条)
- 第 6 章 保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等(第 23 条・第 24 条)
- 第 7 章 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第 25 条)
- 第 8 章 保有個人情報等の開示、訂正及び利用停止(第 26 条)
- 第 9 章 独立行政法人等非識別加工情報の提供(第 27 条―第 40 条)
- 第 10 章 安全管理上の問題への対応(第 41 条)
- 第 11 章 教育研修(第 42 条)
- 第 12 章 監査及び点検の実施(第 43 条―第 45 条)
- 第 13 章 行政機関との連携(第 46 条)
- 第 14 章 雑則(第 47 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(平成 29 年規程(情)第 14 号。以下「管理規程」という。)第 24 条の規定、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)に基づき、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)における個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する基本的事項を定めるものとする。
[独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程(平成 17 年規程(総)第 6 号。以下「管理規程」という。)第 22 条] [独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平

成 15 年法律第 59 号。以下「個人情報保護法」という。)]

(用語の定義)

第 2 条 この細則における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本条の各号において定めのない用語の意義については、法第 2 条及び番号法第 2 条の定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次に掲げるものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図面若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。))で作られた記録をいう。)に記載され、若しくは記録された、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

ロ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式に記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 保有個人情報 機構の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、役員又は職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号、以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第 2 条第 2 項に規定する法人文書(同項第 3 号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。)に記載されているものに限る。

[独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 2 項]

(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(5) 個人番号 住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(6) 本人 個人情報及び個人番号によって識別される特定の個人をいう。

(7) 情報システム 管理規程第 1 条第 3 項第 1 号に規定する情報システムをいう。

[管理規程第 3 条第 2 号]

(8) 情報セキュリティ管理細則(平成 29 年細則(情)第 11 号。以下「管理細則」という。)第 2 条第 2 号に規定する部等をいう。

[管理規程第 3 条第 10 号]

(9) 役職員等 管理規程第 2 条第 1 号に規定する役職員等をいう。

[管理規程第 3 条第 11 号]

(10) 情報取扱事務従事者 管理規程第 2 条第 2 号に規定する情報取扱事務従事者をいう。

(11) 独立行政法人等 法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。

[個人情報保護法第 2 条第 1 項]

(12) 特定個人情報 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報をいう。

(13) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(14) 個人番号関係事務 個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(15) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(16) 非識別加工情報 個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。以下この項において同じ。)の区分に応じて法第 2 条第 8 項各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない(個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報(当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の国の個人情報保護委員会規則(以下、「規則」という。))で定める情報を除く。)と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。)ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(17) 独立行政法人等非識別加工情報 法第 2 条第 9 項各号に該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。))を除く。)の全部又は一部(これらの

一部に独立行政法人等情報公開法第 5 条に規定する不開示情報（同条第 1 号に掲げる情報を除く。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

(18) 独立行政法人等非識別加工情報ファイル 独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合体であって、検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(19) 独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者 独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者（ただし、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

(20) 独立行政法人等非識別加工情報等 独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第 35 条により行った加工の方法に関する情報をいう。

第 2 章 個人情報保護の体制

（個人情報保護管理体制の整備）

第 3 条 機構における個人情報保護体制を確保するための管理体制は、管理規程第 5 条、及び管理細則第 12 条に定めるところによる。

[管理規程第 4 条]

（最高情報セキュリティ責任者等）

第 4 条 最高情報セキュリティ責任者（以下「最高責任者」という。）は、管理規程第 5 条に定めるところにより、機構の保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する。

[管理規程第 5 条]

2 統括情報セキュリティ責任者（以下「統括責任者」という。）は、管理細則第 12 条第 2 項に定めるところにより、最高責任者を補佐し、関係事務を総括整理する。

[管理規程第 6 条]

3 情報セキュリティ責任者（以下「責任者」という。）は、管理細則第 12 条第 1 項に定めるところにより、各部等の保有個人情報等の適切な管理を確保する任にあたる。

[管理規程第 7 条]

4 責任者は、保有個人情報等を主管している情報システムで取り扱う場合、情報システム管理規程第 9 条に定める当該情報システムのシステム管理責任者と連携して、その任にあたる。

5 課等情報セキュリティ責任者（以下「課等責任者」という。）は、管理細則第 12 条第 3 項に定めるところにより、責任者の命を受けて、当該課における保有個人情報等を適切に管理する任にあたる。

[管理規程第 8 条]

6 責任者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う

役職員等（以下「事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定し、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

（監査責任者）

第 5 条 機構は監査責任者を一人置くこととし、監査室長をもってその任に充てる。監査責任者は、保有個人情報等の管理状況について監査する。

（個人情報保護委員会）

第 6 条 機構に個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、機構の保有個人情報等の管理に係る重要事項について審議するとともにその他の必要事項の報告を受ける。

3 委員会の構成は、管理規程第 6 条第 2 項に定めるところによる。ただし、委員会の委員は、管理規程第 6 条第 2 項第 3 号に定める情報セキュリティ委員会の委員に加えて、国内事業部長、調達部長、国際協力人材部長及び青年海外協力隊事務局長をもって構成する。

[管理規程第 10 条第 2 項] [管理規程第 10 条第 2 項第 3 号]

4 委員会は、必要に応じ、他の役職員等若しくは第三者の専門家（以下「専門家」という。）から委員会の実施する内容に関連し適宜助言を受けること又は専門家を委員会に出席させることができる。

5 委員会は、事務局を情報システム室計画課に置き、計画課長を事務局長とする。

6 委員会は、定期的及び委員長が必要と認めるとき随時招集し、これを開催する。

7 委員会の実施する内容に関連し、必要に応じ、適宜、専門家による助言を受けるものとする。

8 議事の運営は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長に委員会の運営の一部を代行させることができる。

9 委員長に事故あるときは、副委員長に委員会の運営を代行させることができる。

10 前 2 項により副委員長が一部若しくは全部の運営を代行した場合、副委員長は委員会終了後速やかにその結果を委員長に報告するものとする。

11 委員長、副委員長又は事務局長は、委員会での検討及び審議の結果を理事長に報告するものとする。

（個人情報相談窓口）

第 7 条 法に基づく開示、訂正、利用停止請求、及びその他相談、並びに独立行政法人等非識別加工情報の提供等に対応する窓口として、個人情報相談窓口を設置する。

[個人情報保護法]

2 個人情報相談窓口は、法人文書の開示等の手続きに関する実施細則（平成 15 年細則（総）第 2 号）第 4 条に定める情報公開窓口が兼ねる。

[法人文書の開示等の手続きに関する実施細則（平成 15 年細則（総）第 2 号）第 4 条]

3 個人情報相談窓口を設置する部門の長は、本部の個人情報相談窓口において、開示、訂正、利用停止請求、相談等に対応する個人情報相談窓口担当者を指名する。

第 3 章 役職員等及び情報取扱事務従事者の責務

(役職員等及び情報取扱事務従事者の責務)

第 8 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令並びにこの細則等の定め及び第 4 条に掲げる者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

[個人情報保護法] [第 4 条]

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) その業務に関して知り得た個人情報、特定個人情報等及び独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。

(2) その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集すること。

3 前項の規定は、役職員等及び情報取扱事務従事者がその職を退いた後について準用する。

第 4 章 個人情報及び特定個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第 9 条 個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

4 次に掲げる個人情報は「要配慮個人情報」とし、その保有等を行わないものとする。ただし、明示的な本人の同意又は法令に特別の規定がある場合、司法手続上必要不可欠である場合、その他個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りではない。

(1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の各号に掲げる記述が含まれる個人情報をいう。

(2) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)等の心身の機能の障害があること。

(3) 本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果。

(4) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(5) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(6) 本人を少年法第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いがある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(利用目的の明示)

第 10 条 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な取得)

第 11 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(特定個人情報等の利用の制限等)

第 12 条 責任者は、特定個人情報等の利用にあたり、次の内容を遵守する。

(1) 個人番号の利用は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(2) 個人番号関係事務を処理するために必要な場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(3) 個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(4) 特定個人情報ファイルを保有する場合は、保有する前に特定個人情報保護評価を実施しなければならない。なお、番号法第 26 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価指針において特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務は除く。

(5) 番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の特定個人番号等を収集又は保管してはならない。

(正確性の確保)

第 13 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、管理責任者の指示に従い、訂正等を行う。

(アクセス制限)

第 14 条 課等責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する役職員等及び情報取扱事務従事者とその権限の内容を、当該役職員等及び情報取扱事務従事者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定する。

2 アクセス権限を有しない役職員等及び情報取扱事務従事者は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

3 アクセス権限を有する役職員等及び情報取扱事務従事者であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(パスワード・暗号化)

第 15 条 統括責任者は、電磁的記録について、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、パスワードの設定、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、上記に基づき、処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(複製等の制限)

第 16 条 役職員等及び情報取扱事務従事者が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、課等責任者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員等及び情報取扱事務従事者は課等責任者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(媒体の管理)

第 17 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、課等責任者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を管理細則第 43 条に基づき決定する物理的セキュリティレベル 3 の領域にて、業務終了後に施錠保管する。また、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管等を行う。

(廃棄)

第 18 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、法人文書管理規程に基づく保存期間が満了した保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)について、課等責任者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元不可能な方法により当該保有個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(利用目的外の利用及び提供)

第 19 条 役職員等及び情報取扱事務従事者は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、課等責任者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、役職員等及び情報取扱事務従事者は利用目的以外の目的のために保有個人情報等を利用することができる。ただし、保有個人情報等を利用目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

3 前項の規定に基づき、保有個人情報を利用する場合には、課等責任者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための機構内における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、責任者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、課等責任者は利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)、他の独立行政法人等又は地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

[行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)第 2 条第 1 項]

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

5 前 2 項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

6 責任者は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有個人情報の利用目的外の提供を受ける者に対する措置要求)

第 20 条 課等責任者は、前条第 4 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

2 課等責任者は、前条第 4 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき、行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求しなければならない。必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

3 課等責任者は、前条第 4 項第 2 号の規定に基づき、行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前 2 項に規定する措置を講ずるものとする。第 1 項の書面の取り交わしを行わない場合は、課等責任者は、保有個

人情報を提供したことについて、記録しなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第 21 条 課等責任者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

第 5 章 情報システム等における安全の確保等

(情報システム等における安全の確保等)

第 22 条 情報システムにおける安全の確保等及び保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室等の安全管理に関しては、管理規程及び管理細則の定めるところによる。その際は保有個人情報等の秘匿性等重要度に応じて必要な措置を講ずるものとする。

[管理規程] [情報セキュリティ管理細則（平成 20 年細則（情）第 39 号）]

第 6 章 保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等

(業務の委託等)

第 23 条 責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。

2 責任者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理、実施体制並びに個人情報の管理状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- (1) 個人情報の安全確保の措置
- (2) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (3) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (4) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (5) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (6) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 前各号に違反した場合における契約の解除権、損害賠償責任その他必要な事項

3 課等責任者は、保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年 1 回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 2 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は機構自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 派遣先責任者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等

に関する法律(昭和 60 年法律第 88 条)第 41 条に規定する者をいう。)は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

[労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 条)第 41 条]

(個人番号関係事務の委託)

第 24 条 責任者は個人番号関係事務の全部又は一部を委託する場合には、前条の措置に加えて次の各号に掲げる措置についても講ずるものとする。

- (1) 委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。
- (2) 委託先において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられているよう必要かつ適切な措置を行う。
- (3) 委託先が当該業務を再委託する際には、委託する個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第 7 章 個人情報ファイル簿の作成及び公表

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 25 条 第 6 条第 5 項における事務局(以下この条において「事務局」という。)は、機構が個人情報ファイル(特定個人情報ファイルを含む。第 7 項各号に掲げるもの及び第 8 項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下第 2 項において同じ。)を保有するに至ったときは、それぞれ第 6 項に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を直ちに作成しなければならない。

[第 6 条第 4 項]

- 2 個人情報ファイル簿は、機構が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、当該個人情報を管理する課等責任者は直ちに事務局にその旨報告しなければならない。事務局は、報告があったときは直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 機構が個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが第 7 項第 7 号に該当するに至ったときは、当該個人情報を管理する課等責任者は、遅滞なく、事務局に報告しなければならない。事務局は、報告があったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 事務局は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを機構に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 事務局は、機構が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称

- (2) 機構の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第7号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この条において「記録範囲」という。)

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法

- (6) 記録情報を機構以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 次条に定める請求を受理する組織の名称及び所在地
- (8) 法第27条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に該当するときは、その旨
[個人情報保護法第27条第1項] [第36条第1項]
- (9) 第2条第3号イに係る個人情報ファイル又は同号ロに係る個人情報ファイルの別
[第2条第3号]
- (10) 第2条第3号イに係る個人情報ファイルについて、次項第10号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
[第2条第3号]
- (11) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (12) その他政令で定める事項

7 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 役員又は職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 本人の数が千人に満たない個人情報ファイル
- (8) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採

用のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 行政機関が雇い入れる者であって国以外のもののために労務に服するもの

ロ イに掲げる者であった者

ハ 第1号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

(9) 第1号に規定する者及び前号イからハまでに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(10) 第2条第3号ロに係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が第6項の規定による公表に係る第2条第3号イに係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの

[第2条第3号] [第2条第3号]

(11) 独立行政法人等非識別加工情報ファイルに該当する個人情報ファイル

(12) 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイル

8 第6項の規定にかかわらず、事務局は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第8章 保有個人情報等の開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止)

第26条 機構は、本人(未成年者又は成年被後見人が本人の場合は、その法定代理人を含む。)から保有個人情報等の開示、訂正又は利用停止の請求を受けた場合は、独立行政法人法の趣旨に則り、当該請求への対応を行う。

[個人情報保護法]

2 本人からの請求の受理その他開示等の実施に必要な手続は、別途定めるものとする。

第9章 独立行政法人等非識別加工情報の提供

(独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等)

第27条 機構は、独立行政法人等非識別加工情報(独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)を作成し、提供することができる。

2 機構は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報(保有個人情報に該当するものに限る。)を自ら利用し、又は提供してはならない。

3 前項の「削除情報」とは、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することがで

きることとなるものを除く。)を除く。以下この章において同じ。)から削除した記述等及び個人識別符号をいう。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 28 条 機構は、保有している個人情報ファイルが法第 2 条第 9 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 提案の募集をする個人情報ファイルであること
- (2) 提案を受ける組織の名称及び所在地
- (3) 当該個人情報ファイルが法第 2 条第 9 項第 2 号（ロに係る部分に限る）に該当するとき、意見書の提出の機会が与えられること

(提案の募集)

第 29 条 機構は、機構が保有している個人情報ファイル(個人情報ファイル簿に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。)について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

(独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 30 条 前条の規定による募集に応じて、独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、機構に対し当該事業に関する提案をすることができる。

2 前項の提案は、規則で定める事項を記載した書面を機構に提出する。

3 前項の書面には、次に掲げる書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第 1 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (2) 前項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面

(欠格事由)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政法」という。)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (4) 第 39 条により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- (5) 行政法第 44 条の 14 の規定により行政法第 2 条第 9 項に規定する行政機関非識別加工情報(同条第 10 項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者

(6) 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第 32 条 機構は、第 30 条の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(1) 第 30 条第 1 項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しない。

(2) 第 30 条第 2 項第 3 号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数が千人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下である。

(3) 第 30 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が第 35 条第 1 項の基準に適合するものである。

(4) 第 30 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものである。

(5) 第 30 条第 2 項第 6 号の期間が独立行政法人等非識別加工情報の効果的な活用の観点から、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものである。

(6) 第 30 条第 2 項第 5 号の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該独立行政法人等非識別加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものである。

(7) 前各号に掲げるもののほか、機構が独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼさないものである。

2 機構は、前項の規定により審査した結果、第 30 条第 1 項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、規則で定める審査結果通知書に独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約締結の申し込みに係る書類を添えて、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 第 34 条の規定により独立行政法人等との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 機構は、第 1 項の規定により審査した結果、第 30 条第 1 項の提案が第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、規則で定める審査結果通知書により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 33 条 個人情報ファイル簿に第 28 条第 3 号に掲げる事項の記載がある個人情報ファイルに係る第 30 条第 1 項の提案については、当該提案を当該提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の独立行政法人等情報公開法第 3 条の規定による開示の請求と、前条第 2 項の規定による通知を当該法人文書の全部又は一部を開

示する旨の決定とみなして、独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

2 前項において準用する独立行政法人等情報公開法第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた同条第 1 項に規定する第三者が第 30 条第 1 項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなして、この章の規定を適用する。

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

第 34 条 第 32 条第 2 項の規定による通知を受けた者は、同条第 2 項の書類を提出することにより、機構との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

第 35 条 機構は、独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工する。

2 前項の規定は、機構から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第 36 条 機構は、独立行政法人等非識別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載する。

(1) 独立行政法人等非識別加工情報の概要として独立行政法人等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目

(2) 作成された独立行政法人等非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 作成された独立行政法人等非識別加工情報の提案をすることができる期間

(作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第 37 条 前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第 1 号に掲げる事項が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、機構に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該独立行政法人等非識別加工情報について第 34 条により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第 30 条第 2 項及び第 3 項、第 31 条、第 32 条並びに第 34 条は、前項の提案について準用する。

(手数料)

第 38 条 第 34 条(前条第 2 項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定

により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者は、機構の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、行政法第 44 条の 13 の手数料の額を参酌して、機構が定める。

3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。
(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除)

第 39 条 機構は、第 34 条により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第 31 条各号(第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(安全確保の措置)

第 40 条 機構は、独立行政法人等非識別加工情報等の漏えいを防止するために規則で定める基準に従い、次のとおり独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずる。

- (1) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定める。
- (2) 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずる。
- (3) 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずる。

2 前項の規定は、機構から独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 10 章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告、再発防止措置及び公表等)

第 41 条 機構は、保有個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案若しくは事案の恐れのある事実(以下「事案等」という。)が発生した場合又は発見された場合は、直ちに必要な措置を講ずるものとする。

2 役職員等及び情報取扱事務従事者は、事案等を直ちに課等責任者に報告しなければならない。

3 事案等の報告があった場合に課等責任者はその旨を責任者に報告し、責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

4 責任者は、事案等の報告があったときは、事案等発生の経緯、被害状況を調査し、統括責任者に報告する。統括責任者は、当該事案等が機構の個人情報安全管理等に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、最高責任者に報告しなければならない。

- 5 最高責任者は、前項の規定による報告を受けたときは当該事案等への対策案を委員会の議に付す。
- 6 最高責任者は、事案等の内容等に応じて、事案等の内容、経緯、被害状況等について、外務省に対して速やかに情報提供を行うこととする。
- 7 責任者は、事案等の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 最高責任者は、事案等の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案等に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。なお、公表を行う事案等については、当該事案等の内容、経緯、被害状況等について、外務省と協議の上、速やかに必要な機関に対し情報提供を行う。

第 11 章 教育研修

(教育研修)

第 42 条 最高責任者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員等及び情報事務従事者に対し、その保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を定期的に行う。

2 最高責任者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員等及び情報事務従事者に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 最高責任者は、責任者及び課等責任者に対し、現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 責任者は、その所属する部等の役職員等及び情報取扱事務従事者に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、最高責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第 12 章 監査及び点検の実施

(点検)

第 43 条 責任者は、自ら管理責任を有する保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行う。

2 責任者は、統括責任者に前項の点検結果を報告し、改善措置を提案する。

3 統括責任者は、前項に定める提案の内容に基づき、必要と判断する場合は、個人情報保護関連規程の改正の手続きをとらなければならない。業務上重要な影響を及ぼすと認められるものについては、改正案を委員会の議に付さなければならない。

(監査)

第 44 条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、機構における保有個人情報等の管理状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を最高責任者に報告する。

(評価及び見直し)

第 45 条 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、最高責任者、統括責任者、責任者等は、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第 13 章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第 46 条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)4 を踏まえて、外務省と緊密に連携して、その保有個人情報等の適切な管理を行う。

第 14 章 雑則

(実施細目)

第 47 条 この細則の実施に必要な手続その他の細目(次項に規定する事項を除く。)は、情報システム室長が別に定める。

2 個人情報保護に係る開示、訂正及び利用停止、特定個人情報の取り扱い並びに独立行政法人非識別加工情報の提供に関する手続きその他の細目は、総務部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日細則(総)第 5 号)

1 この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、第 1 条から第 27 条までの規定により改正される各細則の規定により、当該各細則の実施に係る細目の決定を理事長から授権又は委任される者(以下「授権者」という。)が異なることとなる場合であって、この細則の施行の際、現に制定済の準内部規程等の細目(以下「準内部規程等」という。)があるときは、当該準内部規程等に相当する準内部規程等が新たな授権者により別途制定されるまでの間、現に制定済の準内部規程等を当該新たな授権者により制定されたものとみなす。

附 則(平成 20 年 11 月 14 日細則(情)第 51 号)

この細則は、平成 20 年 11 月 14 日から施行し、平成 20 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 16 日細則(情)第 8 号)

この細則は、平成 21 年 3 月 16 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 28 日細則(情)第 33 号)

この細則は、平成 22 年 6 月 28 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日細則(情)第 9 号)

1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この細則により、細則の実施に係る細目の決定を理事長から授権又は委任される者（以下「授権者」という。）が異なることとなる場合であって、この規程の施行の際、現に制定済の準内部規程等の細目（以下「準内部規程等」という。）があるときは、当該準内部規程等に相当する準内部規程等が新たな授権者により別途制定されるまでの間、現に制定済の準内部規程等を当該新たな授権者により制定されたものとみなす。

附 則(平成 23 年 12 月 12 日細則(情)第 49 号)

この細則は、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 12 日細則(情)第 13 号)

この細則は、平成 27 年 6 月 12 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日細則(情)第 20 号)

この細則は、平成 27 年 9 月 30 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 2 日細則(情)第 12 号)

1 この細則は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

2 この細則により、細則の実施に係る細目の決定を理事長から授権又は委任される者（以下「授権者」という。）が異なることとなる場合であって、この細則の施行の際、現に制定済の準内部規程等の細目（以下「準内部規程等」という。）があるときは、当該準内部規程等に相当する準内部規程等が新たな授権者により別途制定されるまでの間、現に制定済の準内部規程等を当該新たな授権者により制定されたものとみなす。

募集関連業務企画書

1.事業概要

主たる事業の概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴及び主要株主構成並びに他の者との間で競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成 18 年政令第 228 号)第 3 条に規定する築堤支配関係にある場合には、その者(以下、「親会社等」という。)に関する上記情報。その他会社概要誌等を添付。

2.類似業務実績		
人材募集に関する説明会、セミナー運営に関する過去 3 年間の類似業務の実績を記載すること。		
業務名	時期	業務内容・請負金額等

3.実施体制

(1) 業務実施体制

- 1) 組織体制、要員計画及びバックアップ体制
- 2) 全体責任者（業務総括者）名、スタッフ数（氏名の記載は不要）と役割分担
- 3) 機構、関係者との連絡体制（緊急時の対応含む）

(2) 業務従事者の経歴、能力（業務総括者については人材募集に関する説明会・セミナー運営等類似業務に従事した実績を詳しく記載すること）

4.事業計画（1）

（ア）業務実施の基本方針

- a) ボランティア事業の概要及び事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質を踏まえた業務実施の基本方針
- b) 業務実施のスケジュール、業務実施方法及び各業務での準備、実施、評価に際しての留意事項

4.事業計画（2）

（イ）クレームやトラブル等の事故防止対策、情報セキュリティ対策、各種ハラスメント防止についての考え方及び社内研修等の実施状況

5.質の確保に関する考え方

(1) 以下の項目について、簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、業務ごとに提案書を作成することができる。

1) 本業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2) 質の確保に関する提案事項

注 1 : A4 判 1 ページ以内で記載すること。

注 2 : 業務ごとに作成する場合は、業務ごとに A4 判 1 ページ以内で記載すること。

7.各業務の実施方法

(1) 各業務の 1 項目につき、1 枚以内とする。

1) 業務の内容

2) 業務の実施方法

注 1 : 1 つの項目ごとに、それぞれ A4 判 1 ページ以内で記載すること。

注 2 : 定量的に提案できる項目は具体的な数値等を提案すること。

8.再委託に関する事項			
再委託する業務	名称	住所	再委託の業務内容、企業名、住所、再委託先の業務履行能力、調達方法、報告徴収その他の業務管理の方法等

注：落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託先を変更する場合は、機構の承認を得なければならない。

簡易審査申請書

申請日:

JICA記入欄 受領日:

年 月 日

留意事項: 本申請書の提出をもって、申請書を提出した者は申請書内の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ない事を誓約したものとします。また、6. 記載の事項について誓約したものとし、6. 記載の事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意したものとします。なお、6. 記載の誓約事項は、「参加予定公告・公示件名」に記載された案件以外の競争に参加する場合も、整理番号の有効期限までの間、有効なもののみとみなします。本申請書に記載された申請者情報(法人番号、法人名、本店住所)は、一般公開の対象となります。また、個人情報に関する部分は、調達関連手続きのためにのみ利用されます。

*参加予定
公告・公示件名

*入力必須。都合により当該案件に参加しないこととなった場合でも問題はありません。

JICAに提出する書類の代表者情報(契約書受注者欄等)は必ず●印と同一の記載としてください。
代表者が各種手続きに関する代表権限を委任する場合は委任状を提出してください。

1. 申請者

*法人番号(13桁)		日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である	該当する・しない
フリガナ			
●法人名 (登記されている商号)			
●本店住所 (登記されている本店住所)			
代表者 (代表権を 有している者)	●役職名		
	フリガナ		
	●氏名		

*法人番号(13桁)は国税庁が指定し通知している番号で、法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で検索可能です。

2. 担当者連絡先

JICAからの連絡窓口となる方。代表者と同一法人在籍の方としてください。

担当者	部署名			
	役職名			
	フリガナ		*Email	
	氏名		電話番号	
	住所	〒		

*担当者Emailアドレスが連絡先となります

3. 公告・公示情報等メールマガジンの配信希望

希望する場合は○ 両方選択可

【1】コンサルタント等契約、民間連携事業の提案型公募方式による調達の公示情報	
【2】国内の契約、海外向け資機材、研修委託、その他国際センター等の公示情報	
配信先Emailアドレス 担当者Emailと異なる場合のみ記入 複数登録可	

4. 添付書類

添付した書類に○

添付書類	登記事項証明書(写)	発行日から3か月以内のもの	
	納税証明書(その3の3)(写)	発行日から3か月以内のもの	
	財務諸表	決算が確定した直近1か年分のもの 法人名、決算期間が記載があること	

5. 資格の種類および経営状況

資格の種類(希望する資格に○ 複数選択可 ただし登記されていない事業は対象外)			
物品の製造 登記事項証明書 目的に製造が含まれていること	物品の販売 登記事項証明書 目的に販売が含まれていること	役務の提供等 物品の製造、販売以外全ての業務	
経営状況			
①営業実績(決算期間および損益計算書の売上高を直近2カ年分記入)			
直前決算年度	年月日 ~ 年月日	2カ年平均 実績額 ①	
直前々決算年度	年月日 ~ 年月日		
②自己資本額(直前決算年度の貸借対照表の額)		③流動比率(直前決算年度の貸借対照表の額)	
資本金		流動資産 A	
準備金・積立金	*注1	流動負債 B	
繰越利益剰余金		流動比率 ③	%
純資産合計 ②	*注2 円	A/B × 100 (%)	
*注1:(貸借対照表の純資産の部)-(資本金)-(繰越利益剰余金) =(準備金、積立金、資本剰余金、自己株式、評価・換算差額、新株予約権等の合計)			
*注2:貸借対照表の純資産合計と一致			
④設立年月日(登記事項証明書の会社成立の年月日を和暦で記入 例:h5/4/1(平成=h、昭和=s、大正=t))			
設立年月日		営業年数(申請日現在の満年数) ④	年
⑤機械設備等の額(資格の種類「物品の製造」を希望する場合のみ貸借対照表の額を記入)			
機械装置類	運搬具類	*工具その他	機械設備等合計 ⑤
*「工具その他」は構築物、工具器具備品、建設仮勘定(土地、建物、建物付属設備は除く)の合計			

6. 誓約事項

反社会的勢力の排除	
1	<p>競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当せず、競争参加資格の有効期間満了(2019年3月31日)までの将来においても該当することはないこと。</p> <p>ア. 競争参加者の役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。</p> <p>イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。</p> <p>ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。</p> <p>エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。</p> <p>オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。</p> <p>カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。</p> <p>キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。</p>
2	<p>個人情報及び特定個人情報等の保護</p> <p>法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等(※1)を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。 (中小規模事業者(※2)については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)</p> <p>ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。</p> <p>イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。</p> <p>ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。</p> <p>エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。</p> <p>(※1)特定個人情報等とは個人番号(マイナンバー)及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。 (※2)「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。 ・個人番号利用事務実施者 ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者 ・金融分野(金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野)の事業者 ・個人情報取扱事業者</p>

印刷単価表（2募集期（春・秋）分）

作成物	税抜単価（円）	想定数量	募集期	小計（円）	
1. JICAボランティア募集関連各種資料印刷業務					
JV用					
ア	募集要項		18,000	2	0
イ	要請一覧		18,000	2	0
ウ	資料封入用封筒		18,000	2	0
SV用					
エ	募集要項		11,000	2	0
オ	要請一覧		11,000	2	0
カ	資料封入用封筒		11,000	2	0
JV・SV共通					
キ	パンフレット		29,000	2	0
要項セット用手提げビニール袋					
ク	手提げビニール袋（JV）		18,000	2	0
ケ	手提げビニール袋（SV）		11,000	2	0
その他					
コ	梱包用ダンボール （※募集要項セット40部ずつ想定）		730	2	0
2. 現職教員特別参加制度関連資料印刷業務					
ア	パンフレット		160,000	1	0
イ	貼付用ポスター		51,800	1	0
ウ	送付状		51,900	1	0
エ	送付用封筒		51,800	1	0
小 計					0
消費税					0
合 計					0

※網掛け部を記入すること

※想定数量は目安であり、精算は実際の数量に応じて行うこと

※単価には校正にかかる諸費用、資料の封入費・梱包費、納品にかかる送料、電子データ作成費等の直接経費及び直接人件費・管理費すべてを含むこととする

発送単価表（1募集期（春・秋）分）

			税抜単価（円）	想定数量	募集期	小計	
1. JICAボランティア募集関連各種資料印刷業務							
宅配便単価	北海道	80サイズ以下		32	2	0	
		80サイズを超えるもの		48	2	0	
	東北 (青森・秋田・岩手・宮城・ 山形・福島)	80サイズ以下		48	2	0	
		80サイズを超えるもの		72	2	0	
	関東 (茨城・栃木・群馬・埼玉・ 千葉・東京・神奈川・山梨)	80サイズ以下		240	2	0	
		80サイズを超えるもの		360	2	0	
	信越 (長野・新潟)	80サイズ以下		32	2	0	
		80サイズを超えるもの		48	2	0	
	東海 (静岡・愛知・岐阜・三重)	80サイズ以下		100	2	0	
		80サイズを超えるもの		150	2	0	
	北陸 (富山・石川・福井)	80サイズ以下		32	2	0	
		80サイズを超えるもの		48	2	0	
	関西 (京都・滋賀・奈良・和歌 山・大阪・兵庫)	80サイズ以下		140	2	0	
		80サイズを超えるもの		210	2	0	
	中国 (岡山・広島・山口・鳥取・ 島根・)	80サイズ以下		32	2	0	
		80サイズを超えるもの		48	2	0	
	四国 (香川・徳島・高知・愛媛)	80サイズ以下		32	2	0	
		80サイズを超えるもの		48	2	0	
	九州 (福岡・佐賀・長崎・大分・ 熊本・宮崎・鹿児島)	80サイズ以下		32	2	0	
		80サイズを超えるもの		48	2	0	
	沖縄	80サイズ以下		16	2	0	
		80サイズを超えるもの		24	2	0	
	メール便単価	全国			7,000	2	0
	2. 現職教員特別参加制度関連資料印刷業務						
メール便単価	全国			51,800	1	0	
小 計						0	
消費税						0	
合 計						0	

※網掛け部を記入すること

※想定数量は目安であり、精算は実際の発送件数に応じて行うこと

※単価には発送作業費や直接人件費等、業務上必要なすべての経費を含むこととする

経費算出表

2017年度から2021年度JICAボランティア募集関連業務

合計金額（税抜） 円
合計金額（税込） 円

(入札金額は税抜価格となります。)

2017年度分 (単位=円)

業務項目	金額（税抜）	備考
(1) 戦略策定・企画業務費	0	
(2) 応募促進業務費	0	
小計 (①)	0	
(3) 印刷費	0	
(4) 発送費	0	
小計 (②)	0	
合計 (①+②)	0	
消費税	0	
総合計	0	

※2018年度春募集の印刷費・発送費のみ含めること。

2018年度分 (単位=円)

業務項目	金額（税抜）	備考
(1) 戦略策定・企画業務費	0	
(2) 応募促進業務費	0	
小計 (①)	0	
(3) 印刷費	0	
(4) 発送費	0	
小計 (②)	0	
合計 (①+②)	0	
消費税	0	
総合計	0	

2019年度分 (単位=円)

業務項目	金額（税抜）	備考
(1) 戦略策定・企画業務費	0	
(2) 応募促進業務費	0	
小計 (①)	0	
(3) 印刷費	0	
(4) 発送費	0	
小計 (②)	0	
合計 (①+②)	0	
消費税	0	
総合計	0	

2020年度分 (単位=円)

業務項目	金額（税抜）	備考
(1) 戦略策定・企画業務費	0	
(2) 応募促進業務費	0	
小計 (①)	0	
(3) 印刷費	0	
(4) 発送費	0	
小計 (②)	0	
合計 (①+②)	0	
消費税	0	
総合計	0	

2021年度分 (単位=円)

業務項目	金額（税抜）	備考
(1) 戦略策定・企画業務費	0	
(2) 応募促進業務費	0	
小計 (①)	0	
(3) 印刷費	0	
(4) 発送費	0	
小計 (②)	0	
合計 (①+②)	0	
消費税	0	
総合計	0	

※2022年度春募集の印刷費・発送費は含めないこと。

※印刷費、発送費は別紙1に基づき積算した合計金額をそれぞれ記載してください。
 ※消費税額は一律8%で計算してください。消費税率が変更になった場合は、変更契約を締結します。
 ※入札金額は税抜としてください。
 ※必要に応じて行を追加し、できる限り詳細に金額の内訳を記載ください。

JICA ボランティア募集関連業務

○募集関連業務の目的

JICA ボランティア事業の派遣人数目標（1,550 人）を達成し、同事業の目的である「経済・社会の発展、復興への寄与」「異文化社会における相互理解の深化と共生」「ボランティア経験の社会還元」を達成するため、ボランティアの質的改善を推進し、応募者数を 2018 年度から 2021 年度まで段階的に増加させる。

○募集関連業務の概要

JICA ボランティアは、開発途上国からのボランティア要請に基づき、長期ボランティアを年 2 回、短期ボランティアを年 4 回募集している。JICA は、開発途上国から提出されるボランティア要請を JICA ウェブサイト等で公開し、応募を受け付けている。また、JICA ボランティアへの応募を検討している人の疑問や不安を払拭させること、海外やボランティアに関心のある人に対して JICA ボランティアを周知する等、応募期間に関わらず年間を通して募集活動を実施する。

○主な委託業務内容

①JICA ボランティアの応募促進業務

「JICA ボランティアの応募者確保」「中長期的な視点から見た JICA ボランティアに対する関心層の拡大」を実現するための企画を策定し、実施する。企画の策定にあたっては、以下の業務を検討することとする。

- ・ウェブを活用した募集活動（職種紹介、語学力対策等、ターゲット層のニーズに即した内容）
- ・JICA ボランティア経験者を活用した応募相談会の実施（形式、規模は問わない）
- ・JICA 国内拠点との連携による JICA ボランティア関心層の拡大
- ・JICA ボランティア応募にかかる各種相談窓口の開設

②JICA ボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務

年 2 回の長期ボランティア応募期間に合わせ、応募意欲を喚起させるような募集要項等を作成し、印刷を行う。また、より効果的かつ効率的に応募勧奨を行うため、ポスター、募集要項等の送付先を選定し、発送する。

JICA ボランティア事業の流れ

1. 要望調査

国際約束に基づき開発途上国にてボランティア派遣の要望を調査。

2. 要請受付、取りまとめ

上記調査を受けて当該開発途上国から提出されたボランティア派遣要望を取りまとめる（これを各国からの「要請」という）。

3. 要請情報公開、募集

年 6 回（長期 2 回、短期 4 回）、各国からの要請を各種媒体（ウェブ、冊子等）で公開し、各要請に対応できる開発途上国への派遣者を募集する。長期ボランティア年 2 回、短期ボランティア年 4 回の応募者確保に向けた募集活動を年間を通して実施する。これらが今回の委託業務に当たる。

4. 募集受付、選考

ウェブによる応募により、一次選考、二次選考を経て合格者を決定する。

5. 技術補完研修

合格レベルには達しているものの、技術が若干の範囲において不足している合格者に対し、当該技術の補完研修を実施する。

6. 派遣前訓練／研修

原則として全合格者を対象に、現地語、国際協力の意義等、海外協力活動に不可欠な技術・知識を習得させる。

7. 派遣前諸業務

訓練／研修修了者について、派遣手続き及び各人の所在地の地方自治体への出発報告（表敬）等を実施する。

8. 派遣、海外協力活動

訓練／研修修了者を開発途上国に派遣する。派遣されたボランティアは、当初の要請内容に基づきながらも現況に対処し、海外協力活動を実施する。JICA は各派遣国の在外事務所を窓口として、ボランティアの活動を支援する。

9. 帰国諸業務

帰国したボランティアを対象に、ボランティアの経験の社会還元や進路についてのガイダンスを実施する。また、全国に 24 名の進路相談カウンセラーを配置し、進路開拓を支援する。

10. 社会還元、啓発活動

JICA ボランティア事業の目的の一つであるボランティア経験の社会還元を支援するとともに、ボランティア事業について広報を行い、新たな参加者を確保するための啓発活動を行う。

JICAボランティアの区分

<長期ボランティア>

区分	青年		シニア	
	青年海外協力隊 (JV)	日系社会青年ボランティア (NJV)	シニア海外ボランティア (SV)	日系社会シニア・ボランティア (NSV)
派遣期間	原則2年			
対象年齢	20歳～39歳		40歳～69歳	
要請元／派遣先	開発途上国の公的機関等	中南米の日系人団体	開発途上国の公的機関等	中南米の日系人団体
派遣国	約70カ国	5カ国	約60カ国	5カ国

<短期ボランティア>

区分	青年		シニア	
	青年海外協力隊 (JV)	日系社会青年ボランティア (NJV)	シニア海外ボランティア (SV)	日系社会シニア・ボランティア (NSV)
派遣期間	原則1ヵ月～1年未満			
対象年齢	20歳～39歳		40歳～69歳	
要請元／派遣先	開発途上国の公的機関等	中南米の日系人団体	開発途上国の公的機関等	中南米の日系人団体
派遣国	約70カ国	5カ国	約60カ国	5カ国

※JICAボランティアは記載の8ボランティアの総称



青年海外協力隊事務局	募集課・選考課	各種団体、メディアに対し、青年海外協力隊への理解と広報協力依頼
	参加促進課・進路支援課	現職教員特別参加制度／民間連携ボランティア／自治体連携ボランティアの推進（応募勧奨を含む） 専門紙への記事広告
	課題課	大学、専門学校、各種業界団体等への応募勧奨
	国内拠点	有料広報・広告、国内拠点が企画するイベント・セミナー実施、自治体広報等
業務委託契約	募集関連業務契約	①JICAボランティアの応募促進業務 「JICAボランティアの応募者確保」「中長期的な視点から見たJICAボランティアに対する関心層の拡大」 ②JICAボランティアの募集に関する各種資料作成、印刷、発送業務 応募意欲を喚起させるような募集要項等を作成し、印刷、発送を行う
	広告代理店契約	転職サイトを活用した動画配信（2017年度のみ実施） キャリアパスとしての青年海外協力隊をマイナビTVを活用し、ウェブ上でJICAボランティアを紹介する TV等マスメディア広告、ポスター、ウェブサイト運営による、JICAボランティアの広報

JICAボランティア要請数と応募者数、合格者数の推移（長期ボランティア）

募集期	青年海外協力隊			シニア海外ボランティア		
	要請数	応募者数	合格者数	要請数	応募者数	合格者数
2010春	982	2,054	641	275	776	154
2010秋	916	2,202	475	267	825	128
2011春	869	1,355	430	243	518	109
2011秋	941	1,757	489	259	684	140
2012春	1,132	1,558	501	213	594	103
2012秋	1,313	1,205	445	207	455	95
2013春	1,452	1,474	586	227	398	96
2013秋	1,541	1,702	685	308	520	131
2014春	1,298	1,618	643	290	436	100
2014秋	1,166	1,454	518	291	448	122
2015春	931	1,412	495	201	313	85
2015秋	1,027	1,384	550	254	515	118
2016春	1,119	1,390	610	234	331	81
2016秋	1,187	1,185	469	248	446	106

※日系含む

2017年度春募集説明会一覧

都道府県	開催地	開催日	曜日	開会時間	閉会時間	対象	参加者数		オススメ企画タイトル・メッセージ	説明会場	
							青年	シニア			
北海道	札幌	3/26	(日)	10:00	12:00	シニア	-	10	家族随伴制度座談会 ～家族de海外ボランティア～	夫婦や家族で参加する海外ボランティアはどんなものなのでしょう？ 実際に家族と2年海外で生活されたボランティアを囲んで話を聞いてみましょう。	アスティ45 16階 スカイルーム
				14:00	16:00	青年	13	-	医療系職種大集合！ 看護系職種で応募を検討されている方は必見！看護師の技術顧問を会場にお招きします。 また医療系で活動してきたOBOGとの座談会も実施いたします！	アスティ45 16階 多目的ラウンジ	
北海道	札幌	4/12	(水)	19:00	21:00	青年	42	-	君にも出来ることは必ずある！ ～専門資格・免許がなくても応募できる職種特集～	青年海外協力隊人気職種「コミュニティ開発」経験者の体験談発表と経験者を囲んだ座談会を行います。 経験者と直接話をして不安や疑問を解消しよう！	エルブラザ4階大研修室
				19:00	21:00	シニア	-	18	シニアボランティア座談会 ～帰国ボランティアと話すボランティア参加のあれこれ～	シニア海外ボランティアの体験談発表と座談会を行います。 途上国での活動がどんなものか知るとともに、経験者と直接話をして不安や疑問を解消しましょう！	エルブラザ4階大研修室
北海道	札幌	4/22	(土)	12:00	17:00	青年・シニア	180	91	『いつか世界を変える力になる』 ～JICAボランティアから見るわたしたちの国際協力～	経験者たちの対談や、パネル展示、個別相談を行います。 また、各種プログラムもご用意しておりますので、子供から大人まで明日からできる国際協力について考えましょう！	地下歩行空間 北1条イベントスペース (西)
北海道	函館	4/8	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	49	16	『いつか世界を変える力になる』～帰国ボランティアクロストーク～	帰国ボランティアを招いて、応募や現地での生活についての質問に答えたいきます。	函館萬屋書店
北海道	旭川	4/23	(日)	10:30	12:00	シニア	-	15	シニアボランティア座談会 ～帰国ボランティアと話すボランティア参加のあれこれ～	シニア海外ボランティアの体験談発表と座談会を行います。 途上国での活動がどんなものか知るとともに、経験者と直接話をして不安や疑問を解消しましょう！	フィール旭川7階 旭川市国際交流センター 交流ラウンジ
				13:00	15:00	青年	16	-	『いつか世界を変える力になる』 ～帰国ボランティア体験談&座談会～	経験者たちの応募動機、派遣までの不安、任地での活動など、協力隊に関する様々な疑問にお答えします	フィール旭川7階 旭川市国際交流センター 交流ラウンジ
北海道	帯広	4/9	(日)	13:00	15:00	青年・シニア	10	8	協力隊と茶話会 ～お茶しながら協力隊の話聞いていくかい～	経験者たちの応募動機、派遣までの不安、任地での活動など、協力隊に関する様々な疑問にお答えします。お茶でも飲みながらゆっくりお話ししませんか。	JICA北海道(帯広) 2階オリエンテーションルーム
北海道	帯広	4/26	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	3	5	『いつか世界を変える力になる』～帰国ボランティアクロストーク～	「ボランティア経験者による応募から現地での暮らし、そして帰国後の生活について赤裸々トーク。」 帰国ボランティアを招いて、応募や現地での生活についての質問に答えたいきます。	JICA北海道(帯広) 2階オリエンテーションルーム
北海道	釧路	4/15	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	14	10	『いつか世界を変える力になる』 ～帰国ボランティア体験談&座談会～	経験者たちの応募動機、派遣までの不安、任地での活動など、協力隊に関する様々な疑問にお答えします	釧路市生涯学習センター(まなぼとと幣舞) 0階 学習室601
北海道	北見	4/16	(日)	14:00	16:00	青年・シニア	15	8	『いつか世界を変える力になる』 ～帰国ボランティア体験談&座談会～	経験者たちの応募動機、派遣までの不安、任地での活動など、協力隊に関する様々な疑問にお答えします	オホーツク木のプラザ 第1・第2研修室
青森	青森	4/9	(日)	13:00	15:00	青年・シニア	24	13	本音で語るJICAボランティア ～経験者によるパネルトーク～	青森県に縁のある帰国ボランティアが経験談をお話します！	青森市文化観光交流施設ねぶたの家 ワ・ラッセ 1階交流学習室②
岩手	盛岡	4/8	(土)	10:00	12:00	青年・シニア	8	12	本音で語るJICAボランティア ～経験者によるパネルトーク～	岩手県に縁のある帰国ボランティアが経験談をお話します！	いわて県民情報交流センター アイーナ 5階501会議室
岩手	盛岡	4/20	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	9	4	本音で語るJICAボランティア ～経験者によるパネルトーク～	岩手県に縁のある帰国ボランティアが経験談をお話します！	いわて県民情報交流センター アイーナ 5階501会議室
宮城	仙台	4/6	(木)	19:00	21:00	青年	32	-	青年海外協力隊のことが全て分かる「はじめての協力隊」	資格がなくても、新卒でも参加が可能な協力隊！いろいろな事例をご紹介します。	仙台市情報・産業プラザAER ネットU 6階セミナールーム2(A)(B)
宮城	仙台	4/16	(日)	10:00	12:00	青年・シニア	18	10	本音で語るJICAボランティア ～経験者によるパネルトーク～	宮城県に縁のある帰国ボランティアが経験談をお話します！	仙台第一生命タワービル20階 JICA東北支部
宮城	仙台	4/22	(土)	18:30	20:30	青年・シニア	18	4	JICAボランティアの全てが分かるテーマ別分科会開催！	合格のコツや帰国後の進路、訓練の様子まで、ここでしか聞けない情報満載！	仙台第一生命タワービル20階 JICA東北支部
秋田	秋田	4/15	(土)	10:00	12:00	青年・シニア	11	9	本音で語るJICAボランティア ～経験者によるパネルトーク～	秋田県に縁のある帰国ボランティアが経験談をお話します！	秋田市にぎわい交流館AU 4階研修室①②
山形	山形	4/15	(土)	10:00	12:00	青年・シニア	8	4	本音で語るJICAボランティア ～経験者によるパネルトーク～	山形県に縁のある帰国ボランティアが経験談をお話します！	霞城セントラル2階 山形県国際交流センター研修室
福島	二本松	4/2	(日)	10:00	15:30	青年・シニア	12	11	1日体験入隊！ ～入門編～	【プログラム】 ・エスニックランチ(600円) ・訓練所見学ツアー ・所長が伝授する必勝講座 ・経験者のリアル体験談 ・個別相談会 (進路、応募制度、健康相談) ※要予約 詳細は「JICA」二本松HPへ！	JICA二本松訓練所
福島	二本松	4/30	(日)	10:00	15:30	青年・シニア	19	16	1日体験入隊！ ～合格編～	【プログラム】 ・訓練生との交流ランチ(500円) ・所長が伝授する必勝講座(合格ver) ・二次面接対策 ・経験者のリアル体験談 ・個別相談会 (進路、応募制度、健康相談) ※要予約 詳細は「JICA」二本松HPへ！	JICA二本松訓練所
栃木	小山	3/25	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	8	8	ウェブだけじゃ分からないあんなこと、こんなこと	実際の活動は？外国文化には慣れる？応募から帰国後まで経験者と語れます。	小山市立生涯学習センター (ロブル6階)セミナー室
栃木	宇都宮	4/8	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	19	8	すぐ応募したい人も、いつか応募したい人にも役に立つ！協力隊体験談	聞いてみたら、きつと行きたくなる協力隊！その魅力を直接経験者から聞こう！	とちぎ国際交流センター2階 多目的室
茨城	水戸	4/1	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	9	4	ここでしか聞けない！協力隊経験者のリアルな体験談！	ウェブでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか？	水戸プリンスホテル 1階 小ホール
茨城	つくば	4/22	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	32	19	ウェブだけじゃ分からないあんなこと、こんなこと	ウェブでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか？	JICA筑波 研修棟3階 講堂
茨城	取手	4/26	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	8	9	即時解決！もっと知りたい、JICAのサポート	お金のことは？一時帰国はできるの？JICAのサポートを詳しくお話します！	JICA筑波 研修棟3階 講堂
茨城	取手	4/26	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	8	9	知っていても実は知らない。JICAボランティアの応募から帰国後まで。経験や資格がない…でもなにか人の役に立ちたい！	制度・サポートから実際の体験談まで、ここでしか聞けない情報が満載！ 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。	ナガタビル 第1会議室
群馬	前橋	4/15	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	31	17	【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 ここでしか聞けない！協力隊経験者のリアルな体験談！	特別な資格がなく参加した経験者と語れます。 ネットでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか？	群馬県庁
埼玉	大宮	3/28	(火)	19:00	21:00	青年・シニア	32	12	【現職参加】 仕事を辞めないで参加したい方へ 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 聞きたいことがあったら！ 個別相談コーナー	仕事を辞めないで参加する制度や会社の要望により派遣される制度について詳しく説明します。 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。 応募に関する相談に個別に対応いたします。	大宮ソニックシティビル 4階 市民ホール
埼玉	大宮	4/27	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	34	9	【職種企画】 青少年活動ってなに？どんなことするの？人気職種の中身を解説！ 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊	自分の特技、趣味をどう活かす？JICAの技術担当の先生が、求められるスキルを徹底解説！ 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。	大宮ソニックシティビル 4階 市民ホール
千葉	千葉	4/1	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	32	5	【現職参加】 仕事を辞めないで参加した方との座談会 聞きたいことがあったら！ 個別相談コーナー	応募書類の書き方、また隊員としてどんな人物や能力が求められるのかを紹介いたします。 会社に所属したまま参加をした経験者がお話しします。 応募に関する相談に個別に対応いたします。	千葉文化センター セミナー室
千葉	船橋	4/12	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	48	13	【職種企画】 看護師・保健師・助産師に求められる活動、資質とは？ 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 青年海外協力隊事務局長からのメッセージ	実務経験は何年必要？どんなことをするの？ここに来れば一発解決！JICAの技術担当の先生がお話しします。 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。 青年海外協力隊事務局長が協力隊経験とボランティア事業を語ります。	船橋フェイスビル 6階 きららホール
東京	市ヶ谷	3/26	(日)	10:30	12:30	青年・シニア	91	12	【不安解消！】 安全・健康面でのJICA支援制度 【子ども好き募集！】～世界の子どもたちに会いに行こう～	JICAの安全対策や健康面での支援制度を詳しく説明！ 資格あるなし関係なし！子供と接する仕事って？経験者とのリアルトーク♪	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
				14:00	16:00	青年・シニア	85	16	【職種企画】 青少年活動ってなに？どんなことするの？人気職種の中身を解説！ 日本での営業・事務経験者求む！ JICAボランティア5万人のストーリー ～アフリカ編～	自分の特技、趣味をどう活かす？JICAの技術担当の先生が、求められるスキルを徹底解説！ 事務や営業、接客などで培った技術は、協力隊でも活かされます。一緒に貴方に合った職種を探しましょう。 アフリカ地域で活動した経験者がお話しします。	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
東京	東京	3/29	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	88	16	【職種企画】 看護師・保健師・助産師に求められる活動、資質とは？ 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 JICAボランティア5万人のストーリー ～アジア編～	実務経験は何年必要？どんなことをするの？ここに来れば一発解決！JICAの技術担当の先生がお話しします。 応募書類の書き方、また隊員としてどんな人物や能力が求められるのかを紹介いたします。 アジア地域で活動した経験者がお話しします。	AP東京丸の内 日本生命丸の内ガーデンタワー3階会議室
東京	池袋	4/4	(火)	19:00	21:00	青年・シニア	113	15	【職種企画】 コミュニティ開発ってなに？どんなことするの？人気職種の中身を解説！ 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 【合格への道(Web応募編)】 パソコン操作がちょっと不安な方、必見！	自分の経験をどう活かせる？JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説！ 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。 今募集期からウェブでの応募に全面移行！操作手順を丁寧に教えます。	サンシャインシティ文化会館 5階 特別ホール501
東京	八王子	4/6	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	30	7	【不安解消！】 安全・健康面でのJICA支援制度 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊	JICAの安全対策や支援制度を詳しく説明！ 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。	東急スクエアビル 12階 八王子市学園都市センター
東京	市ヶ谷	4/8	(土)	10:30	12:30	シニア	-	30	【家族と一緒にシニア海外ボランティア！】 【不安解消！】 実際にはどうなの？ JICAボランティアの待遇・制度 【合格への道(Web応募編)】 パソコン操作がちょっと不安な方、必見！	家族随伴制度を利用して参加した経験者と随伴した方がお話をします。 JICAボランティアの制度、待遇について、具体的な手当や旅行制度なども含めて詳しく説明します。 今募集期からウェブでの応募に全面移行！操作手順を丁寧に教えます。	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
				14:00	16:00	青年	43	7	【職種企画】 理系、工業系の学校を出た方、得意だった理科や数学を途上国で活かそう！【理科・数学教育】 【プロに聞く！TOEICスコアアップの秘訣！】	新卒でも可！免許がいらない要請も！JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説！ 英会話イオンのプロの教師がスコアアップのコツをお話しします。	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場

都道府県	開催地	開催日	曜日	開会時間	閉会時間	対象	参加者数		オスズメ企画タイトル・メッセージ	説明会場	
							青年	シニア			
									【合格への道(Web応募編)】 パソコン操作がちょっと不安な方、必見! 【職種企画】 小学校教育ってなに?どんなことするの?人気職種の中身を解説! 【子ども好き集まれ!】~世界の子どもたちに会いに行こう~ ここが要だ!『健康審査!』	今募集期からウェブでの応募に全面移行!操作手順を丁寧に教えます。	
東京	新宿	4/9	(日)	10:30	12:30	青年・シニア	83	5	【職種企画】 体育・スポーツ分野の活動ってどんなことするの?人気職種の中身を解説! 【不安解消!】 帰国後ってどうなるの?こんなにありますサポート体制! 芸術・スポーツ分野で協力隊 ここが要だ!『健康審査!』	新卒でも可!免許がいらない要請も!JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説! 資格あるなし関係なし!子供と接する仕事って?経験者とのリアルトーク! 合格するための重要ポイント、健康審査について、じっくり相談するチャンスです! JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説! ここでしか聞けない、進路相談カウンセラーとの生トーク!	新宿エルタワー30階 サンスカイルーム
東京	市ヶ谷	4/13	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	143	8	【青年対象企画】 合格への道(応募書類作成編) 【青年対象企画】 合格への道(面接編) 日本での営業、事務経験者求む! 【青年対象企画】 資格は?経験は?新卒だからできること 聞きたいことがあったら! 個別相談コーナー	応募書類の書き方、また隊員としてどんな人物や能力が求められているのかを紹介!します。 2次選考の面接のときの心構えとは?どんな準備をしたらいいかをお伝えします。 事務や営業、接客業などで培った技術は、協力隊でも活かします。一緒に貴方に合った職種を探しましょう。 社会経験ゼロでもできることは必ずある!新卒で参加した経験者に聞いてみよう! 応募に関する相談に個別に対応いたします。	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
東京	吉祥寺	4/19	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	86	15	【青年対象企画】 合格への道(応募書類作成編) 【不安解消!】 語学のハードルは高くない! 【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 聞きたいことがあったら! 個別相談コーナー	応募書類の書き方、また隊員としてどのような人物や能力が求められているのかを紹介!します。 一人で悩む前に、ぜひ会場にお越しください。JICAボランティアの語学のすべてがわかります。 特別な資格がなく参加した経験者と語れます。 応募に関する相談に個別に対応いたします。	武蔵野公会堂 ホール
東京	東京	4/20	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	70	11	【職種企画】 環境教育ってなに?どんなことするの?人気職種の中身を解説! 【現職参加】 仕事を辞めずに参加したい方へ JICAボランティア5万人のストーリー ~中南米編~	自分の経験をどう活かせる?JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説! 仕事を辞めずに参加する制度や会社の要望により派遣される制度について詳しく説明します。 中南米地域で活動した経験者がお話しします。	AP東京丸の内 日本生命丸の内ガーデンタワー3階会議室
東京	市ヶ谷	4/22	(土)	10:30	12:30	青年・シニア	68	27	【職種企画】 小学校教育ってなに?どんなことするの?人気職種の中身を解説! 教育分野で協力隊 ここが要だ!『健康審査!』	新卒でも可!免許がいらない要請も!JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説! 教育分野で活動した経験者がお話しします。 合格するための重要ポイント、健康審査について、じっくり相談するチャンスです!	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
東京	市ヶ谷	4/22	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	94	20	【職種企画】 コミュニティ開発ってなに?どんなことするの?人気職種の中身を解説! 聞きたいことがあったら! 個別相談コーナー ここが要だ!『健康審査!』	自分の経験をどう活かせる?JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説! 応募に関する相談に個別に対応いたします。 合格するための重要ポイント、健康審査について、じっくり相談するチャンスです!	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
東京	渋谷	4/25	(火)	19:00	21:00	青年・シニア	41	9	【職種企画】 POインストラクターってなに?どんなことするの?人気職種の中身を解説! JICAボランティア5万人のストーリー ~大洋州編~	自分の経験をどう活かせる?JICAの技術担当の先生が、求められるスキルなどを徹底解説! 大洋州地域で活動した経験者がお話しします。	AP渋谷道玄坂浜東シネタワー 11階
東京	市ヶ谷	4/29	(土)	10:30	12:30	青年・シニア	46	35	【職種企画】 日本語教育で応募を考えているみなさんへ 【合格への道(Web応募編)】 パソコン操作がちょっと不安な方、必見! 【不安解消!】 帰国後ってどうなるの?こんなにありますサポート体制!	JICAの技術担当の先生が、実際の活動についてお話しします。 今募集期からウェブでの応募に全面移行!操作手順を丁寧に教えます。 ここでしか聞けない、進路相談カウンセラーとの生トーク!	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
東京	市ヶ谷	4/29	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	97	15	【青年対象企画】 合格への道(面接編) 女子による女子のためのJICAボランティア相談会 【本日限り】 【合格への道(Web応募編)】 パソコン操作がちょっと不安な方、必見! 聞きたいことがあったら! 個別相談コーナー	2次選考の面接のときの心構えとは?どんな準備をしたらいいかをお伝えします。 ホントのところはどーなの?女子が気になること全部お答えします! 今募集期からウェブでの応募に全面移行!操作手順を丁寧に教えます。 応募に関する相談に個別に対応いたします。	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場
神奈川	桜木町	3/25	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	48	13	【職種企画】 看護師で応募を考えている方へ 【不安解消!】 語学のハードルは高くない! 知ろう、遠くで近いもう一つの日本を ~海外移住資料館見学ツアー~ 【青年向け企画】 日本での営業、事務経験者求む!	実務経験は何年必要?どんなことをするの?ここに来れば一発解決!! 一人で悩む前に、ぜひ会場にお越しください。JICAボランティアの語学のすべてがわかります。 ハワイから北米、そして南米へ・移住150年の歴史と今を解説します。 事務や営業、接客業で培った技術は協力隊でも活かします。一緒にあなたにあった職種を探しましょう。	JICA横浜 体育館
神奈川	桜木町	4/2	(日)	10:30	12:30	青年・シニア	27	19	【職種企画】 日本語教育をシゴトにしたい! 【日系社会企画】 行こう、遠くで近いもう一つの日本へ 【不安解消!】 ここが知りたい!健康のこと 知ろう、遠くで近いもう一つの日本を ~海外移住資料館見学ツアー~	活かそうあなたのスキル。日本語教育の実際の活動について聞いてみよう! 【日系社会企画】 遠くで近いもう一つの日本、日系社会で活動した経験者と語ろう! 個別に応募に関する健康のことを相談が出来ます! ハワイから北米、そして南米へ・移住150年の歴史と今を解説します。	JICA横浜 4階会議室
神奈川	横浜	4/5	(水)	18:30	20:30	青年・シニア	32	6	【現職参加】 お仕事を辞めずに参加したい方へ 【青年向け企画】 資格は?経験は?新卒だからできること 【不安解消!】	現職参加制度って?制度の説明から経験者のアドバイスまでお伝えします! 社会経験ゼロでもできることは必ずある!新卒参加の経験者に聞いてみよう! お金のことは?一時帰国はできるの?JICAのサポートを詳しくお話しします!	かながわ県民センター2階ホール
神奈川	横浜	4/11	(火)	19:00	21:00	青年・シニア	36	4	【青年向け企画】 合格への道 応募書類作成のここがポイント 【不安解消!】	自己PR、応募動機…悩んで手が進まない!!そんなあなたに特別に教えます!	AP横浜駅西口
神奈川	桜木町	4/16	(日)	14:00	16:00	青年・シニア	44	19	【職種企画】 プロに聞く!TOEICスコアアップの秘訣! 知ろう、遠くで近いもう一つの日本を ~海外移住資料館見学ツアー~ 【青年向け企画】 先生になりたい人集まれ! 【不安解消!】青年向け企画 帰国後の進路も考えておきたい!そんなあなたへ ここでしか聞けない!協力隊経験者のリアルな体験談!	英会話イオンのプロの講師があなたの語学の悩みを解決します! ハワイから北米、そして南米へ・移住150年の歴史と今を解説します。 JICAボランティアを経て、学校の先生になった経験者と本音で語りませんか? 進路相談カウンセラーに聞く、帰国後の進路からサポートのことまで!	JICA横浜 4階会議室
神奈川	相模大野	4/26	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	34	11	【青年向け企画】 資格はないけど協力隊 ここでしか聞けない!協力隊経験者のリアルな体験談!	ウェブでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか? 諦めるのはまだ早い!特別な資格が不要な職種について詳しく説明します!	相模女子大学グリーンホール
神奈川	桜木町	4/18	(火)	18:00	20:00	青年・シニア			【個別相談】 JICAボランティアよろず相談室	JICAボランティア経験のあるスタッフに個別で相談が出来ます!	JICA横浜 2階ワークショップコーナー
神奈川	桜木町	4/21	(金)	18:00	20:00	青年・シニア			【個別相談】 JICAボランティアよろず相談室	JICAボランティア経験のあるスタッフに個別で相談が出来ます!	JICA横浜 2階ワークショップコーナー
神奈川	桜木町	4/24	(月)	18:00	20:00	青年・シニア			【個別相談】 JICAボランティアよろず相談室	JICAボランティア経験のあるスタッフに個別で相談が出来ます!	JICA横浜 2階ワークショップコーナー
神奈川	桜木町	4/28	(金)	18:00	20:00	青年・シニア			【個別相談】 JICAボランティアよろず相談室	JICAボランティア経験のあるスタッフに個別で相談が出来ます!	JICA横浜 2階ワークショップコーナー
新潟	新潟	4/16	(日)	14:00	16:00	青年・シニア	32	8	【青年対象企画】 資格はないけど協力隊 ここでしか聞けない!協力隊経験者のリアルな体験談!	特別な資格がなく参加した経験者がお話しします。 ネットでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか?	新潟日報メディアシップ ナレッジルーム
新潟	長岡	4/22	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	21	12	協力隊、シニア海外ボランティア、経験者によるパネルトーク! ここでしか聞けない!協力隊経験者のリアルな体験談!	現地で活躍した協力隊、シニアボランティア経験者が現地での活動、生活を語ります。 ネットでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか?	国際交流センター「地球広場」
新潟	上越	4/27	(木)	18:30	20:30	青年・シニア	8	6	ここでしか聞けない!協力隊経験者のリアルな体験談!	ネットでは分からない、経験者が見てきた現地の生活を聞いてみませんか?	上越市民プラザ
長野	長野	4/1	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	16	10	ボランティア経験者と語ろう!	応募への準備、任国での生活、帰国後の進路、いろいろ聞いてみよう。	長野市TOiGO 3階 第2学習室
長野	松本	4/6	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	12	12	ボランティア経験者と語ろう!	お仕事、学校帰りに参加しやすい夜開催。 お気軽にお立ち寄りください。	松本市中央公民館 Mウイング
長野	長野	4/12	(水)	19:00	20:30	青年・シニア	11	5	ボランティア経験者と語ろう!	お仕事、学校帰りに参加しやすい夜開催。 お気軽にお立ち寄りください。	長野市TOiGO 3階 第2学習室
長野	駒ヶ根	4/23	(日)	10:00	16:00	青年・シニア	54	17	駒ヶ根訓練所に一日入隊してみよう	一日体験でJICAボランティア応募へのモチベーションアップ! (体験入隊は、お申し込みが必要です。)	駒ヶ根青年海外協力隊訓練所
山梨	甲府	4/23	(日)	14:00	16:00	青年・シニア	10	4	ウェブだけじゃ知れないあんなこと、こんなこと そこが知りたい!派遣前のJICA語学訓練!~ JICA名物講師によるネパール語機擬授業~	実際の活動は?外国文化には慣れる?応募から帰国後まで経験者と語れます! 語学は苦手だから…。そんな理由で諦めてませんか?ぜひ一日体験授業にお越しください!新しい言語を学ぶ楽しさ、伝えます!	山梨県国際交流センター(バスポートセンター)
富山	富山	3/18	(土)	13:30	16:00	青年・シニア	5	15	JICA名物講師によるネパール語機擬授業~ 派遣国ってどんなところ? 富山県出身現役隊員にSkypeで聞いてみよう!	語学は苦手だから…。そんな理由で諦めてませんか?ぜひ一日体験授業にお越しください!新しい言語を学ぶ楽しさ、伝えます!	サンシップとやま 研修室501
富山	高岡	4/15	(土)	13:30	16:00	青年・シニア	18	10	派遣国ってどんなところ? 富山県出身現役隊員にSkypeで聞いてみよう!	現在活動中の隊員が生出演!また、協力隊経験者と語り、不安を解消しましょう。	ウイング・ウイング高岡 研修室502
石川	金沢	3/20	(月)	13:30	16:00	青年・シニア	40	29	永島昭浩キャスターと考える 「スポーツと国際協力」 モヤモヤすっきり解消! 聞け!協力隊への扉	去年、「スーダン・ラオスでサッカー教室をした永島昭浩さん。永島さんと一緒に「スポーツと国際協力」について考えてみませんか。 ボランティアに興味はあるけど…。語学に自信が無い、資格が無い、現職参加って?どんなご相談もお聞きします!	KKRホテル金沢 孔雀の間 JICA北陸支部 会議室
福井	福井	3/19	(日)	13:30	16:00	青年・シニア	10	7	そこが知りたい!派遣前のJICA語学訓練!~ JICA名物講師によるシンハラ語機擬授業~	語学は苦手だから…。そんな理由で諦めてませんか?ぜひ一日体験授業にお越しください!新しい言語を学ぶ楽しさ、伝えます!	福井県国際交流会館 第1・第2会議室
福井	福井	4/22	(土)	13:30	16:00	青年・シニア	20	2	学生歓迎!気になる協力隊! あれもこれも聞いてみよっせ!	福井県出身のJICAボランティアが、現地の珍しいお菓子とともに、いろいろな質問にお答えします!	福井大学 グローバル・ハブ まちスモ飛騨高山
岐阜	高山	4/2	(日)	14:00	16:00	青年・シニア	3	0	基本プログラムで実施します		
岐阜	岐阜①	4/9	(日)	13:00	15:00	青年・シニア	10	10	【協力隊×キャリア】 就職が協力隊か…悩める大学生集まれ! 【必勝講座】 合格への道 【無料上映会】 青年海外協力隊をテーマにした映画「クロスロー	経験なくても大丈夫?新卒参加した経験者の話を聞いて悩み解決。 書類作成のポイントや面接官はどこを見ています?合格したい人は必見! (青年対象企画) リアルな協力隊の葛藤と成長のストーリーから、答えを見つけてみませんか?	ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ

都道府県	開催地	開催日	曜日	開会時間	閉会時間	対象	参加者数		オスズメ企画タイトル・メッセージ	説明会場	
							青年	シニア			
岐阜	岐阜②	4/26	(水)	18:30	20:30	青年・シニア	8	6	JICAボランティア写真展 1階図書館にて展示。ご自由にご覧いただけます。 展示期間：4月15(土)～4月28日(金)	ハートフルスクエア-G 2階 研修室50	
									【JICAボランティア女子会】 女子のお悩み。「こんなことも聞いていいですか？」 【協力隊×キャリア】 進学？就職？キャリアチェンジ??悩んでいないで聞いてみよう！		女子ならではのあんなコトこんなコトをざっくばらんに聞けるチャンスです！ 進路相談カウンセラーに相談して、帰国後の進路の不安解消（青年対象企画）
静岡	浜松	4/1	(土)	10:30	12:30	シニア	-	16	【海外で日本語を教えてくださいませんか？】 今日がチャンス！日本語教師という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【セカンドライフをどう生きる？】 JICAボランティアに夫や妻も一緒に行けるの？	浜松国際交流協会（HICE） クリエイティブ浜松 4階	
									【海外で日本語を教えてくださいませんか？】 今日がチャンス！日本語教師という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【行こう、もう一つの日本へ】 日系社会ボランティアとして中南米で国際協力 【協力隊×キャリア】 現職参加～退職せずに参加を考えている方へ～		求められる資格や経験、現地での活動内容について解説します 家族随伴制度を利用して夫婦で赴任した経験者から話を聞いてみませんか？ 求められる資格や経験、現地での活動内容について解説します 日系社会ってどんなところ？経験者の実体験を聞いて理解を深めましょう。 会社との交渉や帰国後など、気になることを経験者から聞いてみましょう。
静岡	静岡	4/8	(土)	10:30	12:30	青年・シニア	41	21	【必勝講座】 【あなたの不安を解消します】 現地での健康管理 【JICAボランティア女子会】 女子のお悩み。「こんなことも聞いていいですか？」 【セカンドライフをどう生きる？】 60歳から目指す海外ボランティア 【もう一つの日本へ】 日系社会ボランティアとしての国際協力	バルシェ 7階 第1,2会議室	
									【無料上映会】 青年海外協力隊をテーマにした映画「クロスロード-Crossroads」 いつでも個別相談会		書類作成のポイントは何？面接官はどこを見ています？合格したい人は必見！ （青年対象企画） 派遣中の健康をサポートする健康管理員経験者からアドバイスが聞けます。 女子ならではのあんなコトこんなコトをざっくばらんに聞けるチャンスです！ 退職後に学び直して第2の人生に挑戦するシニアの話聞いてください。 日系社会ってどんなところ？経験者の実体験を聞いて理解を深めましょう。
									【この日だけ！静岡だけ！】 人気職種「コミュニティ開発」についてトコトコ聞ける1時間半！		リアルな協力隊の葛藤と成長のストーリーから、答えを見つけてみませんか？ 具体的な相談がある方はいつでもどうぞ！（12:30～17:00） あなたのその経験きつと生きます！専門の先生による講座と経験者の体験談。
静岡	三島	4/16	(日)	10:30	12:30	青年・シニア	7	15	【気軽に参加ください】 協力隊と語ろう！@三島カフェ 【あなたの不安を解消します】 たのしく語学！ 【協力隊×キャリア】 進学？就職？キャリアチェンジ??悩んでいないで聞いてみよう！	三島商工会議所 1階	
									【世界の子もあなたはあなたを待っている！】 今日がチャンス！小学校教育という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【セカンドライフをどう生きる？】 KAIZENを世界に！		静岡県東部のOBが大集合！お茶でも飲みながらゆったりお話ししましょう♪ 応募に最低限必要レベルをクリアしよう！語学力アップのコツを達人が伝授。 進路相談カウンセラーに相談して、帰国後の進路の不安解消（青年対象企画）
愛知	名駅①	3/26	(日)	10:30	12:30	シニア	-	19	【世界の子もあなたはあなたを待っている！】 今日がチャンス！小学校教育という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【例えはコミの分別、あなたならどう教える？】 今日がチャンス！環境教育という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【協力隊×キャリア】 現職参加～退職せずに参加を考えている方へ～	JICA中部なごや地球ひろば セミナールーム	
									【世界の子もあなたはあなたを待っている！】 今日がチャンス！小学校教育という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【例えはコミの分別、あなたならどう教える？】 今日がチャンス！環境教育という職種について、専門の先生よりアドバイス。 【協力隊×キャリア】 現職参加～退職せずに参加を考えている方へ～		世界で求められている品質管理活動について、経験者から話が聞けます。 教育分野でお考えの方にオスズメ講座。免許や経験がない方もご相談ください！ どんな経験があればいい？目からうろこのお話し聞かせませんか。 会社との交渉や帰国後など、気になることを経験者から聞いてみましょう。
愛知	一宮	4/2	(日)	14:00	16:00	青年・シニア	15	21	一宮から世界へ！世界でキラキラ輝くJICAボランティア写真展 ☆きつとあなたも輝ける☆ 一宮市から世界へ！！ 【あなたの不安を解消します】 たのしく語学！	一宮市立中央図書館 6階 多目的室	
愛知	名駅②	4/6	(木)	19:00	21:00	青年・シニア	29	5	【気軽に参加ください】 ワールドカフェ 【スポーツが好きなら集まれ！】 今日がチャンス！体育・スポーツ分野の職種について、専門の先生よりアドバイス。 【協力隊×キャリア】 就職か協力隊か…悩める大学生集まれ！	JICA中部なごや地球ひろば セミナールーム	
愛知	名駅③	4/15	(土)	13:00	15:00	青年・シニア	58	23	【世界の子もあなたはあなたを待っている！】 今日がチャンス！看護分野の職種について、専門の先生よりアドバイス。 【あなたの不安を解消します】 現地での健康管理 【必勝講座】 【協力隊×キャリア】 【現職参加特別参加制度】で参加した先生たち 【行こう、もう一つの日本へ】 日系社会ボランティアとして中南米で国際協力 現職参加～退職せずに参加を考えている方へ～	JICA中部なごや地球ひろば セミナールーム	
									【無料上映会】 青年海外協力隊をテーマにした映画「クロスロード-Crossroads」		派遣中の健康をサポートする健康管理員経験者からアドバイスが聞けます。 書類作成のポイントは何？面接官はどこを見ています？合格したい人は必見！ （青年対象企画） 先生としての経験を国際協力に！経験者から具体的な話が聞けます。（青年対象企画） 日系社会ってどんなところ？経験者の実体験を聞いて理解を深めましょう。 会社との交渉や帰国後など、気になることを経験者から聞いてみましょう。
愛知	豊橋	4/22	(土)	10:30	12:30	青年・シニア	7	11	【協力隊×キャリア】 豊橋市が協力隊を求めている！ 【アクティブシニアは世界も元気にしています！】 シニア海外ボランティアという生き方 【間に合わない！と悩む前に】 締め切り直前応募対策！	豊橋商工会議所 4階 401会議室	
愛知	名駅④	4/23	(日)	10:00	12:30	シニア	-	38	【欲しい情報へ自由にアプローチ】 知りたいことを、知りたいときに 【協力隊×キャリア】 5万人のJICAボランティア、5万通りのストーリー 【現職参加特別参加制度】で参加した先生たち 【協力隊×キャリア】 バックパッカーからの協力隊 【学生、事務、営業職にだってできることがある！】 今日がチャンス！コミュニティ開発という職種について、専門の先生よりアドバイス 【JICAボランティア女子会】 女子のお悩み。「こんなことも聞いていいですか？」 【間に合わない！と悩む前に】 締め切り直前応募対策！ 【ぶっちゃけトークもあり？！】 OVと語る会	JICA中部なごや地球ひろば セミナールーム	
									【海外の話聞いてみたい…というあなたへ】 高校生も大学生も親御さんも大歓迎！ 【行こう、もう一つの日本へ】 日系社会ボランティアとして中南米で国際協力 【無料上映会】 青年海外協力隊をテーマにした映画「クロスロード-Crossroads」		世界で活躍した元気なシニアたちからこれからのヒントがもらえる特別企画！ 応募書類作成に悩む方、相談にのります！お気軽にお越しください！ この日限定の特別な説明会！知りたいことだけ聞きたい方におススメ！ やっぱり経験者の体験談を聞くのが一番！たくさんの人と出会ってください。 先生としての経験を国際協力に！経験者から具体的な話が聞けます。（青年対象企画） 次はじっくり腰を据えて海外で国際貢献しませんか？経験者の話が聞けます。 資格がないし経験もないし…と立ち止まっている方、職種選びに迷う方必見！ 女子ならではのあんなコトこんなコトをざっくばらんに聞けるチャンスです！ 応募書類作成に悩む方、相談にのります！お気軽にお越しください！ OV（協力隊経験者）が試験対策から現地での生活まで素朴な疑問を解決！ （青年海外協力隊愛知OB会主催）
三重	四日市	3/25	(土)	13:00	15:00	青年・シニア	4	6	【海外の話聞いてみたい…というあなたへ】 高校生も大学生も親御さんも大歓迎！ 【行こう、もう一つの日本へ】 日系社会ボランティアとして中南米で国際協力 【無料上映会】 青年海外協力隊をテーマにした映画「クロスロード-Crossroads」	じばさん三重 4階 視聴覚室	
三重	名張	4/1	(土)	14:30	16:00	青年・シニア	0	1	基本プログラムで実施します	Navarie	
三重	津	4/22	(土)	10:30	12:30	青年・シニア	6	3	【必勝講座】 【協力隊×キャリア】 進学？就職？キャリアチェンジ??悩んでいないで聞いてみよう！ 【あなたの不安を解消します】 たのしく語学！	アスト津 3階 イベント情報コーナー	
三重	鈴鹿	4/23	(日)	13:00	14:30	青年・シニア	5	15	基本プログラムで実施します	鈴鹿ハンター ※「わいわい春まつり」内にて実施	
滋賀	南草津	4/23	(日)	10:30	12:30	シニア	-	7	【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント 【今のレベルどれくらい？】10分間の英語ミニテストできます～ 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント 【失敗、空回り、辛いこと…】協力隊の苦労話 語ります	フェリエ南草津 5階 市民交流プラザ	
									【資格がなくても協力隊】 どの職種？、どんな活動？ 【行きたいけど、レベルは？】 スポーツ・体育系の気になる疑問 相談できます 【2年は無理、でも短期なら…】1か月からの協力隊		一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 TOEICの模擬テストにトライして、スコアの目安を予測。今後の英語学習にお役立てください。 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 競技・指導レベル、失敗、苦労は？スポーツ・体育系の経験者が現地のこと語ります。 長期（2年）と比べて異なる点など、短期ボランティアについて解説します
京都	京都	3/29	(水)	19:00	21:00	青年・シニア	44	11	【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【20歳～39歳 青年対象】 就職？協力隊？どっちが先が良いのやら… 【40歳～69歳シニア対象】 セカンドライフを途上国のために～日本での経験、現地でのこんな風に役立ちました 【実は、選考に関係します】 経験者の体験エピソード、いくつ知っていますか？ 【失敗、空回り、辛いこと…】協力隊の苦労話 語ります	キャンパスプラザ京都 2階	

都道府県	開催地	開催日	曜日	開会時間	閉会時間	対象	参加者数		オスズメ企画タイトル・メッセージ	説明会場	
							青年	シニア			
京都	京都	4/9	(日)	10:30	12:30	シニア	-	15	【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 【今のレベルどれくらい?】 ～10分間の英語ミニテストできます～ 【帰国後の就職～地方自治体】協力隊経験者の採用例 ご紹介 【全て自力?ではありません】JICAのサポート 生活も活動も 【キャリアチェンジの第一歩】 【一般・総合職からの協力隊】 【アレもコレも聞いとこ】 協力隊OGの女子会があります!	現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します TOEICの模擬テストにトライして、スコアの目安を予測。今後の英語学習にお役立てください。 現地で得られるスキルや経験が行政職にどう活かせるのか、実際の仕事ぶり等について講演を行います 派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 営業、企画、販売、広報…これらの仕事をどの職種に?社会人参加の経験者と相談できます。 女性ならではの不安や疑問など女子トークが出来るコーナーを用意します。	京都タワーホテル 2階 TKPガーデンシティ京都
				14:30	16:30	青年	27	-	①今季応募の方へ 【提出前の確認ポイント解説】 ②応募は先々に考える方へ 【JICAボランティアの全般説明】 【ヒントを得るラストチャンス】 ～応募する方・しない方～ 【2年は無理、でも短期なら…】1か月からの協力隊 【なんでも相談コーナー】 ～どなたでもおこしやす!～	京都では最後となります。応募する方・しない方、グループに分かれてお聞き頂きます。 各職種・国の経験者との座談会。京都会場は今季最後になります。 長期(2年)と比べて異なる点など、短期ボランティアについて解説します。 特設コーナーでJICAボランティア経験があるスタッフと個別に相談ができます。	メルパルク京都 7階
京都	二条	4/18	(火)	19:00	21:00	青年	27	-	【留学、ワーホリ、バックハッカー…】 比べて考える協力隊 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【看護系、福祉・リハビリ系】日本とのちがひ、技術レベルってどんなもん? 【ハココ事務、IT・プログラミング系】 日本での技能・知識を途上国でどう使う? 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	スキルアップや海外経験をj得る選択肢を比較して協力隊のこと解説します。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 途上国の事情や職場の状況など、気になることについて実際の経験者と語れる機会です。 長年の仕事経験が現地でどのように活かせるか、経験者から実例を語ります。 勉強・練習するポイントや英語資格試験の対策等について英会話学校の先生による講座を行います。 応募、待遇、派遣の流れ等、ウェブや資料では分かりにくい点を解説します。 技術アドバイザーから求められる資質やスキルのこと、さらに経験者の体験談も一気聞けます。 教育系の協力隊経験者から実際の活動のこと、帰国後の仕事のことまで聞けます。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 営業、企画、販売、広報…これらの仕事をどの職種に?社会人参加の経験者と相談できます。 途上国の事情や職場の状況など、気になることについて実際の経験者と語れる機会です。 職種「PCインストラクター」「コンピュータ技術」について技術アドバイザーや経験者に詳しく聞ける機会です。	立命館大学朱雀キャンパス 1階 多目的室
大阪	梅田	4/1	(土)	10:30	12:00	シニア	-	33	【語学対策講座】 ～英語の学習方法・ポイントを学べます～ 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【コミュニケーション開発】ってなに? 一般系・人気職種の「中身のこゝろ」解説します 【学校教育の協力隊】 教員志望の学生・社会人、現役教師の方もいらつしや 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント 【キャリアチェンジの第一歩】 一般・総合職からの協力隊 【看護系、福祉・リハビリ系】日本とのちがひ、技術レベルってどんなもん? 【ハココ事務、IT・プログラミング系】 日本での技能・知識を途上国でどう使う? 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	【語学対策講座】 ～英語の学習方法・ポイントを学べます～ 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【コミュニケーション開発】ってなに? 一般系・人気職種の「中身のこゝろ」解説します 【学校教育の協力隊】 教員志望の学生・社会人、現役教師の方もいらつしや 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント 【キャリアチェンジの第一歩】 一般・総合職からの協力隊 【看護系、福祉・リハビリ系】日本とのちがひ、技術レベルってどんなもん? 【ハココ事務、IT・プログラミング系】 日本での技能・知識を途上国でどう使う? 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	阪急グランドビル 26階
				14:00	16:30	青年	121	-	【就職?協力隊?】 どっちが先が良いのやら… 【ヒントを得るラストチャンス】 ～応募する方・しない方～ 【なんでも相談コーナー】 ～どなたでもおこしやす!～	就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 営業、企画、販売、広報…これらの仕事をどの職種に?社会人参加の経験者と相談できます。 途上国の事情や職場の状況など、気になることについて実際の経験者と語れる機会です。 職種「PCインストラクター」「コンピュータ技術」について技術アドバイザーや経験者に詳しく聞ける機会です。	BREEZE BREEZE 8階 プリーゼプラザ
大阪	梅田	4/16	(日)	10:30	12:30	シニア	-	31	【必見!企業のお話】 ～協力隊経験者の採用～人材の魅力とは? 【全て自力?ではありません】 JICAのサポート 生活も活動も 【看護系、福祉・リハビリ系】日本とのちがひ、技術レベルってどんなもん? 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	民間企業の方をお招きし、協力隊経験者に対する評価や実際の仕事ぶり等について講演頂きます。(予定) 派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 途上国の事情や職場の状況など、気になることについて実際の経験者と語れる機会です。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。	阪急グランドビル 26階
				14:30	16:30	青年	68	-	【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【行きたいけど、レベルは?】 スポーツ・体育系の気になる疑問 相談できます 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【アレもコレも聞いとこ】 協力隊OGの女子会があります!	誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 競技・指導レベル、失敗、苦労は?スポーツ・体育系の経験者が現地のこと語ります。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。 女性ならではの不安や疑問など女子トークが出来るコーナーを用意します。	ABC-MART梅田ビル 8階 AP茶屋町
大阪	梅田	4/20	(木)	19:00	21:00	シニア	-	9	【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【行きたいけど、レベルは?】 スポーツ・体育系の気になる疑問 相談できます 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【アレもコレも聞いとこ】 協力隊OGの女子会があります!	誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 競技・指導レベル、失敗、苦労は?スポーツ・体育系の経験者が現地のこと語ります。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。 女性ならではの不安や疑問など女子トークが出来るコーナーを用意します。	ABC-MART梅田ビル 8階 AP茶屋町
				19:00	21:00	青年	48	-	①今季応募の方へ 【提出前の確認ポイント解説】 ②応募は先々に考える方へ 【JICAボランティアの全般説明】 【ヒントを得るラストチャンス】 ～応募する方・しない方～ 【なんでも相談コーナー】 ～どなたでもおこしやす!～	今季最後の説明会です。応募する方・しない方、グループに分かれてお聞き頂きます。 経験者の体験談(講演)が聞ける今季最終回となります。今後のために、という方もぜひお見逃しなく! 特設コーナーでJICAボランティア経験があるスタッフと個別に相談ができる最後の機会です。	阪急グランドビル 26階
大阪	堺	4/9	(日)	10:30	12:30	シニア	-	26	【提出前の確認ポイント解説】 ②応募は先々に考える方へ 【JICAボランティアの全般説明】 【ヒントを得るラストチャンス】 ～応募する方・しない方～ 【なんでも相談コーナー】 ～どなたでもおこしやす!～	今季最後の説明会です。応募する方・しない方、グループに分かれてお聞き頂きます。 経験者の体験談(講演)が聞ける今季最終回となります。今後のために、という方もぜひお見逃しなく! 特設コーナーでJICAボランティア経験があるスタッフと個別に相談ができる最後の機会です。	阪急グランドビル 26階
				14:30	16:30	青年	79	-	【映画見れば書くヒントになる】 応募フォームに出題される「ボランティア活動の意義・目的とは?」 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント 【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【学校教育の協力隊】 教員志望の学生・社会人、現役教師の方もいらつしや 【就職?協力隊?】 どっちが先が良いのやら… 【ヒントを得るラストチャンス】 ～応募する方・しない方～ 【なんでも相談コーナー】 ～どなたでもおこしやす!～	協力隊の姿を描いた劇場映画「クロスロード-Crossroads-」無料上映会します 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 教育系の協力隊経験者から実際の活動のこと、帰国後の仕事のことまで聞けます。 新卒ないし休学参加、社会人参加、それぞれの経験者が実例を語ります。 各職種・国の経験者との座談会。今季最後となります。直接聞く機会をお見逃しなく! 特設コーナーでJICAボランティア経験があるスタッフと個別に相談ができる最後の日です!	堺市立国際交流プラザ 6階
大阪	枚方	4/12	(水)	19:00	21:00	青年	17	-	【就職?協力隊?】 どっちが先が良いのやら… 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【看護系、福祉・リハビリ系】日本とのちがひ、技術レベルってどんなもん? 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	新卒ないし休学参加、社会人参加、それぞれの経験者が実例を語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 途上国の事情や職場の状況など、気になることについて実際の経験者と語れる機会です。	ラポールひらかた 4階 大研修室
大阪	天王寺	4/25	(火)	19:00	21:00	青年・シニア	48	12	①今季応募の方へ 【提出前の確認ポイント解説】 ②応募は先々に考える方へ 【JICAボランティアの全般説明】 【ヒントを得るラストチャンス】 ～応募する方・しない方～ 【2年は無理、でも短期なら…】1か月からの協力隊 【なんでも相談コーナー】 ～どなたでもおこしやす!～	応募する方・しない方、グループに分かれてお聞き頂きます。 各職種・国の経験者との座談会。天王寺会場、今季最初で最後になります。 長期(2年)と比べて異なる点など、短期ボランティアについて解説します。 特設コーナーでJICAボランティア経験があるスタッフと個別に相談ができます。	あべのベルタ 3階 阿倍野市民学習センター
兵庫	灘	3/25	(土)	10:30	12:30	シニア	-	15	【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 セカンドライフを途上国のために ～日本での経験、現地でこんな風に役立ちました 【ウェブの不明点、直接確認!】早く聞いて確認しよう応募のこと 【新卒・中・高教員でも可!】「学校教育」という職種詳しく解説 <本日限り> 【現職教員特別参加制度】 応募前に相談できるチャンスです! <本日限り> 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【実は、選考に関係します】 経験者の体験エピソード、いくつ知っていますか? 【映画見れば書くヒントになる】 応募フォームに出題される「ボランティア活動の意義・目的とは?」 【就職?協力隊?】 どっちが先が良いのやら…	現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します 長年の仕事経験が現地でどのように活かせるか、経験者から実例を語ります。 今季初日。まずは全般的な事を聞いて検討したい方にオススメです。 技術顧問による解説と、新卒・現職其々の経験者による体験談あります。 技術顧問、また同制度を活用し参加された経験者と直接相談できます。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 応募フォーム(一次選考)の設問に出てきます。座談会で聞く経験者の話、集めて得る選考対策になります。	JICA関西
				14:30	16:30	青年	41	-	【何が出来ると分らない方】アナタに合う職種、いっしょに探します! 【全て自力?ではありません】 JICAのサポート 生活も活動も 【派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 【海外ボランティアの第一歩】現地で日本を伝える活動 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	OBOGやスタッフがあなたの得意や経験を聞きながら選ぶお手伝いをします。 派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します 日本語の指導や文化紹介などの活動をされた経験者から、生活・活動の体験談を行います。 応募、待遇、派遣の流れ等、ウェブや資料では分かりにくい点を解説します。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。	JICA関西
兵庫	三宮	4/5	(水)	19:00	21:00	シニア	-	12	【派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 【海外ボランティアの第一歩】現地で日本を伝える活動 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します 日本語の指導や文化紹介などの活動をされた経験者から、生活・活動の体験談を行います。 応募、待遇、派遣の流れ等、ウェブや資料では分かりにくい点を解説します。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。	三宮研修センター 10階
				14:30	16:30	青年	25	-	【派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 【海外ボランティアの第一歩】現地で日本を伝える活動 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します 日本語の指導や文化紹介などの活動をされた経験者から、生活・活動の体験談を行います。 応募、待遇、派遣の流れ等、ウェブや資料では分かりにくい点を解説します。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。	三宮研修センター 10階
兵庫	三宮	4/22	(土)	10:30	12:30	シニア	-	12	【派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 【海外ボランティアの第一歩】現地で日本を伝える活動 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します 日本語の指導や文化紹介などの活動をされた経験者から、生活・活動の体験談を行います。 応募、待遇、派遣の流れ等、ウェブや資料では分かりにくい点を解説します。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。	神戸国際会館 9階 セミナーハウス
				14:30	16:30	青年	25	-	【派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 【一番気になる語学…】 応募への準備のために要確認 【海外ボランティアの第一歩】現地で日本を伝える活動 【中学英語レベル、自費負担ほぼ無し、海外未経験者…】“実は〇〇”を解説します 【失敗、空回り、辛いこと…】 協力隊の苦労話 語ります 【資格が無くても協力隊】 どの職種で?どんな活動を? 【帰国後、進路・生活は?】 “あるある”事例を知るチャンス 【ウェブだけでは分からない】 応募・選考のポイント	派遣前～現地～帰国後の進路支援等、一連のJICAからのサポートを解説。 現地では何語?応募する時は?英語のテスト受けたこと無い… 語学の準備詳しく解説します 日本語の指導や文化紹介などの活動をされた経験者から、生活・活動の体験談を行います。 応募、待遇、派遣の流れ等、ウェブや資料では分かりにくい点を解説します。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。 就職、転職、転職、進学、留学…各分野・業種で働いている経験者と座談会があります。	神戸国際会館 9階 セミナーハウス
									【留学、ワーホリ、バックハッカー…】 比べて考える協力隊	スキルアップや海外経験をj得る選択肢を比較して協力隊のこと解説します。	

都道府県	開催地	開催日	曜日	開会時間	閉会時間	対象	参加者数		オスズメ企画タイトル・メッセージ	説明会場	
							青年	シニア			
兵庫	宝塚	4/15	(土)	14:30	16:30	青年	20	-	【看護系、福祉・リハビリ系】日本とのちがいを、技術レベルってどんなもん？ 【キャリアチェンジの第1歩】一般・総合職からの協力隊 【何が出来るか分からない方】アナタに合う職種、いつしよに探します！ 【ウェブだけでは分からない】応募・選考のポイント 【今のレベルどれくらい？】～10分間の英語ミニテストできます～ 【ウェブだけでは分からない】応募・選考のポイント 【失敗、空回り、辛いこと…】協力隊の苦労話 語ります 【行きたいけど、レベルは？】スポーツ・体育系の気になる疑問 相談できます 【資格がなくても協力隊】どの職種で？、どんな活動？ 【映画見れば書くヒントになる】応募フォームに出題される「ボランティア活動の意義、目的とは？」 【ピフナー・アフター体験談】高校生からシニアの方まで～参考になるお話、聞けます 【何が出来るか分からない方】アナタに合う職種、いつしよに探します！ 【2年は無理、でも短期なら…】か月の協力隊	途上国の事情や職場の状況など、気になることについて実際の経験者と語れる機会です。 営業、企画、販売、広報…これらの仕事をどの職種に？社会人参加の経験者と相談できます。 OB/OGやスタッフがあなたの得意や経験を聞きながら選ぶお手伝いをします。 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 TOEICの模擬テストにトライして、スコアの目安を予測。今後の英語学習にお役立てください。 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 競技・指導レベル、失敗、苦労は？スポーツ・体育系の経験者が現地のことを語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。	ソリオ2 6階 宝塚商工会議所
奈良	近鉄奈良	4/15	(土)	10:30	12:30	シニア	-	9	【何が出来るか分からない方】アナタに合う職種、いつしよに探します！ 【ウェブだけでは分からない】応募・選考のポイント 【今のレベルどれくらい？】～10分間の英語ミニテストできます～ 【ウェブだけでは分からない】応募・選考のポイント 【失敗、空回り、辛いこと…】協力隊の苦労話 語ります 【行きたいけど、レベルは？】スポーツ・体育系の気になる疑問 相談できます 【資格がなくても協力隊】どの職種で？、どんな活動？ 【映画見れば書くヒントになる】応募フォームに出題される「ボランティア活動の意義、目的とは？」 【ピフナー・アフター体験談】高校生からシニアの方まで～参考になるお話、聞けます 【何が出来るか分からない方】アナタに合う職種、いつしよに探します！ 【2年は無理、でも短期なら…】か月の協力隊	一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 TOEICの模擬テストにトライして、スコアの目安を予測。今後の英語学習にお役立てください。 一次も二次も選考は自己PRがミソ。ここでしか聞けないポイントを解説。 誰しも味わう苦労、失敗はどの程度のものなのかリアルに経験者が語ります。 競技・指導レベル、失敗、苦労は？スポーツ・体育系の経験者が現地のことを語ります。 専門資格が不要な職種や現地での活動例について実際の経験者と語れます。	奈良商工会議所 4階
和歌山	和歌山	4/22	(土)	12:30	14:20	青年・シニア	8	15	【何が出来るか分からない方】アナタに合う職種、いつしよに探します！ 【ウェブだけでは分からない】応募・選考のポイント 【今のレベルどれくらい？】～10分間の英語ミニテストできます～ 【ウェブだけでは分からない】応募・選考のポイント 【失敗、空回り、辛いこと…】協力隊の苦労話 語ります 【行きたいけど、レベルは？】スポーツ・体育系の気になる疑問 相談できます 【資格がなくても協力隊】どの職種で？、どんな活動？ 【映画見れば書くヒントになる】応募フォームに出題される「ボランティア活動の意義、目的とは？」 【ピフナー・アフター体験談】高校生からシニアの方まで～参考になるお話、聞けます 【何が出来るか分からない方】アナタに合う職種、いつしよに探します！ 【2年は無理、でも短期なら…】か月の協力隊	協力隊の姿を描いた劇場映画「クロスロード-Crossroads-」無料上映会 新卒、社会人、シニア、様々な立場で参加された経験者のトーク&座談会を行います。 OB/OGやスタッフがあなたの得意や経験を聞きながら選ぶお手伝いをします。 長期（2年）と比べて異なる点など、短期ボランティアについて解説します。	和歌山ビッグ愛 12階
鳥取	鳥取	4/1	(土)	13:00	17:00	青年・シニア	29	20	映画「ボパティーン・インク ～あなたの寄付の不都合な真実」無料上映 映画「おいしいコーヒーの真実」無料上映（13時～）	1部 映画上映・2部 15時～ボランティア経験者の体験談&説明会 2部 体験談&募集説明会・2部 映画上映。同日開催します！	とりぎん文化会館 2階 第2会議室
島根	松江	4/8	(土)	11:00	14:30	シニア	-	23	映画「おいしいコーヒーの真実」無料上映（13時～）	1部 体験談&募集説明会・2部 映画上映。同日開催します！	松江テルサ 4階 大会議室
岡山	倉敷	4/2	(日)	10:30	12:00	シニア	-	7	本音で語るシニア海外ボランティア	ウェブでは聞けない経験者の声をお届け！個別相談であなたのお悩みも解消！	倉敷市民会館 3階 第4会議室
岡山	岡山	4/23	(日)	11:00	12:30	シニア	-	29	本音で語るシニア海外ボランティア	ウェブでは聞けない経験者の声をお届け！個別相談であなたのお悩みも解消！	岡山国際交流センター B1階 レセプションホール
広島	広島	4/5	(水)	18:30	20:30	青年	16	-	協力隊パネルトーク《帰国後編》	経験者の帰国後の進路やJICAのサポートを知るチャンス！	合人社ウエンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）北棟4階 ギャラリーA
広島	福山	4/12	(水)	18:30	20:30	青年・シニア	10	8	はじめての青年海外協力隊/シニア海外ボランティア	制度・待遇、現地の様子など、詳しく聞きたい方にお勧め！	まなびの館ロースコム（福山市生涯学習プラザ）4階 小会議室3
広島	広島	4/15	(土)	11:00	14:30	シニア	-	11	映画「おいしいコーヒーの真実」無料上映（13時～）	1部 体験談&募集説明会・2部 映画上映。同日開催します！	広島クリスタルプラザ 6階 HICホール
広島	東広島	4/19	(水)	18:00	19:30	青年	39	-	協力隊リアルトーク《じっくり編》	15時～協力隊パネルトーク《現地編》+α個別相談拡大バージョン 協力隊もキャリアのひとつ！？ まずは経験者の話を聞いてみませんか？ ウェブでは聞けない経験者の声をお届け！個別相談であなたのお悩みも解消！	広島大学 学生プラザ 1F
山口	山口	4/16	(日)	11:00	12:30	シニア	-	15	本音で語るシニア海外ボランティア	ウェブでは聞けない経験者の声をお届け！個別相談であなたのお悩みも解消！	山口県総合保健会館 1階 第2研修室
山口	岩国	4/18	(火)	18:30	20:30	青年・シニア	15	8	はじめての青年海外協力隊/シニア海外ボランティア	制度・待遇、現地の様子など、詳しく聞きたい方にお勧め！	岩国市役所 3階 31会議室
山口	宇部	4/22	(土)	13:00	17:00	青年・シニア	15	60	映画「わたしはマララ」無料上映	1部 映画上映・2部 15時～協力隊経験者の体験談&説明会	宇部市立図書館 2階講座室
高知	高知	4/8	(土)	13:00	16:30	青年・シニア	66	70	世界でいちばん貧しい大統領「ホセ・ムヒカさん」絵本編集くさばよしみさん講演会	ムヒカさんを通して本当の豊かさ・幸せを考えよう！体験談&説明会同時開催	高知県立美術館ホール
愛媛	松山	4/15	(土)	13:00	16:30	青年・シニア	32	104	「目を閉じればいつもそこに」シリアドキュメンタリー映画無料上映&シリアパネル展	シリアの現状を通して平和について考えよう！体験談&説明会同時開催	松山市総合コミュニティセンター 大会議室
香川	高松	4/16	(日)	13:00	16:30	青年・シニア	41	118	ノーベル平和賞受賞をしたマララさんのドキュメンタリー映画「わたしはマララ」無料上映	マララさんを通してイスラム&平和について考えよう！体験談&説明会同時開催	高松オーブホール
徳島	徳島	4/22	(土)	13:00	16:30	青年・シニア	61	49	世界でいちばん貧しい大統領「ホセ・ムヒカさん」絵本編集くさばよしみさん講演会	ムヒカさんを通して本当の豊かさ・幸せを考えよう！体験談&説明会同時開催	あわぎんホール 大会議室
福岡	博多	3/30	(木)	19:00	20:30	青年	40	-	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	博多バスターミナル 9階 第14ホール
福岡	博多	3/30	(木)	19:00	20:30	シニア	-	18	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	博多バスターミナル 9階 第15・16ホール
福岡	久留米	4/5	(水)	19:00	20:30	青年・シニア	13	7	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	久留米シティプラザ 中会議室
福岡	北九州	4/8	(土)	14:30	16:30	青年	18	-	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	JICA九州国際センター セミナールーム1・2
福岡	北九州	4/8	(土)	14:30	16:30	シニア	-	21	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	JICA九州国際センター セミナールーム3・4
福岡	天神	4/15	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	37	20	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	福岡市NPO・ボランティア交流センター あずみん(天神クラス4階) セミナールーム
福岡	博多	4/23	(日)	14:30	16:30	青年	36	-	【トーク時間拡大バージョン！】「応募の書類はどう書いた？」「これだけは聞いておきたい！」など、経験者に直接質問できる最後のチャンス！	応募のこと、訓練のこと、現地のこと…実際のところを何でも聞いて！	博多バスターミナル 9階 第14ホール
福岡	博多	4/23	(日)	14:30	16:30	シニア	-	20	【トーク時間拡大バージョン！】「応募の書類はどう書いた？」「これだけは聞いておきたい！」など、経験者に直接質問できる最後のチャンス！	応募のこと、訓練のこと、現地のこと…実際のところを何でも聞いて！	博多バスターミナル 9階 第15・16ホール
佐賀	佐賀	4/9	(日)	14:30	16:30	青年・シニア	7	10	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	佐賀市青少年センター 大会議室(バルーンミュージアム3階)
佐賀	佐賀	4/18	(火)	19:00	20:30	青年・シニア	8	1	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	国際交流プラザ 1階 研修室AB
長崎	長崎	4/1	(土)	15:00	17:00	青年・シニア	16	14	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	長崎市立図書館 多目的ホール
長崎	長崎	4/12	(水)	19:00	20:30	青年・シニア	22	8	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	長崎ブリックホール 3階 会議室4・5
熊本	熊本	3/29	(水)	19:00	20:30	青年・シニア	10	5	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	熊本市国際交流会館 4階 第3会議室
熊本	熊本	4/16	(日)	14:30	16:30	青年・シニア	25	5	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	熊本市国際交流会館 4階 第3会議室
大分	大分	4/4	(火)	18:30	20:00	青年・シニア	10	5	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	JRおいたシティ会議室
大分	大分	4/22	(土)	14:30	16:30	青年・シニア	20	6	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	JRおいたシティ会議室
宮崎	宮崎	4/2	(日)	14:30	16:30	青年・シニア	9	5	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	宮崎市民プラザ 4階 ギャラリー2
宮崎	宮崎	4/19	(水)	19:00	20:30	青年・シニア	10	6	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	宮崎市民プラザ 4階 ギャラリー1
鹿児島	鹿児島	3/25	(土)	14:30	16:30	青年・シニア	11	10	【2年間+αの体験談発表あります！】活動・生活・語学…リアルな海外ボランティア体験談！	もちろんグループトーク・個別相談も！今すぐ応募じゃなくてもお気軽に♪	かごしま県民交流センター東棟4階 小研修室第2
鹿児島	鹿児島	4/20	(木)	19:00	20:30	青年・シニア	27	4	【即効疑問解消型！】最初からグループトーク・個別相談可能！事業概要はご希望の方に説明します。	聞きたいことをピンポイントで！短時間の参加も大歓迎！平日夜の特別版！	勤労者センター(よかセンター) 7階 第1会議室
沖縄	沖縄市	4/7	(金)	19:00	21:00	青年・シニア	9	3	OB/OGによるパネルトーク	様々な国・職種のボランティア経験者の話が聞けちゃいます！	沖縄商工会議所 中会議室
沖縄	那覇市	4/1	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	19	6	JICA研修員による自国紹介	来沖中の研修員が自国の文化や生活を教えてください。	沖縄県立博物館・美術館 美術館講座室
沖縄	那覇市	4/11	(火)	19:00	21:00	青年・シニア	9	7	OB/OGによるパネルトーク	様々な国・職種のボランティア経験者の話が聞けちゃいます！	沖縄産業支援センター 研修室(中) 304号室
沖縄	名護市	4/15	(土)	14:00	16:00	青年・シニア	11	3	JOCA沖縄「おきなわ世界塾」とのコラボ企画	JOCA沖縄の加藤所長に、おきなわ世界塾では聞けなかった話を聞いてみよう！	名護市国際交流会館 ホール
沖縄	浦添市	4/21	(金)	19:00	21:00	青年・シニア	17	12	現地生活の様子を現地から生中継	沖縄と現地をスカイプで結び、活動中の隊員の生の声をお届けします！	JICA沖縄国際センター ニライホール3F 多目的室

青年海外協力隊 日系社会青年ボランティア
シニア海外ボランティア 日系社会シニア・ボランティア

別添7



2017年度 春募集

体験談 & 説明会

- ✓ 1. 事業概要
- 2. 支援体制
- 3. 応募方法



JICAボランティアとは？

種類	青年海外 協力隊	シニア海外 ボランティア	日系社会 青年ボランティア	日系社会シニア・ ボランティア
対象 年齢	20～39歳	40～69歳	20～39歳	40～69歳
活動 地域	アジア・アフリカ・中南米・ 大洋州・中東		中南米の日系人社会	
派遣 期間	原則2年間			

※2017年10月1日時点で20歳になる方は、**現在19歳でも応募可能**

※短期ボランティア制度は1ヵ月～1年未満

JICAボランティア事業の目的とは？

- ✓ 派遣された国の発展に協力すること
- ✓ お互いを理解し合い、共生・協働すること
- ✓ ボランティアを通して得た知識や経験を社会に還元すること



JICAボランティアの活動とは？



現地の政府機関や地方自治体、
学校、NGO等に配属



現地の同僚と協力しながら活動



1. 事業概要

✓ 2. 支援体制

3. 応募方法



これらのご質問にお答えします！

①仕事はやめなきゃいけないの？

②事前に研修はあるの？

③海外に行くのにお金がかかるの？

④現地での生活が不安…

⑤帰国後の進路はどうなるの？



① 仕事はやめなきゃいけないの？



現職参加

- 人件費補てん制度
- 所属先推薦制度
(一次技術審査免除・青年のみ)

【事前に】

所属先の制度確認・現職参加への承諾確認
(所属先の有給・無給の休職制度等を利用)

②事前に研修はあるの？



合宿形式での研修＝派遣前訓練

- 青年：70日間程度
シニア：35日間程度

- 現地で使う語学の習得

- 異文化理解、活動手法、安全管理等の講座



③ 海外に行くのにお金がかかるの？

✓ 活動に必要な費用を支給

- 往復渡航費
- 現地生活費
- 国内手当の支給

④ 現地での生活が不安・・・

✓ 安全面

- 日本人スタッフ常駐
- JICAの安全基準を満たした住居を提供
- 携帯電話等、緊急時の連絡手段の確保

✓ 健康面

- 予防接種
- 日本人看護師の配置、現地顧問医との連携
- ケガや病気の治療費支給

⑤ 帰国後の進路はどうなるの？

✓ 帰国後のサポート

- 学費等の一部補助
- 帰国後研修の実施
- 進路開拓セミナーの実施
- 進路相談カウンセラーの配置

✓ 帰国ボランティアに対する優遇措置

- 自治体・教育委員会の採用試験

帰国ボランティアの就職状況



過去2年分の就職先の例

【民間企業】

(株)国際開発センター、国際航業(株)、住友商事(株)、
(株)星野リゾート、(株)モンベル、(株)ヤマハ発動機、(株)ローソン

【官公庁・地方自治体】

外務省、農林水産省、東京都や神奈川県地方公務員

【政府関係団体】

(独)日本貿易振興機構、(独)国際協力機構

【NGO・NPO】

(特活)シェア＝国際保健協力市民の会

帰国隊員への求人 随時300件以上

1. 事業概要

2. 支援体制

✓ 3. 応募方法



応募から派遣までの流れ



一次選考合格者は
健康診断を受診



応募書類

青年海外協力隊 日系社会青年ボランティア

- ① 応募者調書
- ② 応募用紙
- ③ 職種別試験問題解答用紙
- ④ 語学力申告台紙
- ⑤ 問診票

シニア海外ボランティア 日系社会シニア・ボランティア

- ① 応募者調書
- ② 応募用紙
- ③ 技術調書
- ④ 語学力申告台紙
- ⑤ 問診票

ウェブ応募

✎ 応募書類【20～39歳の方】

一般応募

現職教員特別参加
制度で応募

働く人の所属先推薦
制度で応募

○ 応募書類

応募はウェブ応募となります。

2017年度春募集よりすべての書類をウェブサイト上でご応募いただけるようになりました。

ウェブ応募サイトはこちら

ウェブ応募サイトは3月下旬～4月1日までの予定です。

※特別な事情によりウェブ応募ができない方には応募書類を送付しますので、お近くの◎JICA国内拠点または青年海外協力隊事務局募集課までお問い合わせください。

職種・要請の選択

■計画

A10

フィリピン
国家経済開発
ティナンバ

フィリピン
国家経済開発
ドゥエニヤ

ラオス
産業商業
サヤブリ

要請一覧

2017年度 春募集 3/31(金)～5/10(水)

青年海外協力隊
日系社会青年ボランティア

要請一覧

2017年度 春募集 3/31(金)～5/10(水)

シニア海外ボランティア
日系社会シニア・ボランティア

要請

は条

以上)
くは
英

B
G

職種・要請の選択

JICA ボランティア

お問い合わせ先一覧

はじめての方へ

もっと知りたい
協力隊

事業概要

説明会情報
こちらから

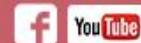


2017年度 春募集

募集期間：2017年3月31日(金)～5月10日(水)

募集情報 公開中

TOPICS [一覧を見る](#) > 2017年度春募集から、レソトへの青年海外協力隊の募集開始！



青年海外協力隊

シニア海外
ボランティア

短期ボランティア

企業・自治体・
学校関係者の方へ

ご家族の方へ

合格者の方へ

帰国した
ボランティアの方へ



職種・要請の選択

★ 20～39歳の方



2017年度春募集は、2017年3月31日（金）～5月10日（水）です。
現在、募集情報を公開しています。

「自分の持っている技術・知識や経験を開発途上国の人々のために生かしたい」という強い意欲を持つ20～39歳の方が応募できるJICAボランティアを紹介しています。

○ 新着情報 (応募)

一覧を見る

青年	日系青年	2016.12.06	■ 2016年度秋募集 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア 二次選考職種別日程
青年	日系青年	2016.12.06	■ 2016年度秋募集 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア 職種別一次選考状況
青年	日系青年	2016.12.06	■ 2016年度秋募集 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア 二次選考日別 受験番号
青年	日系青年	2016.12.06	■ 2016年度秋募集 青年海外協力隊・日系社会青年ボランティア 一次合格発表
青年	日系青年	2016.11.18	2016年度秋募集 青年海外協力隊/日系社会青年ボランティア 健康診断再様式について (一次選考)

青年海外協力隊/日系社会青年ボランティア

アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東の国々で、原則2年間の活動をします。

- ボランティアの種類
- 募集要項・応募方法
- 応募から派遣までのスケジュール
- シゴトを探す
- 応募書類

短期ボランティア

アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東の国々で、1か月から1年未満の活動をします。

- 募集要項
- 応募から派遣までのスケジュール
- シゴトを探す
- 応募方法

職種・要請の選択

シゴトを探す【20～39歳の方】

自分に合ったシゴトとは？

検索方法は？

今すぐシゴトを探す

①自分に合ったシゴトとは？

青年海外協力隊は、ご自分の持っている技術・経験を活かし、開発途上国の人々のために活動します。まずは、あなたのこれまでの経験を思い出してみましょう。仕事、スポーツ、勉強など、青年海外協力隊への参加のヒントは、あなた自身の中にあります。

JICAボランティアのシゴトには、120以上の職種があり、以下の9つの分野に分けられています。ご自分の経験に類似する分野・職種を確認しましょう。



コミュニティ開発 (PDF/297KB)
コンピュータ技術 (PDF/193KB)



土木
測量



野菜栽培 (PDF/249KB)
家畜飼育

募集情報

青年海外協力隊

▶ ボランティアの種類

▶ 募集要項・応募方法

▶ 応募から選考までのスケジュール

▶ 合格から派遣までのスケジュール

▶ シゴトを探す

▶ 応募書類

▶ グローカル協力隊

▶ よくある質問

▶ JICAの支援制度

職種・要請の選択

変更・取消情報	職種コード 職種	要請番号 (JL02417A01)						要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票														
	A101 コミュニティ開発	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>職種コード</th> <th>職種</th> <th>区分</th> <th>派遣希望期間</th> <th>派遣希望年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラオス</td> <td>A101</td> <td>コミュニティ開発</td> <td>国際</td> <td>公費 S100</td> <td>2年</td> <td>2017/</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職種コード	職種	区分	派遣希望期間	派遣希望年度	ラオス	A101	コミュニティ開発	国際	公費 S100	2年	2017/		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件:(受入れに必要な条件)</th> <th>選考指定言語 活動形態</th> <th>類似職種</th> <th>重要調査票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>小型自動二輪免許は、応募時に…</td> <td>デザイン</td> <td> <input type="button" value="詳細"/> </td> </tr> </tbody> </table>	要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票		小型自動二輪免許は、応募時に…	デザイン	<input type="button" value="詳細"/>
職名	職種コード	職種	区分	派遣希望期間	派遣希望年度																				
ラオス	A101	コミュニティ開発	国際	公費 S100	2年	2017/																			
要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票																						
	小型自動二輪免許は、応募時に…	デザイン	<input type="button" value="詳細"/>																						
	A101 コミュニティ開発	<p>【配属先概要】</p> <p>1) 受入省庁名 (日本語) _____ 2) 配属先名 (日本語) 農工省 _____ ワトナムサイ農産物局</p> <p>3) 任地 (ワトナムサイ農産物) JICA事務所の所在地 (ビエンチャン特別市) 任地からJICA事務所までの交通手段、所要時間 (飛行機で 約 1.0 時間)</p> <p>4) 配属先の規模・事業内容 配属先は農工省下の県レベルでの出先機関として、産産の振興、輸出入管理、事業の許可等の業務を行い、県内の各都府県産物事務所を統括する組織。8つの課(職員管理課、国内貿易登録課、産産加工課、財務課、計画統計課、輸出入管理課、農産物検査課)により構成され、職員数は約55名。ボランティアが所属するのは農産物検査課で、県内の生産者と特産品供給のネットワークを構築し、局内の展示販売スペースを通して特産品の広報を実施している。年間予算は500万円(販売促進費は約80万円)。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件:(受入れに必要な条件)</th> <th>選考指定言語 活動形態</th> <th>類似職種</th> <th>重要調査票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>小型自動二輪免許は、応募時に…</td> <td></td> <td> <input type="button" value="詳細"/> </td> </tr> </tbody> </table>	要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票		小型自動二輪免許は、応募時に…		<input type="button" value="詳細"/>													
要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票																						
	小型自動二輪免許は、応募時に…		<input type="button" value="詳細"/>																						
	A101 コミュニティ開発	<p>【要請概要】</p> <p>1) 要請理由・内容 国連食料世界事務所(UNODC)及び国連工業開発機関(UNIDO)の共同プロジェクト(2007年4月-2010年9月)にて、女子農産物加工物の発展促進のための手工芸品の促進活動が行われた。プロジェクト終了後に同活動の業務が本要請配属先に移行され、過去4年のJICAがワトナムサイ農産物局の手工芸品を中心とする特産品の関係調査、品質の向上・マーケティング及び新製品の開発などに対する支援活動を実施してきた。現在、4代目JVは、地産にある伝統的な技術を生かした農産品を中心に、販路拡大を目指した活動を実施しており、後任ボランティアによる引き継ぎの支援が期待されている。</p> <p>2) 予定されている活動内容 (最終的な活動内容は、赴任後に配属先と協議し決定します) 1.ワトナムサイ農産物局の特産品(主に手工芸品)販売に関する調査と販路拡大への支援を行う。 2.生産者グループの村戻を巡回して、新たな製品開発や既存製品の品質向上に対する支援を行う。 3.配属先スタッフに対する特産品展示販売センターの運営管理に関する支援を行う。</p> <p>3) ボランティアが使用する機材の種類名・型式、設備等 コンピューター及びコピー機など。</p> <p>4) 配属先関係及び活動対象者 ・ 農産物検査課長(女性、40代) ・ 特産品センター(男性3名、女性1名、20-30代)</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>要件:(受入れに必要な条件)</th> <th>選考指定言語 活動形態</th> <th>類似職種</th> <th>重要調査票</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>英語B 実際の活動や生活では生活言語… N</td> <td>マーケティング 野菜栽培</td> <td> <input type="button" value="詳細"/> </td> </tr> </tbody> </table>	要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票		英語B 実際の活動や生活では生活言語… N	マーケティング 野菜栽培	<input type="button" value="詳細"/>													
要件:(受入れに必要な条件)	選考指定言語 活動形態	類似職種	重要調査票																						
	英語B 実際の活動や生活では生活言語… N	マーケティング 野菜栽培	<input type="button" value="詳細"/>																						
	A101 コミュニティ開発	<p>5) 活動使用言語 _____ 6) 生活使用言語 _____ 7) 選考指定言語 _____ ラオ語 _____ ラオ語 _____</p> <p>【資格条件】</p> <p>○条件及びその理由(カッコ内が空欄の場合は、当該条件は不要または不詳です)</p> <p>【免許】: () _____ 【学歴】: () _____ 理由: _____ 【性別】: () _____ 理由: _____ 【経歴】: () _____ 理由: _____</p> <p>活動上の標準/自転車/自転車の必要性 _____ 現職教員特別参加制度 _____ 理由(小型自動二輪免許が必要) _____ x _____</p>																							
		<p>【地域状況】</p> <p>【気候】: (熱帯モンスーン気候) 気温: (15~35℃程度) _____ 【電気】: (安定) _____ 【通信】: (インターネット可) 電話可 _____ 【水道】: (安定) _____</p>																							

職種・要請の選択

- ✓ 応募する職種を1つ決める
- ✓ 希望する要請を3つまで選ぶ

- ①スリランカ 野球
- ②フィジー 野球
- ③ブラジル 野球(日系)
- ✗ ①ウガンダ コミュニティ開発
- ✗ ②ウガンダ 青少年活動
- ✗ ③マラウイ 青少年活動

応募する要請の選択

✓ 要請は2件まで

例：個別の要請1件+個別の要請1件への応募

SL04517C01
モンゴル 経営管理

+

SL02717C04
ベトナム 日本語教育

語学力スコア

<p>青年海外協力隊 日系社会青年ボランティア</p>	<p>シニア海外ボランティア 日系社会シニア・ボランティア</p>
<p>英語、スペイン語等 計11言語</p>	<p>英語、スペイン語 フランス語、ポルトガル語</p>

英語

英検、TOEIC等。自宅受験型の資格あり。
最低限、中学校卒業程度の英語力が必要。

西語・仏語の試験(シニアボランティアのみ)

5月9日(火)@東京
応募締切:4月25日(火)

応募締切

5月10日(水)23時59分

西・仏の語学試験受験者は4月25日(火)23時59分

短期ボランティア

派遣期間: 1ヵ月から1年未満

募集時期: 2月・4月・8月・10月(年4回)

派遣前研修: 3日間～5日間

**次回の募集は
4月20日～6月1日!!**

JICA短期ボランティア

検索



皆様のご応募をお待ちしています！



JICAボランティア

検索



JICAボランティア2017年 春募集 体験談&説明会アンケート

本日は「JICAボランティア体験談&説明会」にご参加いただきありがとうございます。今後の説明会運営の参考とさせていただきますので、アンケートにご協力をお願い致します。アンケートは「説明会会場出口」にて回収させていただきます。

性別	1 男性	年齢	1 10代	2 20代	3 30代	居住地	都 道	市 区
	2 女性		4 40代	5 50代	6 60代以上		府 県	町 村
参加回数	1 はじめて	2 2回目	3 3回目	4 4回目	5 5回以上			
職業	1 会社員（正規社員）	2 会社員（派遣・契約社員）	3 公務員（教員のぞく）	4 専門職（弁護士・医師・会計士など）				
	5 教員	6 自営業	7 学生	8 アルバイト・パート	9 専業主婦（夫）	10 無職	11 その他（ ）	

【まずはじめにお書きください】 Q0. あなたのボランティアへのお気持ちに近いものを1つお選びください。

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 JICAボランティアに必ず参加しようと思っている | 2 JICAボランティアに関心があるが、他の選択肢（就職や留学等）も検討している |
| 3 JICAボランティアに関心があるが、参加にあたって不安がある | 4 海外ボランティアになんとも興味がある |
| 5 その他（ ） | |

Q1. あなたがJICAボランティアに関心を持った理由として近いものをすべてお選びください。（○はいくつでも）

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 1 人の役に立ちたいと思ったから | 2 将来の自分のキャリアアップにつながると思ったから |
| 3 今の生活状況をとにかく変えたいと思ったから | 4 自分が人としてもっと成長できると思ったから |
| 5 自分の経験やキャリアを人のために活かしたいと思ったから | 6 人とは違う人生経験をしたいと思ったから |
| 7 本当にやりたいことを見つけたから | 8 まだ現役で活躍したいと思ったから |
| 9 海外で働く経験やスキルを身に付けたいと思ったから | 10 国の事業で安心できるから |
| 11 帰国後、地方や地域の課題解決・活性化に活かせると思ったから | 12 自分らしく生きる選択肢の1つと思ったから |
| 13 その他（ ） | |

Q2. 今回の説明会に参加されて、JICAボランティアに対するあなたのお考えをお答えください。（○はそれぞれいくつでも）

- (1) 説明会参加前から知っていた・感じていたこと (2) 説明会に参加して知った・感じたこと

	(1)参加前	(2)参加後
1 JICAボランティアの存在を知った	1	1
2 JICAボランティアに興味を持った	2	2
3 JICAボランティアに「いつか行ってみたい」と思った	3	3
4 JICAボランティアは、キャリア・アップにつながると思った	5	5
5 JICAボランティアが今後の自分のキャリア・パスとしてあっていると思った	6	6
6 JICAボランティアに、これまでの自分のキャリアが活かせると思った	7	7
7 JICAボランティアの内容についてより詳しく理解した	8	8
8 JICAボランティアに自分が参加するイメージがわいた	9	9
9 自分にあった職種、応募したい職種が分かった	10	10
10 JICAボランティアに実際に応募を検討しようと思った	11	11
11 JICAボランティア参加にあたっての不安が払拭された	12	12
12 JICAボランティア参加にあたって、やりたいことや具体的な目標ができた	13	13
13 JICAボランティア帰国後のキャリアのイメージがわいた	14	14

Q3. 今回のJICAボランティアの募集についてお知りになった・見た情報源すべてに○をお付けください。（○はいくつでも）

また、その中で最も説明会に参加する決め手になった情報源には◎をお付けください。（◎は1つだけ）

【テレビ】	1 テレビCM	2 テレビ番組（番組名： ）	
【インターネット】	1 「JICAボランティア」サイト（PC）	2 「JICAボランティア」サイト（スマホ）	→ Q4 へ
	3 「JICA青年海外協力隊事務局」twitter公式アカウント	4 「JICA青年海外協力隊事務局」facebook公式アカウント	
	5 Facebook広告	6 Youtubeの動画や広告	
	7 Youtubeの動画や広告	8 インターネット広告（バナー広告など）	
	9 インターネット広告（バナー広告など）	10 その他のウェブサイトの記事・書き込み・メールマガジンなど	
	【交通】	1 電車広告（路線名： ）	2 新潟交通バス広告
【新聞・雑誌】	1 新潟日報	2 その他の新聞（ ）	3 雑誌
【その他】	1 友人・知人の話	2 JICAボランティア経験者の話	3 ラジオ番組・CM
	5 JICAに問い合わせ（含む資料請求）	6 自治体広報誌（自治体名： ）	4 学校での授業や説明会
	7 ポスター（大学、役所、ハローワークや町中に貼られていたもの）	8 JICA信州国際塾・グローバル・バスツアー	
	9 その他（ ）		

（裏面にも質問がありますので、引き続きご回答ください）

【「JICAボランティアサイト」をご覧になった方のみお伺いします】					
Q4. どの程度内容をご覧になりましたか。(○は1つだけ)					
1 ほとんどの内容を見た	2 気になるところだけ見た	3 ほとんど見ていない	4 説明会の日時だけ		
【全員の方にお伺いします】					
Q5. 本日の体験談&説明会のプログラムの中で「良かったと感じたもの」「良くないと感じたもの」の番号をすべてご記入ください。 その中で、「最も良かったもの」「特に良くなかったもの」を1つご記入ください。 また特に良くなかったものについては理由をお知らせください。					
【良かったもの】 (いくつでも)	<input type="text"/>	【最も良かったもの】 (1つだけ)	<input type="text"/>		
【良くなかったもの】 (いくつでも)	<input type="text"/>	【特に良くなかったもの】 (1つだけ)	<input type="text"/>		
【特に良くなかったものの理由】					
<input type="text"/>					
1 JICAボランティアの活動紹介の映像	2 募集に関する全体的な説明(スライドで紹介)	3 JICAボランティア経験者による体験談			
4 応募に関する個別の相談コーナー	5 資料閲覧コーナー	6 映画試写会			
7 職種企画	8 資格はないけど協力隊				
9 【現職参加】仕事を辞めずに参加したい方へ	10 合格への道(応募書類作成編)				
11 合格への道(面接編)	12 合格への道(Web応募編)				
13 ここが要だ!健康診査!	14 【不安解消!】JICAの支援制度				
15 【不安解消!】帰国後ってどうなるの?	16 特にない				
Q6. 今回の体験談&説明会に参加された目的をすべて選び、番号に○を付けてください。(○はいくつでも) また○をつけられた目的それぞれの満足度を5~1点の数字で□にご記入ください。					
	大変満足	やや満足	どちらともいえない	やや不満	大変不満
満足度5~1点の指標は こちらをご参照ください。	5	4	3	2	1
1 一般的な概要を詳しく聞かため	<input type="text"/>	2 協力隊経験者の体験談を直接聞かため	<input type="text"/>		
3 希望する職種の活動内容について詳しく聞かため	<input type="text"/>	4 応募方法について詳しく聞かため	<input type="text"/>		
5 仕事を辞めずに参加できる方法を聞かため	<input type="text"/>	6 派遣先の国のことや現地の様子について詳しく聞かため	<input type="text"/>		
7 派遣されたときの待遇 (手当や住居など)について詳しく聞かため	<input type="text"/>	8 帰国後の進路支援、就職状況について詳しく聞かため	<input type="text"/>		
9 なんとなく興味があったため	<input type="text"/>	10 この他に知りたかったこと()	<input type="text"/>		
Q7. 今回の体験談&説明会に参加して、JICAボランティアにどの程度応募したくなりましたか。1つだけお選びください。(○は1つだけ) また、その理由を下記の記入欄にご自由にお書きください。					
1 応募しなくなった	2 やや応募しなくなった	【理由】	<input type="text"/>		
3 どちらでもない(迷っている)					
4 あまり応募しなくならなかった	5 応募しなくならなかった				
Q8. (自由記入欄) あなたが今後WEBサイトにほしいと思うコンテンツはどのようなものですか。 些細なことでも結構ですので、具体的にお書きください。					
<input type="text"/>					
Q9. 今回の説明会を通じてあなたの不安は解消されましたか? もしまだ不安要素がある場合は、それらをすべてお知らせください。(○はいくつでも)					
1 自分の能力・スキルとの合致	2 語学力	3 現地での生活	4 現地での活動		
5 派遣中の金銭負担	6 派遣中の安全面	7 帰国後の進路			
8 キャリアパスへの不安	9 身近にJICAボランティア経験者がいないこと				
10 家族の理解	11 その他()	12 特に不安要素はない			
Q10. (自由記入欄) 今回の体験談&説明会全体の感想や、もっと知りたい内容、このようなプログラムをやって欲しい、ここを改善して欲しいなど 些細なことでも結構ですので、ご自由にお書きください。					
<input type="text"/>					

ご協力ありがとうございました。アンケートは「説明会会場出口」にて回収させていただきます。

■大学、専門学校等を対象としたセミナー実績

国内拠点	実施機関
JICA北海道	八紘学園 北海道農業専門学校
	東海大学札幌キャンパス
	酪農学園大学
	北海道大学
	札幌国際プラザ
	札幌西高等学校
	札幌学院大学
	千歳科学技術大学
	ホテル平安
	拓殖大学北海道短期大学
	八紘学園大学
	拓殖大学
	札幌保健医療大学
	JICA東北
青森大学	
山形県立米沢女子短期大学	
宮城大学	
宮城県農業大学校	
ヒューマンアカデミー仙台校	
岩手県立大学	
岩手大学	
弘前学院大学	
仙台市中田市民センター	
環境学習交流センター	
仙台市シルバーセンター	
JICA二本松	コラッセふくしま
	福島大学
	福島学院大学
	桜の聖母短期大学
	国際メディカルテクノロジー専門
	白河厚生総合病院附属高等看護学校
	市民交流センター
	仁愛看護福祉専門学校
	JICA筑波
つくば国際大学	
茨城大学	
茨城キリスト教大学	
茨城女子短期大学	
流通経済大学	
常盤大学	
宇都宮大学	
ヒューマンアカデミー 宇都宮校	
国際医療福祉大学	
JICA東京	
	高崎健康福祉大学
	玉川大学
	国立音楽大学
	ヒューマンアカデミー新宿校
	ヒューマンアカデミー 新潟校
	東京外国語大学
	東京未来大学
	東京学芸大学
	東京農業大学
	東京工業大学
	目白大学
	白百合女子大学
	KEC日本語学院
	明治大学
	早稲田大学
	順天堂大学
	青山学院大学
	十文字学園女子大学
	明星大学
	中央大学
拓殖大学	
ルーテル学院大学	

	上智大学
	法政大学
	東洋大学
	成城大学
	お茶の水女子大学
	津田塾大学
	城西大学
	淑徳大学
	清泉女子大学
	千駄ヶ谷日本語学校研究所
	東京家政大学
	東京家政学院大学
	聖心女子大学
	帝京平成大学
	東京海洋大学
	日本体育大学（世田谷キャンパス）
	桜美林大学
	日本外国語専門学校
	人間総合科学大学
	千駄ヶ谷日本語教育研究所
	駒沢女子大学
	東京メディカル・スポーツ専門学校
	東京医療専門学校
	日本大学
	工学院大学
	日本女子大学
	埼玉県立大学
	埼玉大学
	女子栄養大学短期大学部
	SMI言語教育学院
	浦安市国際センター
	千葉大学
	新潟青陵大学
	新潟国際情報大学
	新潟医療福祉大学
	新潟大学
	国際基督教大学（ICU）
	杏林大学
	大東文化大学
	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学
	CEC外語センター
	東京女子大学
	神田外語大学
	成蹊大学
	藤戸田市医師会看護専門学校
	文教大学国際学部国際ボランティア委員会
	日本社会事業大学清瀬キャンパス
	東京都教育庁
	東京都公立学校教員10年経験者研修
	国際協力NGOセンター
JICA横浜	JICA横浜
	東京都市大学
	横浜テクノオート専門学校
	ヒューマンアカデミー 横浜校
	横浜国立大学
	神奈川県立保健福祉大学
	神奈川大学
	フェリス学院大学
	慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス
	日本大学
	東海大学 湘南校舎
	文教大学
	日本体育大学（健志台）
	明治学院大学
	北里大学
	横浜YMCA学院専門学校
	千駄ヶ谷日本語教育研究所 横浜校
	神奈川医療専門職連合会
	桐蔭横浜大学
	国際医療福祉大学小田原キャンパス
	日系セミナー

	NPO法人ABCジャパン
	東海大学キャリア就職センター
	鶴見大学短期大学部
JICA駒ヶ根	諏訪東京理科大学
JICA中部	名古屋大学
	名古屋学院大学
	名古屋外国語大学
	名古屋市北生涯学習センター
	名古屋YWCA日本語教育セミナー
	名古屋経営短期大学
	なごや環境大学
	四日市看護医療大学
	四日市医師会看護専門学校
	四日市市民大学
	日本福祉大学
	南山大学
	ヒューマンアカデミー名古屋駅前校
	ヒューマンアカデミー静岡校
	ヒューマンアカデミー浜松校
	YAMASA言語文化学院
	鈴鹿大学
	中日本自動車短期大学
	中部大学
	中部学院大学
	豊橋技術科学大学
	名城大学
	東海医療学園
	金城学院大学
	高年大学
	静岡大学
	静岡県立農林大学校
	静岡駅北口地下広場
	中京大学
	愛知県立大学
	愛知教育大学
	三重大学
	三重短期大学
	皇學館大学
	岐阜大学
	岐阜保健短期大学 看護学科
	聖隷クリストファー大学
	南山大学 名古屋キャンパス
	常葉大学（浜松・常葉学園・富士常葉大が統合）
	ワールドコラボフェスタ_個別応募相談
	国際ことば学院言語文化センター
	津市国際交流協会
	ヒューマンアカデミー浜松駅前校
	ヒューマンアカデミー静岡駅前校
	岐阜保健短期大学
JICA北陸	金沢学院大学
	金沢ライオンズクラブ
	福井大学
	国際医療福祉専門学校七尾校
	富山県立総合衛生学院
	しいのき迎賓館
	金沢都ホテル
	シェア金沢
	KKRホテル金沢
JICA関西	大阪大学 箕面
	大阪府立大学
	大阪体育大学
	大阪体育大学・キャリアフェスタ
	大阪経済大学
	大阪YMCA専門学校
	大阪市立大学
	京都大学
	京都外国語大学
	京都外国語大学キャリアセンター
	京都外国語専門学校
	京都医療センター附属 京都看護助産学校
	和歌山大学

	関西大学 千里山キャンパス
	関西大学
	関西大学国際部
	関西学院大学 三田キャンパス
	関西学院大学 西宮上ヶ原キャンパス
	天理大学
	天理大学 地域文化研究センター
	近畿大学 農学部
	龍谷大学
	同志社大学
	同志社大学 京田辺キャンパス
	同志社大学 今出川キャンパス
	奈良市立看護専門学校
	放送大学
	摂南大学
	びわこ成蹊スポーツ大学
	聖泉大学
	千里金蘭大学 看護学部
	千里金蘭大学 生活科学部食物栄養学科
	千里金蘭大学 生活科学部児童学科
	ヒューマンアカデミー 梅田校
	ヒューマンアカデミー 三宮駅前校
	KEC日本語学院 京都校
	KEC日本語学院 梅田本校
	滋賀県立大学
	園田学園女子大学
	武庫川女子大学
	明治国際医療大学
	四天王寺大学
	大阪YWCA
	神戸国際大学
	神戸学院大学
	神戸大学 国際文化学部
	姫路獨協大学
	高野ロインターナショナルフェスタ
	ルネサンス大阪高等学校
	宝塚大学 看護学部
	兵庫県立大学姫路工学キャンパス
	大阪信愛女学院短期大学城東キャンパス
	京都橘大学看護学部
	ヒューマンアカデミー和歌山校
	ヒューマンアカデミー京都校
	ヒューマンアカデミー天王寺校
	ヒューマンアカデミー西大寺校
	和歌山工業専門学校
	京都精華大学キャリアセミナー
	神戸女子大学
	東大阪大学キャリアサポートセンター
	明石工業高等専門学校
	立命館大学国際関係学部
	神戸常磐大学
	京都精華大学
	ヒューマンアカデミー三宮校
	KEC日本語学院梅田校
	四条綴学園大学リハビリテーション学部作業療法学専攻
JICA中国	広島大学
	日本赤十字広島看護大学
	山口大学
	山口県立大学
	島根県立大学
	鳥取大学
	福山大学
	福山平成大学
	環太平洋大学
	島根県立浜田大学
	広島国際大学・パネル展
JICA四国	愛媛大学
	香川大学
	香川大学 農学部収穫祭
	香川県保健医療大学
	香川県薬剤師学会

	徳島大学
	徳島文理大学香川キャンパス薬学部
	四国大学
	徳島文理大学
	四国学院大学
	香川県警察本部機動隊
	ヒューマンアカデミー高松校
	保健医療大学
JICA九州	北九州市立大学
	九州産業大学
	九州国際大学
	九州工業大学
	九州看護福祉大学
	九州女子大学
	福岡大学
	福岡国際大学
	福岡教育大学
	福岡天神医療リハビリ専門学校
	国際医療福祉大学 福岡看護学部
	福岡国際会議場
	福岡女子看護大学
	福岡サンパレス
	ヒューマンアカデミー福岡校
	宮崎大学
	宮崎市民プラザ
	近畿大学
	長崎大学
	長崎市民図書館
	佐賀大学
	佐賀県国際交流プラザ
	佐賀県視聴覚サポートセンター
	鹿児島大学
	大分県立芸術文化短期大学
	日本文理大学医療専門学校
	麻生看護大学校
	保健医療経営大学
	産業医科大学
	西南学院大学
	唐津看護専門学校
	立命館アジア太平洋大学
	筑紫保育園
	筑豊看護専門学校
	伊都文化会館
	中津ファビオラ看護学校
	地球市民どんたく
	到津の森公園
	クラブFUNN
	門司西ロータリークラブ
	宗像アリーナ
	西海市大瀬戸コミュニティーセンター
	iichiko総合センター
	JOY英会話クラブ
	YAHATA HAHHA PROJECT
	あすみん
	大分県立看護大学
	くまもと県民交流館パレア
	学校法人麻生学園福岡教員養成所
	ヒューマンアカデミー北九州校
	わたつみ堂
	学校法人福岡保健学院小倉リハビリテーション学院
	小倉医師会館
	学生交流会館
	佐賀県国際交流協会
	国際医療福祉大学
	佐賀県自治修習所”レナセル”
	福岡県立大学共同事務所びおとーぶ
	佐賀県立博物館屋外スペース
	佐々町体育館
	福岡女学院看護大学
	コムシティ黒崎
	エスペランサ箱崎

	宮崎公立大
	佐賀バルーンフェスタ会場
JICA沖縄	沖縄県立農業大学校
	名城大学
	浦添市役所
	北部看護学校
	石垣市健康福祉センター
	ホテル共和

■教員研修(5年次研修、10年次研修、校長会等)を対象としたセミナー実績

国内拠点	実施機関
JICA北海道	実績なし
JICA東北	実績なし
JICA二本松	実績なし
JICA筑波	実績なし
JICA東京	東京都公立学校教員10年経験者研修 東京都教育庁
JICA横浜	実績なし
JICA駒ヶ根	実績なし
JICA中部	静岡県教育委員会 三重県高等学校国際教育研究協議会 伊賀市教育委員会校長会 名張市教育委員会校長会
JICA北陸	実績なし
JICA関西	実績なし
JICA中国	実績なし
JICA四国	実績なし
JICA九州	筑紫保育園
JICA沖縄	実績なし

■退職予定者(地方自治体、民間企業・業界団体)を対象としたセミナー実績

国内拠点	実施機関
JICA札幌	航空自衛隊(千歳)
JICA東北	青森県 青森県教育委員会 秋田県庁 秋田県教育委員会 岩手県教育委員会 岩手県庁 宮城県庁 山形県教育委員会 山形県庁
JICA二本松	福島市清水学習センター
JICA筑波	実績なし
JICA東京	山武市市役所
JICA横浜	実績なし
JICA駒ヶ根	長野県
JICA中部	セカンドライフセミナー 浜松市
JICA北陸	福井県 石川県
JICA関西	大阪府市町村職員共済組合 大阪市退職者向けセミナー 滋賀県市町村職員共済組合 京都市教職員人事課・退職者セミナー 京都市職員ニューライフセミナー 京都市職員退職者 兵庫高齢期雇用就業支援コーナー
JICA中国	山口県退職者
JICA四国	松山市役所 香川県庁 徳島県庁 県職員退職者セミナー 松山 県職員退職者セミナー 高松 県職員退職者セミナー 徳島
JICA九州	佐賀県自治修習所"レナセル" 福岡県庁 福岡市役所 長崎県 鹿児島県
JICA沖縄	沖縄県

沖縄県教育委員会（中頭地区）
沖縄県教育委員会（那覇地区）
公立学校共済組合沖縄支部

応募相談窓口 電話受領件数実績

年	月	件数
2016年	6月	46
	7月	37
	8月	100
	9月	157
	10月	241
	11月	57
	12月	20
2017年	1月	16
	2月	65
	3月	52
	4月	120
	5月	114
合計		1,025

2017年度春募集 ポスター等送付実績

(単位：件数)

送付先		送付先詳細		
1	JICA関係	163	JICA国内機関、デスク 国際協力推進員	52 111
2	公的機関	2,883	中央省庁 市役所、役場等公的機関 公民館 市民会館、文化センター等 図書館、図書室 教育庁 教育委員会 教育センター 体育館 保健所	21 1,721 172 110 572 18 191 28 39 11
3	教育機関	1,924	大学 専門学校 高等専門学校 高等学校 専修学校 看護学校 その他学校	1314 354 43 50 14 16 133
4	職業安定所	670	職業安定所（ハローワーク）	670
5	国際交流協会	176	国際交流協会	176
6	商工会議所、青年会議所	139	商工会議所 青年会議所	117 22
7	民間企業	221	民間企業	221
8	医療機関	94	医療機関	94
9	医療生協	86	医療生協	86
10	農業関係	78	農業協同組合 その他農業関係	40 38
11	OB団体	42	OB回等	42
12	その他	831	その他業界団体等	831
		計		7,307

2017年度春募集「現職教員特別参加制度」パンフレット送付実績

(単位：件数)

1	全国教育員会	1,788
2	付属学校を置く国立大学	56
3	全国国立大学法人付属学校	262
4	全国公立学校	39,232
5	都道府県私立学校主管課	47
6	全国私立学校	10,312
7	H26現職教員	66
8	文部科学省	1
9	JICA関係	21
計		51,785

2015年度から2017年度 JICA ボランティア募集関連業務
(JICA 筑波、JICA 東京、JICA 横浜) に係る業務委託契約
中間報告書

公益社団法人 青年海外協力協会

目次

1. 「募集説明会」中間報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3
 - (1) 業務実施概要
 - (2) 効果のあった、工夫した取り組み、改善点等
 - (3) 今後の業務について（企画・提案・提言等）

2. 「募集説明会の広報」中間報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 18
 - (1) 実施概要
 - (2) 効果のあった、工夫した取り組み、改善点等
 - (3) 今後の業務について（企画・提案・提言等）

3. 「JICA ボランティアセミナー」中間報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25
 - (1) 実施概要
 - (2) 効果のあった、工夫した取り組み、改善点等
 - (3) 今後の業務について（企画・提案・提言等）

別添 1 国内機関別セミナーリスト

1. 「募集説明会」中間報告

(1) 業務実施概要

2015年4月から2016年6月において3募集期に渡り実施したJICAボランティア募集説明会について下記報告する。

➤ 2015年春

募集期間は4月1日（水）から5月11日（月）で実施された。それに伴い3月21日（土）から4月29日（水）の期間で、JICA筑波管轄の茨城県、栃木県で4カ所、JICA東京管轄の東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、新潟県で19カ所、JICA横浜管轄の神奈川県、山梨県において7カ所、合計30会場での「体験談&説明会」を開催した。

参集者の目標値は、全国で、青年：6,759名、シニア：3,138名、上記3国内機関の管轄地域では、青年：2,790名、シニア1,275名とされた。

上記3国内機関の管轄地域での目標に対しての実施結果は、青年：1,889名（67.7%）、シニア：689名（54.0%）となった。

➤ 2015年秋

募集期間は10月1日（木）から11月2日（月）で実施された。それに伴い、9月26日（土）から10月29日（木）の期間、JICA筑波管轄の茨城県、栃木県で4カ所、JICA東京管轄の東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、新潟県で19カ所、JICA横浜管轄の神奈川県、山梨県において7カ所、合計30会場での「体験談&説明会」を開催した。

参集者の目標値は、全国で、青年：5,695名、シニア：2,633名、上記3国内機関の管轄地域では、青年：2,790名、シニア1,175名とされた。

上記3国内機関の管轄地域での目標に対しての実施結果は、青年：1,731名（62%）、シニア：637名（54.2%）となった。

➤ 2016年春

募集期間は4月1日（金）から5月9日（月）で実施された。それに伴い、3月26日（土）から4月29日（金）の期間、JICA筑波管轄の茨城県、栃木県で4カ所、JICA東京管轄の東京都、千葉県、埼玉県、群馬県、新潟県19カ所、JICA横浜管轄の神奈川県、山梨県において7カ所、合計30会場での「体験談&説明会」を開催した。

参集者の目標値は、全国で、青年：5,878名、シニア：2,659名、上記3国内機関の管轄地域では、青年：2,780名、シニア1,215名とされた。

上記 3 国内機関の管轄地域での目標に対しての実施結果は、青年：1,950名（70.1%）、シニア：591名（48.6%）となった。

表 1 管轄別参集者数

【青年】

	2015 年春			2015 年秋			2016 年春		
	実施回数	参集者数	1 回当り	実施回数	参集者数	1 回当り	実施回数	参集者数	1 回当り
筑波	4	85	21.3	4	57	14.3	4	53	13.3
東京	19	1,520	80.0	19	1,377	74.5	19	1,550	81.6
横浜	7	284	40.6	7	297	42.5	7	347	49.6

【シニア】

	2015 年春			2015 年秋			2016 年春		
	実施回数	参集者数	1 回当り	実施回数	参集者数	1 回当り	実施回数	参集者数	1 回当り
筑波	4	49	12.3	4	51	12.8	4	45	11.3
東京	19	476	25.0	19	411	21.6	19	426	22.4
横浜	7	164	23.4	7	175	25	7	119	17.0

※受託業務として実施した募集説明会の人数のみ記載

表 2 県別参集者数

	2015 春		2015 秋		2016 春	
	JOCV	SV	JOCV	SV	JOCV	SV
茨城	65	41	41	40	36	30
栃木	20	8	16	11	17	16
群馬	36	26	18	15	28	20
埼玉	76	42	101	33	82	15
千葉	86	45	84	39	62	41
東京	1,274	346	1,141	310	1,331	318
新潟	48	17	33	14	47	32
山梨	10	7	14	6	16	8
神奈川	274	157	283	169	331	111
合計	1,889	689	1,731	637	1,950	591
会場数	30	30	30	30	30	30

※受託業務として実施した募集説明会の人数のみ記載

表3 会場別開催内容、参集者数

【JICA 筑波 2015 春】

No	実施日時	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加 OBOG		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	4月4日(土) 14:00-16:00	イオンタウン守谷	守谷	JICA ボランティア活動写真展 (3/23~4/4)	2	1	21	15
				<ul style="list-style-type: none"> > 職種別分科会 > 派遣国から生中継 (タイ) 				
2	4月12日(日) 14:00-16:00	イオンモール水戸内原	水戸	<ul style="list-style-type: none"> > 職種別分科会 > 語学に関する不安解消! 	4	3	20	14
3	4月19日(土) 14:00-16:00	つくばサイエンス・ インフォメーション センター	つくば	JICA ボランティア活動写真展 (3/30~4/12)	3	3	24	12
				<ul style="list-style-type: none"> > 職種別分科会 > 派遣国から生中継 (ソロモン) 				
4	4月11日(土) 14:00-16:00	とちぎ国際交流センター 2階 多目的ホール	宇都宮	<ul style="list-style-type: none"> > 職種別分科会 > 語学に関する不安解消! 	3	2	20	8

【JICA 筑波 2015 秋】

No	実施日時	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加 OBOG		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	10月3日(土) (14:00-16:00)	イオンモール水戸内原 2階イオンホール	水戸	> 経験者による体験談	2	1	20	18
2	10月12日(月) (14:00-16:00)	つくばサイエンス・イン フォメーションセンター 大会議室	つくば	<ul style="list-style-type: none"> > 派遣国から生中継 > 経験者による体験談 	3	1	12	13
3	10月17日(土) (14:00-16:00)	栃木国際交流センター 多目的ホール	宇都宮	<ul style="list-style-type: none"> > 合格への道 > 経験者紹介 	3	1	16	11
4	10月18日(日) (14:00-16:00)	イオンタウン守谷2階 コミュニティルーム	守谷	<ul style="list-style-type: none"> > 語学対策 > 経験者紹介 	3	1	9	9

【JICA 筑波 2016 春】

No	実施日時	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加経験者		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	4月9日(土) 14:00-16:00	日立シビックセンター 4階 会議室 401号	日立	<ul style="list-style-type: none"> > 合格への道 > 経験者による体験談 	2	1	13	3
2	4月16日(土) 14:00-16:00	とちぎ国際交流センター 多目的ホール	宇都宮	<ul style="list-style-type: none"> > 合格への道 > 経験者による体験談 	3	1	17	16
3	4月17日(日) 14:00-16:00	水戸市国際交流センター 多目的ホール	水戸	<ul style="list-style-type: none"> > 語学に対する不安解消 > 経験者による体験談 	2	2	7	5
4	4月23日(土) 14:00-16:00	JICA 筑波国際センター管 理棟 3階 講義室 1	つくば	<ul style="list-style-type: none"> > 派遣国から生中継協力隊リアルトーク > 経験者による体験談 	3	2	16	21

【JICA 東京 2015 春】

No	実施日	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加 OBOG		参加者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	3月21日(土) 10:30~12:30 14:00~16:00	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 語学に対する不安解消 職種別分科会 	6	3	80	31
				<ul style="list-style-type: none"> JICAが支援する派遣国での安全とは 派遣国から生中継(モンゴル) 職種別分科会 	7	3	86	7
2	3月25日(水) 19:00~21:00	スタジオアルタ 7階スタジオ	新宿	<ul style="list-style-type: none"> 青年海外協力隊事務局長からのメッセージ 資格は無いけど協力隊 職種別分科会 	7	2	110	13
3	3月28日(土) 14:00~16:00	大宮ソニックシティホー ル4階 国際会議室	大宮	<ul style="list-style-type: none"> 教育分野で協力隊 職種別分科会 	6	3	35	22
4	3月31日(火) 19:00~21:00	品川フロントビル会議室 地下1階	品川	<ul style="list-style-type: none"> 資格は無いけど協力隊 職種別分科会 	6	2	60	16
5	4月2日(木) 19:00~21:00	武蔵野公会堂 ホール	吉祥寺	<ul style="list-style-type: none"> 私、帰国後はこんなことをしています 教育分野で応募を考えているあなたに 職種別分科会 	5	2	84	13
6	4月5日(日) 10:30~12:30 14:00~16:00	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 【シニア】 随伴家族でシニア海外ボランティア 職種別分科会 		5		33
				<ul style="list-style-type: none"> 【青年】 環境教育分野で応募を考えているあなたに スポーツ分野で協力隊 職種別分科会 	10		79	
7	4月7日(火) 19:00~21:00	大宮ソニックシティホー ル 4階 国際会議室	大宮	<ul style="list-style-type: none"> 資格はないけど協力隊 職種別分科会 	6	3	41	21
8	4月9日(木) 14:00~16:00	船橋フェイスビル 6階 きららホール	船橋	<ul style="list-style-type: none"> 日系社会ボランティアへ行こう 日本語教育で応募を考えているあなたに 職種別分科会 	7	2	37	25
9	4月11日(土) 10:30~12:30 14:00~16:00	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 日系社会ボランティアへ行こう 教育分野で応募を考えているあなたに 職種別分科会 	7	3	80	26
				<ul style="list-style-type: none"> 青年海外協力隊事務局長からのメッセージ 派遣国から生中継(ウズベキスタン) 職種別分科会 	7	3	103	31
10	4月16日(木) 19:00~21:00	渋谷フォーラム 8 7階 700ホール	渋谷	<ul style="list-style-type: none"> プロに聞く! TOEICスコアアップの秘訣! 資格は? 経験は? 新卒だからできること 職種別分科会 	7	3	112	10
11	4月18日(月) 10:30~12:30 14:00~16:30	新宿エルタワー30階 サンスカイルーム	新宿	<ul style="list-style-type: none"> 【シニア】 職種別分科会 随伴家族でシニア海外ボランティア 		5	3	39
				<ul style="list-style-type: none"> 【青年】 コミュニティ開発で応募を考えているあなたに プロに聞く! TOEICスコアアップの秘訣! 職種別分科会 	9		109	5

12	4月19日(日) 14:00~16:30	群馬県庁 29階 291会議室	前橋	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 	2	1	36	26
13	4月19日(日) 14:00~16:30	新潟日報メディアシップ 6階ナレッジルーム	新潟	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 	3	1	33	14
14	4月21日(火) 19:00~21:00	サンシャインシティ 文化会館 5階 特別ホール 501	池袋	<ul style="list-style-type: none"> PC分野で応募を考えているあなたに 資格はないけど協力隊 職種別分科会 	8	2	73	16
15	4月22日(水) 19:00~21:00	AP丸の内 日本生命丸の内ガーデン タワー3階会議室	東京	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 コミュニティ開発で応募を考えているあなたに 	7	3	56	25
16	4月23日(木) 19:00~21:00	東急スクエアビル 12階 八王子市学園都市センター	八王子	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 資格は？経験は？新卒だからできること 合格への道！JICA ボランティアに求められる力とは 	6	2	62	9
17	4月25日(土) 14:00~16:30	千葉市文化センター 5階セミナールーム	千葉	<ul style="list-style-type: none"> 合格への道！JICA ボランティアに求められる力とは 資格はないけど協力隊 職種別分科会 	6	2	45	20
18	4月26日(日) 15:00~17:00	まちなかキャンパス長岡 301会議室	長岡	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 体験談報告会 	2	1	15	3
19	4月29日(水) 10:30~12:30 14:00~16:30	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 【シニア】 職種別分科会 合格への道！JICA ボランティアに求められる力とは 	10	4	177	
				<ul style="list-style-type: none"> 【青年】 青年海外協力隊事務局長からのメッセージ 合格への道！JICA ボランティアに求められる力とは 職種別分科会 				

【JICA 東京 2015 秋】

	実施日	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加 OBOG		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	9月26日(土) (10:00-12:30) (14:00-16:00)	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 理科教育で応募を考えているあなたに 詳しく知りたい！安全健康面でのJICA 支援制度 	6	3	59	33
				<ul style="list-style-type: none"> 行こう、遠くて近いもう一つの日本へ 日本語教育で応募を考えているあなたに 初めてのあなたに 	6	3	119	47
2	9月30日(水) (18:30-21:00)	AP渋谷道玄坂渋谷シネタワー 11階	渋谷	<ul style="list-style-type: none"> プロに聞く！TOEICスコアアップ秘訣 資格はないけど協力隊 	8	2	118	19
3	10月3日(土) (14:00-16:00)	えきまえオフィス貸し会議室 7階大会議室	新潟	<ul style="list-style-type: none"> 資格はないけど協力隊 	3	1	24	5
4	10月4日(日) (14:00-16:00)	群馬県庁 29階 291会議室	前橋	<ul style="list-style-type: none"> インターネットや資料は見たけど 	2	1	18	15

5	10月4日(日) (12:30-16:00)	新宿アルタ	新宿	<ul style="list-style-type: none"> 詳しく知りたい!安全健康面でのJICA支援制度 	5	0	64	0
6	10月7日(水) (18:30-21:00)	大宮ソニックシティホール 4階国際会議室	大宮	<ul style="list-style-type: none"> 合格への道 	5	2	71	17
7	10月10日(土) (10:00-12:00)	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 技術顧問 環境教育企画 派遣国から生中継 	7	3	53	18
	<ul style="list-style-type: none"> プロに聞く!TOEICスコアアップ秘訣 女子による女子のためのJICAボランティア相談会 			6	3	62	17	
8	10月12日(月) (14:00-16:00)	大宮ソニックシティホール 4階 市民ホール	大宮	<ul style="list-style-type: none"> 小学校教育で応募を考えているあなたに 新卒だからこそできること 	5	2	30	16
9	10月14日(水) (19:00-21:00)	新宿エルタワー30階 サ ンスカイルーム	新宿	<ul style="list-style-type: none"> TOEIC対策 JICA支援制度 	10	3	95	22
10	10月15日(木) (19:00-21:00)	東急スクエアビル 12階 八王子市学園都市センタ ー	八王子	<ul style="list-style-type: none"> 合格への道 資格はないけど協力隊 	6	3	82	17
11	10月17日(土) (14:30-16:30)	国際交流センター「地球 広場」	長岡	<ul style="list-style-type: none"> 経験者によるパネルワーク 座談会 	3	1	9	9
12	10月18日(日) (10:30-12:30)	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 経験者による体験談 家族同伴でシニア海外ボランティア 	0	6	0	28
	<ul style="list-style-type: none"> 経験者による体験談 理科教育で応募を考えているあなたに 初めてのあなたに 			8	0	96	0	
13	10月20日(火) (19:00-21:00)	船橋フェイスビル 6階 きららホール	船橋	<ul style="list-style-type: none"> 経験者による体験談 日本語教育 行こう、遠くて近いもう一つの日本へ 	6	2	40	24
14	10月21日(水) (19:00-21:00)	武蔵野公会堂 ホール	吉祥寺	<ul style="list-style-type: none"> 経験者による体験談 小学校教育で応募を考えているあなたに 帰国後こんなことしています 	6	2	56	16
15	10月22日(木) (19:00-21:00)	AP丸の内 日本生命丸の内 ガーデンタワー3階会 議室	東京	<ul style="list-style-type: none"> 経験者による体験談 技術顧問(看護師) 行こう、遠くて近いもう一つの日本へ 	6	3	87	28
16	10月24日(土) (14:00-16:00)	千葉商工会議所 14階 第一ホール	千葉	<ul style="list-style-type: none"> 合格への道 資格はないけど協力隊 	3	1	44	15
17	10月25日(日) (10:30-12:30)	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ開発で応募を考えているあなたに ワークショップ 	5	3	47	16
	<ul style="list-style-type: none"> PC分野で応募を考えているあなたに 派遣国から生中継(タンザニア) 			6	3	41	13	

18	10月27日(火) (19:00-21:00)	サンシャインシティ文化 会館 5階 特別ホール 501	池袋	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経験者による体験談 ➢ 語学対策 ➢ 資格はないけど 	9	1	92	11
19	10月29日(木) (19:00-21:00)	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経験者による体験談 ➢ 合格への道 ➢ 語学対策 	8	3	70	25

【JICA 東京 2016 春】

No	実施日	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加経験者		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	3月26日(土) 10:30-12:30 14:00-16:00	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ~JICA ボランティアに求められる力とは~ ➢ 語学に対する不安解消 ~応募条件突破を目指して~ ➢ 資格はないけど協力隊 	7	3	163	33
				<ul style="list-style-type: none"> ➢ 青年海外協力隊事務局長からのメッセージ ➢ 詳しく知りたい! 安全・健康面での JICA 支援制度 ➢ 日系社会ってどんなところ ~中南米の日系社会 Q&A~ ➢ 中南米で協力隊 	9	2	93	20
2	3月30日(水) 19:00-21:00	大宮ソニックシティホール 4階 国際会議室	大宮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ~JICA ボランティアに求められる力とは~ 	6	2	43	7
3	3月31日(木) 19:00-21:00	AP 東京丸の内 日本生命 丸の内ガーデンタワー 3階会議室	東京	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワークショップ ~世界がもし 100 人の村だったら~ ➢ 経験者による体験談 	6	3	60	9
4	4月2日(土) 14:00-16:00	国際交流センター 「地球広場」	長岡	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経験者によるミニパネルトーク ➢ 経験者による体験談 	2	1	18	8
5	4月3日(日) 10:30-12:30 14:00-16:00	JICA市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 家族随伴でシニア海外ボランティア! 	0	4	/	15
				<ul style="list-style-type: none"> ➢ ワークショップ ~世界がもし 100 人の村だったら~ ➢ 経験者によるミニパネルトーク 	9	0		
6	4月5日(火) 19:00 - 21:00	武蔵野公会堂 ホール	吉祥寺	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境教育で応募を考えているみなさんへ ~技術面でのアドバイス~ ➢ 女子による女子のための JICA ボランティア説明会 ➢ 私、帰国後こんなことしてます ~協力隊経験が活かされる現場~ ➢ 経験者による体験談 ➢ 教育分野で協力隊 	6	2	86	21
7	4月9日(土) 14:00-16:00	船橋フェイスビル 6階 きららホール	船橋	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ➢ 経験者による体験談 ➢ 日本語教育で協力隊 	6	2	53	28
8	4月10日(日) 10:30-12:30 14:00-16:00	新宿エルタワー30階 サン スカイルーム	新宿	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コミュニティ開発で応募を考えている皆さんへ ~技術面でのアドバイス~ ➢ 合格への道 ~JICA ボランティアに求められる力とは~ ➢ 資格はないけど協力隊 	8	3	146	14

				<ul style="list-style-type: none"> ➢ 語学に対する不安解消！～技術面でのアドバイス～ ➢ 青少年活動で応募考えているみなさんへ ～技術面でのアドバイス～ ➢ 新卒だからこそできること 	7	2	90	15
9	4月12日(火) 19:00-21:00	AP 東京丸の内 日本生命 丸の内ガーデンタワー 3階会議室	東京	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道～JICA ボランティアに求められる力とは～ ➢ スポーツ分野で協力隊 	7	2	79	27
10	4月13日 (水) 19:00-21:00	JICA 市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 派遣国から生中継！ 協力隊リアルトーク ➢ 詳しく知りたい！ 安全・健康面での JICA 支援制度 ➢ アジアで協力隊 	5	2	50	16
11	4月16日(土) 14:00-16:00	群馬県庁 28階 281 会議室	前橋	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リアルな現地体験談を聴こう 	2	1	28	20
12	4月17日(日) 14:00-16:00	新潟日報メディアシップ 6階 ナレッジルーム	新潟	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道～JICA ボランティアに求められる力とは～ ➢ 経験者による体験談 	3	1	29	24
13	4月19日(火) 19:00-21:00	大宮ソニックシティホール 4階 国際会議室	大宮	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 私、帰国後こんなことしてます ～協力隊経験が活かされる現場～ ➢ 現職参加で協力隊 ➢ 経験者による体験談 	5	2	39	8
14	4月21日(木) 19:00-21:00	東急スクエアビル 12階 八王子市学園都市センター	八王子	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ➢ 経験者に体験談 ➢ 新卒だからこそできること 	7	2	69	15
15	4月23日(土) 10:30-12:30 14:00-16:00	JICA 市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ コンピューター分野で応募を考えている皆さんへ ～技術面でのアドバイス～ ➢ 語学に対する不安解消～応募条件突破を目指して～ ➢ 日本語教育で協力隊 	8	2	97	45
				<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日系社会ってどんなところ～中米米の日系社会 Q&A～ ➢ ワークショップ～世界がもし100人の村だったら ➢ アフリカで協力隊 	6	2	58	24
16	4月24日(日) 14:00-16:00	千葉商工会議所 14階 第1ホール	千葉	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 語学に対する不安解消～応募条件突破を目指して～ ➢ 経験者による体験談 	3	1	9	13
17	4月26日(火) 19:00-21:00	AP 渋谷道玄坂 渋谷シネタワー 11階	渋谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プロに聞く！ TOEIC スコアアップの秘訣 ➢ 資格はないけど協力隊 	7	2	74	14
18	4月27日(水) 19:00-21:00	サンシャインシティ文化会 館 5階 特別ホール 501	池袋	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 看護師で応募を考えているみなさんへ ～技術面でのアドバイス～ ➢ 新卒だからこそできること 	8	1	87	4
19	4月29日(金) 14:00-16:00	JICA 市ヶ谷ビル 2階 国際会議場	市ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道～JICA ボランティアに求められる力とは～ 	0	4	/	46
				<ul style="list-style-type: none"> ➢ 詳しく知りたい！ 安全・健康面での JICA 支援制度 ➢ 合格への道～JICA ボランティアに求められる力とは～ ➢ 資格はないけど協力隊 	8	0		

【JICA 横浜 2015 春】

	実施日	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加 OBOG		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	3月24日(火) 19:00~21:00	ミューザ川崎 4階 研修室1・2・3	川崎	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育分野で応募を考えているあなたに 職種別分科会 	6	2	25	21
2	4月1日(水) 18:30~20:30	かながわ県民センター 2階ホール	横浜	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ分野で応募を考えているあなたに 資格はないけど協力隊 職種別分科会 	6	2	46	20
3	4月8日(水) 19:00~21:00	藤沢リラホール 5階 ホール	藤沢	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ分野で協力隊 職種別分科会 	6	2	20	8
4	4月11日(土) 14:00~16:00	山梨県国際交流センター 1階 大会議室	甲府	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 合格への道 	2	1	10	7
5	4月12日(日)10:30 ~12:30 14:00~16:00	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 随伴家族でシニア海外ボランティア 資格は？経験は？新卒だからできること 	6	3	32	21
				<ul style="list-style-type: none"> プロに聞く！TOEICスコアアップの秘訣！ 日系社会ボランティアへ行こう 職種別分科会 	6	3	28	29
6	10月15日(水) 19:00~21:00	相模女子大学 グリーンホール 多目的ホール	相模 大野	<ul style="list-style-type: none"> 資格はないけど協力隊 職種別分科会 	7	2	29	20
7	4月25日(土)10:30 ~12:30 14:00~16:00	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> 日系社会ボランティアへ行こう 合格への道！JICA ボランティアに求められる力とは 職種別分科会 	6	3	61	20
				<ul style="list-style-type: none"> 職種別分科会 途上国から生中継！（ラオス） 	6	3	33	18

【JICA 横浜 2015 秋】

	実施日	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加 OBOG		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	9月27日(日) (14:00-16:00)	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> 行こう、遠くて近いもう一つの日本へ コミュニティ開発で応募を考えているあなたに 初めてのあなたに 	5	3	58	40
2	10月1日(木) (18:00-20:30)	かながわ県民センター 2階ホール	横浜	<ul style="list-style-type: none"> 合格への道 体育・スポーツ分野で協力隊 	5	2	57	19
3	10月3日(土) (14:00-16:00)	山梨県立国際交流センター (パスポートセンター)	甲府	<ul style="list-style-type: none"> 合格への道 	2	0	14	6
4	10月13日(火) (18:00-20:00)	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> PC分野で応募を考えているあなたに 資格はないけど協力隊 家族随伴でシニア海外ボランティア 	6	2	26	14

5	10月17日(土) (14:00-16:30)	川崎フロンティアビル 川崎商工会議所 KCCI ホール	川崎	<ul style="list-style-type: none"> ➢ パネルトーク ➢ 経験者紹介 ➢ 分科会 	7	2	31	29
6	10月24日(土) (10:30-12:30) (14:00-16:30)	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経験者による体験談 ➢ 合格への道 	5	3	46	30
				<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経験者による体験談 ➢ プロに聞く TOEIC スコアアップの秘訣 ➢ 日系資料館見学ツアー 	5	3	15	11
7	10月28日(水) (14:00-16:00)	相模原女子大学 グリーンホール	相模 大野	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 経験者による体験談 ➢ 資格はなくても協力隊 ➢ 合格への道 	5	2	26	50

【JICA 横浜 2016 春】

NO	実施日	会場名	地域	プログラム概要 および企画内容	参加経験者		参集者	
					青年	シニア	青年	シニア
1	3月27日(日) 14:00-16:00	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 語学に対する不安解消 ～応募条件突破を目指して～ ➢ 合格への道 ～JICA ボランティアに求められる力とは～ ➢ アフリカで協力隊 ➢ 知ろう、遠くても近いもう一つの日本を ～海外移住資料館見学ツアー～ 	7	2	94	30
2	4月2日(土) 14:00-16:00	川崎フロンティアビル 川崎商工会議所 KCCI ホール	川崎	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 日系社会ってどんなところ? ～中南米の日系社会 Q&A～ ➢ 工業分野で協力隊 ➢ 詳しく知りたい! 安全・健康面での JICA 支援制度 	8	2	19	10
3	4月7日(木) 18:30-20:30	かながわ県民センター 2階ホール	横浜	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ～JICA ボランティアに求められる力とは～ ➢ 体育・スポーツ分野で協力隊 ➢ スポーツ分野で応募を考えているみなさんへ ～技術面でのアドバイス～ 	5	2	37	11
4	4月9日(土) 14:00-16:00	山梨県立国際交流 センター (パスポートセンター)	甲府	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ～JICA ボランティアに求められる力とは～ 	2	1	16	8
5	4月16日(土) 14:00-16:00	JICA 横浜 体育館	桜木町	<ul style="list-style-type: none"> ➢ プロに聞く! TOEIC スコアアップの秘訣 ➢ 看護師で応募を考えている皆さんへ ～技術面でのアドバイス～ ➢ 中南米で協力隊 ➢ 知ろう、遠くても近いもう一つの日本を ～海外移住資料館見学ツアー～ 	6	3	60	26
6	4月20日(水) 19:00-21:00	相模女子大学グリーンホール かながわ県民センター 2 階ホール	相模大野	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 合格への道 ～JICA ボランティアに求められる力とは～ ➢ 技術を活かして協力隊 	5	2	45	12
7	4月24日(日) 15:00-17:00	かながわ県民センター 2階ホール	横浜	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 女子による女子のための JICA ボランティア説明会 ➢ 現職参加で協力隊 ➢ 合格への道 ～JICA ボランティアに求められる力とは～ 	6	2	76	22

(2) 効果のあった、工夫した取り組み、改善点等

1) 企画について

①職種別・地域別分科会

2015 春・秋募集においては、職種別、2016 春募集においては、職種別・地域別分科会として実施した。各募集期において、可能な限り多様な職種の経験者を配置した。気軽に様々な体験談を聞くことができる機会を多く確保したことで参集者の満足度が高いよう見受けられた。

青少年活動やコミュニティ開発といった特別な資格を必要としない職種の分科会はどの会場においても参集者が多く集まった。また現職参加や新卒参加等の参加時の身分別の分科会も行い、参集者にとって参加する際の時期や帰国後のキャリア形成にあたっての参考になるような分科会を実施した。

②選考対策企画

各募集期において、内容を更新しながら実施した。企画としては、選考書類の書き方やどのような人材が求められているかとの内容であるが、「合格への道」とのタイトルのためか毎回一定数の参集者がみられる企画であった。次回以降は、企画内容が伝わりやすいようタイトルを変更することも検討する。

③語学対策企画

各募集期において、JICA ボランティア事業のサポーター企業である株式会社イーオンの講師による語学講座を実施したほか、英語の D レベルに達しない参集者を対象の語学対策の企画を実施した。全員参加で同企画を実施した会場もあったが、語学レベルを有している参集者もいるため、全員に実施することは今後検討していく必要がある。語学に関しては、参集者の不安要素の一つであるため、各募集期において一定の参集者がみられた。

④派遣国から生中継

2015 春募集では、JICATV 会議システムを使用して現地事務所と説明会会場をつなぎ現役隊員との中継を行っていたが、2015 秋募集からは、スカイプを利用した中継を行った。スカイプのため配属先などからの中継が可能なため、より臨場感の感じられる中継となった。一方で、通信事情によっては、通信が途切れや映像が遅れる場合などもあり、以前に PPT を準備するなどバックアップ体制も取りながら企画を進行した。

⑤技術顧問による企画

JICA 技術顧問が担当する各分野において、必要な資格や経験、応募・活動に関する企画を実施した。同企画のある説明会には必ず該当分野の経験者を配置し技術顧問の話を聞いた後に実際に活動した経験者の話を聞けるように経験者の手配をしたが、技術顧問による企画が長引くこともあり経験者の体験談が時間的に短くなってしまう場合も見られた。時間管理を順守するとともに技術顧問にも企画に関しての理解をお願いしたい。また、同企画に限らずだが、事前に企画内容がわかると参集者も目的をもって来場できるため早期の WEB 広報を進めていくこととしたい。

⑥日系社会ボランティア企画

日系社会青年ボランティア経験者より、日系社会を広く知ってもらう企画を実施した。日系社会の歴史や背景に触れた上で日系社会ボランティアとして、現地でどのような活動を行っていたのかを紹介した。日系社会ボランティアを知り、活動や派遣内容を具体的にイメージすること、また日系ボランティアへの応募勧奨を促すことを目的に実施した。

⑦ワークショップ

2015 秋説明会より試験的に導入し 2016 春説明会では回数を 2 回に増やして実施した。参集者参加型の企画のため無関心層向けの企画としては適当であるが、参加者が少ない場合には実施が難しいため、参加者が少ない場合の対策の検討が必要である。

⑩女子会（女性限定相談企画）の実施

2015 秋説明会より試験的に導入し好評であったため、2016 春からは回数を増やし実施した。毎回ある程度の参集者が集まったため今後も大きな会場では継続して実施可能と考える。内容としては、女性特有の悩みではない場合もあるため、個別相談とも併用する。

2) JICA 市ヶ谷ビル（市ヶ谷会場）の活用について

JICA 市ヶ谷ビル（市ヶ谷会場）での募集説明会は、これまでの実績により休日に開催することにより多数の参集者が見込まれるため休日を中心に開催した。特に、毎募集説明会の初回の同会場では、毎回多くの参集者があり、同会場での開催を待ち説明会に参加した方が多いことが考えられる。また、募集期間終盤の同会場での説明会でも一定の参集者が得られていることから、東京での中心会場として、各募集期においては、今後も 5 回程度の開催を計画することと

し、説明会の初回、最終回近辺には、同会場での開催を計画する。また、協力隊まつりなどの他のイベントとの同日開催により、参集者の増加が考えられるため、今後はイベントとの連携を検討したい。このほか、同会場での参集者は、終了後、地球ひろばの展示見学や経験者の報告書の閲覧を行う方も多いため、他会場でのチラシ配布などを通じて同会場の参集者増を目指す。

市ヶ谷会場 参集者数 <青年>

	平成 27 年度春募集		平成 27 年度秋募集		2016 年度春募集	
	日	人数	日	人数	日	人数
1	3月21日(土)	166名	9月26日(土)	178名	3月26日(土)	256名
2	4月5日(日)	79名	10月10日(土)	115名	4月3日(日)	52名
3	4月11日(土)	183名	10月18日(日)	96名	4月13日(水)	50名
4	4月29日(水・祝)	177名	10月25日(日)	88名	4月23日(土)	155名
5			10月29日(木)	70名	4月29日(金・祝)	127名
平均参集者数		151名		109名		128名

(網掛けは休日実施)

市ヶ谷会場 参集者数 <シニア>

	平成 27 年度春募集		平成 27 年度秋募集		2016 年度春募集	
	日	人数	日	人数	日	人数
1	3月21日(土)	38名	9月26日(土)	80名	3月26日(土)	53名
2	4月5日(日)	33名	10月10日(土)	35名	4月3日(日)	15名
3	4月11日(土)	57名	10月18日(日)	28名	4月13日(水)	16名
4	4月29日(水・祝)	72名	10月25日(日)	29名	4月23日(土)	69名
5			10月29日(木)	25名	4月29日(金・祝)	46名
平均参集者数		50名		39名		40名

(網掛けは休日実施)

3) 説明会会場案の設定

説明会会場の設定については、これまでの参集者数の実績や駅からのアクセスなどを考慮し提案を行った。今後についても、同様の考えで会場の提案を行うこととし、ある程度会場を継続して使用することで、会場の定着を図ることとしたい。会場の予約に際し、いくつかの会場については予約が取りにくい、予約後短期間で支払が発生する会場もあるため、早めの予約及び国内機関との情報共有を密に行っていくこととしたい。

上記の通り、JICA 市ヶ谷ビルの活用と共に、神奈川地区においては、JICA 横浜での休日開催を中心に日程案を計画することとし、移住資料館やポータルカフェ（レストラン）の案内を含めるなどして同施設を活用したい。

4) 体験談発表者の選定及び配置

参加する経験者の人選については、基本的には経験者の参加要望によるが、どの会場においても職種分野、地域的なバランスを考慮しながらの配置を行ったが、医療分野（特に看護師）の経験者の確保が困難であった。今後については、技術顧問、職種担当による企画も計画されるため、可能な限り同企画と連携した経験者の配置を計画したい。

体験談の発表は、アンケートにおいてもよかったプログラムの上位に上げられており、説明会に何度か参加して同じ職種の体験談を聞いてみたいという要望もあるため、今後も同じ職種でも別の経験者に依頼するなど、いろいろな経験者の話が聞けるように、職種分野、地域ともに考慮して計画を立てることとしたい。

また、地方会場では、経験者の確保が困難である場合もあるため、各国内機関や国際協力推進員の協力をお願いしたい。各国内機関の方針に沿った経験者の配置（地元の人材の配置等）を心掛けることとし、情報提供などを得ながら人選、配置を行うこととしたい。

(3) 今後の業務について（企画・提案・提言等）

これまでのアンケート結果や会場、セミナーでの感想や質問事項を踏まえ、本契約後半の機会においては、以下のものを提案したい。

1) 新企画について

●短期ボランティアに関する企画

JICA ボランティアセミナーにおいては、大学等の高等教育機関で開催されることがほとんどだが、参集者が学生のため、興味があるが長期 2 年では長く感じる、夏休みなどの長期休暇を活用してできるボランティアはないか、まずは一度行ってみたい等の感想や意見を頂くことがある。短期ボランティアの要請内容などを紹介する企画を行うことで応募へのハードルを下げ、応募者の増加を目指す。

●進路相談カウンセラーによる企画

帰国後の進路については、応募にあたっての大きな不安要素の一つとなっている。このため、帰国後の進路を相談できるシステムがあることを含め、協力隊参加及び帰国後を含めた参加者のキャリアパスや現在の就職状況等を専門家から説明していただき応募に対する不安解消につなげる。

●国際協力の仕事についての企画

国際協力の分野に興味を持っている方向けの企画として検討する。日本の国際協力について紹介するとともに、協力の歴史などにも触れるなかで JICA ボランティア事業について紹介し、青年海外協力隊への参加がその後の国際協力への仕事につながった事例についても紹介する。

●参加体験談発表者の派遣国に合わせた食事（ランチ）の提供

JICA 市ヶ谷ビルでの募集説明会では、午前、午後と2回に分けて募集説明会を開催している。この際、昼食時間が発生するため、同ビルレストランの J' s Café と協力し、同日に体験談を発表する経験者の派遣国の食事を準備し、参加者の昼食に利用してもらうことで、楽しみながら説明会に参加してもらうことを目指す。

2) 著名人によるイベント企画の実施について

著名人によるトークショーなどのイベントの企画は、多くの参加者が認められるため各募集期で1回程度は実施を検討してはいかがだろうか。このほか、協力隊まつりなど他のイベントと連携することで説明会の参加者も増加が見込めるため、他のイベントと説明会の連携の機会を増やしていくことを検討したい。

3) 当会の独自事業の活用

各県 OB 会と連携し、当会独自事業である協力隊ナビ（協力隊経験者と語る会）を実施し、募集説明会への参加を促すとともに、経験者が相談にのることで応募や現地活動など不安面を解消し応募につなげる。

4) 募集説明会への参加者数の引き上げ強化

説明会での参加者アンケートでは、説明会に参加した関心層の約半数が説明会に参加することで参加意欲が高くなっているとの結果が出ている。また、説明会参加者の感想には、経験者の話を直接聞くことができ協力隊に参加したいという思いを強くした等のコメントも多くあり、募集説明会への参加が応募への意欲につながっている状況が確認できる。説明会は、応募を考えている方の疑問や不安を解消することのほか、協力隊に興味を持って会場に来た方にその魅力を直接伝えることのできる機会であり、あと一歩が出ず迷っている方の背中を押すことが応募につながると考えられる。説明会の参加者数の引き上げは、応募者増へ直接的な貢献となるため、通年と通じた広報活動やボランティアセミナー実施先へ営業活動を通じて、説明会参加者の引き上げ強化を目指す。

2. 「募集説明会の広報」中間報告

(1) 業務実施概要

本業務は、JICA ボランティアに関心を有している人々、または潜在的な関心を持っている人々に対して JICA ボランティア事業への理解を深めてもらうため、事業内容及び募集説明会の情報を提供し、募集説明会への参加を促すことを目的に行っており、2015 春、2015 秋、2016 春の各募集説明会にかかる業務を以下のとおり実施した。

1) 自治体の広報紙やウェブサイトへの情報掲載依頼

➤ 2015 春、2015 秋、2016 春の自治体広報掲載数

≪自治体≫

都県	依頼文書発信	2015 春掲載数	2015 秋掲載数	2016 春掲載数
茨城	45 件	16 件	10 件	9 件
栃木	26 件	3 件	5 件	1 件
群馬	36 件	0 件	2 件	4 件
埼玉	64 件	7 件	9 件	8 件
千葉	55 件	6 件	8 件	1 件
東京	63 件	6 件	5 件	7 件
新潟	31 件	6 件	6 件	2 件
山梨	28 件	7 件	4 件	5 件
神奈川	34 件	10 件	4 件	3 件
合計	382 件	61 件	53 件	40 件

≪その他団体等≫

都県	依頼文書発信	発信先
茨城	3 件	青年海外協力隊茨城県 OV 会、茨城県青年海外協力隊を育てる会、公益財団法人茨城県国際交流協会
栃木	3 件	公益財団法人栃木県国際交流協会、青年海外協力隊とちぎ応援団、栃木県青年海外協力隊 O B 会
群馬	4 件	公益財団法人群馬県観光物産国際協会、群馬県青年海外協力隊を育てる会、青年海外協力隊群馬県 O B 会、群馬県 J I C A シニアボランティアの会
埼玉	4 件	公益財団法人埼玉県国際交流協会、公益社団法人さいたま観光国際協会国際交流センター、埼玉国際青年を育てる会、青年海外協力隊埼玉

		県OB会
千葉	5件	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー、 公益財団法人千葉市国際交流協会、千葉県海外協力隊を育てる会、 青年海外協力隊千葉OB会、千葉県JICAシニアボランティアの会
東京	4件	東京都国際交流委員会、一般社団法人協力隊を育てる会、 青年海外協力隊東京OB会、NPO法人シニアボランティア経験を活かす 会
新潟	4件	公益財団法人新潟県国際交流協会、公益財団法人長岡市国際交流協会、 にいがた青年海外協力隊を育てる会、新潟県青年海外協力協会
山梨	3件	公益財団法人山梨県国際交流協会、 NPO法人山梨県青年海外協力隊を育てる会、山梨青年海外協力隊協 会
神奈川	2件	青年海外協力隊神奈川県OB会、公益財団法人かながわ国際交流財団
合計	32件	

2) ボランティア関連のラジオ放送番組制作支援（JICA 横浜）

湘南ビーチ FM（神奈川県逗子市）において、毎月第一水曜日（2016年度からは2か月に一度）10：40～11：00の20分間、JICA ボランティア事業関連の広報が放送されている。内容は、湘南地区在住の JICA ボランティア経験者の体験談と JICA からのお知らせであるが、出演するボランティア経験者の確保、当日の同行とお知らせ情報発信を以下の通り実施した。

実施日	区分	隊次	職種	派遣国
2014年11月5日（水）	青年	20-1次隊	養護	パキスタン／ネパール
2014年12月3日（水）	青年	24-2次隊	青少年活動	ドミニカ共和国
2015年2月4日（水）	シニア	24-0次隊	日系日本語学校教師	ブラジル
2015年4月1日（水）	青年	21-4次隊	青少年活動	チュニジア
2015年6月3日（水）	シニア	20-2次隊	廃棄物処理	ブータン
2015年8月5日（水）	青年	6-3次隊	視聴覚機器	モンゴル
2015年9月3日（水）	青年	22-3次隊	体育	ソロモン諸島
2015年10月7日（水）	シニア	22-4次隊	職業斡旋	モンゴル

2015年12月2日(水)	青年	24-1次隊	コミュニティ開発	パラグアイ
2016年2月3日(水)	青年	25-1次隊	体育	ブータン
2016年4月6日(水)	青年	24-3次隊	自動車整備	フィジー

3) プレスリリース (JICA 筑波)

茨城県政記者クラブ、筑波研究学園都市記者会を通じて、茨城県内メディア51社に対し各募集に関する情報を提供した。

提供情報	茨城県政記者クラブ	筑波研究学園都市記者会
プレスリリース	茨城新聞 朝日新聞 毎日新聞 読売新聞 産経新聞 東京新聞 日本経済新聞 時事通信社 共同通信社 NHK 茨城放送 テレビ朝日 TBS 日本テレビ フジテレビ 日本工業新聞 日刊工業新聞 他	朝日新聞社つくば支局 毎日新聞筑波支局 読売新聞筑波支局 日本経済新聞筑波支局 産経新聞水戸支局 東京新聞水戸支局 茨城新聞土浦・つくば支社 NHKつくば報道室 日刊工業新聞社茨城支局 共同通信社つくば通信部 時事通信社筑波支局 常陽新聞新社 茨城放送本社 日本テレビ TBS テレビ フジテレビ テレビ朝日 ACCS ラヂオつくば 日本農業新聞 学園記者クラブ つくば市記者クラブ 土浦記者クラブ 他
	33部	18部

4) ボランティア活動写真展の実施

各募集説明会の開催時期に合わせて、茨城県内 2 か所において活動写真展を実施した。開催場所の確保、活動写真の選定・搬入・掲示・撤収を行った。

<2015 春>

提供情報	守谷会場	水戸会場
場所	イオンタウン守谷 1階	イオンモール水戸内原 2階 メインコート上
展示写真	JICA フォトライブラリーの写真 約 50 枚	JICA フォトライブラリーの写真 約 50 枚
設置日	3月23日(月)	3月29日(日)
展示期間	3月24日(火)～4月4日(土)	3月30日(月)～4月12日(日)
撤収日	4月4日(土)	4月12日(日)
設置資料	JICA 広報誌「mundi」: 50部 説明会オススメ企画チラシ(青年): 50部 説明会オススメ企画チラシ(シニア): 50部 JICA ボランティア募集チラシ(通年用): 50部 短期ボランティアチラシ: 50部	JICA 広報誌「mundi」: 50部 説明会オススメ企画チラシ(青年): 50部 説明会オススメ企画チラシ(シニア): 50部 JICA ボランティア募集チラシ(通年用): 50部 短期ボランティアチラシ: 50部

<2015 秋>

提供情報	守谷会場	水戸会場
場所	イオンタウン守谷 1階	イオンモール水戸内原 2階 メインコート上
展示写真	JICA フォトライブラリーの写真 約 50 枚	JICA フォトライブラリーの写真 約 50 枚
設置日	9月27日(日)	10月13日(火)
展示期間	9月28日(月)～10月12日(月)	10月14日(水)～10月25日(日)
撤収日	10月12日(月)	10月25日(日)

設置資料	JICA 広報誌「mundi」: 50 部 説明会オススめ企画チラシ (青年): 50 部 説明会オススめ企画チラシ (シニア): 50 部 JICA ボランティア募集チラシ (通年用): 50 部 短期ボランティアチラシ: 50 部	JICA 広報誌「mundi」: 50 部 説明会オススめ企画チラシ (青年): 50 部 説明会オススめ企画チラシ (シニア): 50 部 JICA ボランティア募集チラシ (通年用): 50 部 短期ボランティアチラシ: 50 部
------	---	---

<2016 春>

提供情報	日立会場	つくば会場
場所	イトーヨーカドー日立店 6 階	つくば総合インフォメーションセンター Bivi2 階 交流サロン
展示写真	JICA フォトライブラリーの写真 約 30 枚 JICA 筑波作成パネル (茨城県出身の OV) 約 10 枚	JICA フォトライブラリーの写真 約 20 枚 JICA 筑波作成パネル (茨城県出身の OV) 約 5 枚
設置日	3 月 25 日 (金)	4 月 8 日 (金)
展示期間	3 月 26 日 (土) ~4 月 9 日 (土)	4 月 9 日 (土) ~4 月 23 日 (土)
撤収日	4 月 9 日 (土)	4 月 23 日 (土)
設置資料	説明会オススめ企画チラシ (青年): 50 部 説明会オススめ企画チラシ (シニア): 50 部 JICA ボランティア青パンフレット: 50 部 短期ボランティアチラシ: 50 部 行こうもう一つの日本へ: 50 部	説明会オススめ企画チラシ (青年): 50 部 説明会オススめ企画チラシ (シニア): 50 部 JICA ボランティア青パンフレット: 50 部 短期ボランティアチラシ: 50 部 行こうもう一つの日本へ: 50 部

(2) 効果のあった、工夫した取り組み、改善点等

1) 自治体への広報協力依頼

以前より全自治体へ広報協力依頼を郵送しているが、発送時期が早い方が掲載率も上がるため、募集要領の共有を早くいただき協力依頼の発送を早め、適正な時期に送付した。

2) ミニコミ紙の活用

無料広報の一環として、フリーペーパーなどのミニコミ誌に掲載を依頼した。掲載件数は少ないが、電話やメールでの依頼が可能であるため、今後も利用する。

<2015 春>

管轄	依頼文書発信	掲載結果数	備考
筑波	6 件	2 件	月刊みと 4 月号、サクラサクライフ 4 月号
東京	51 件	2 件	上越ジャックランド 4 月号、新潟日報
横浜	15 件	0 件	
合計	72 件	4 件	

<2015 秋>

管轄	依頼文書発信	掲載結果数	備考
筑波	6 件	0 件	
東京	47 件	2 件	上越ジャックランド 10 月号、新潟日報
横浜	15 件	0 件	
合計	72 件	2 件	

<2016 春>

管轄	依頼文書発信	掲載結果数	備考
筑波	6 件	1 件	月刊 みと 4 月号
東京	53 件	1 件	上越ジャックランド 4 月号
横浜	15 件	0 件	
合計	74 件	2 件	

3) ラジオ放送の活用

JICA 横浜の業務として行っている湘南ビーチ FM での広報業務。通常は湘南地区在住のボランティアの体験談をメインにしている。同番組において当会職員より募集説明会開催の紹介を行った。

4) メールでの説明会参加促進

JICA ボランティアセミナーを実施した際に回収したアンケート内に記載されているメールアドレスと前募集期個別相談カードに記載のあるメールアドレスに対し、募集期間開始時に案内メールを送信し、説明会への参加を促した。

(3) 今後の業務について（企画・提案・提言等）

1) 募集説明会の広報について

各地方自治体における自治体広報誌、その他無料広報媒体への説明会情報掲載依頼については、説明会開始時期より 2 ヶ月前には情報提供を行うことがより掲載の可能性が高く効果的であるため、今後についても同日程で実施することとしたい。

2) ボランティアセミナー実施先への募集説明会広報の強化

ボランティアセミナー実施先においては、これまでセミナー実施の際に、募集説明会について広報を行ってきた。今後については、説明会開催会場近郊のセミナー実施先に対して説明会情報の提供を行うほか、チラシなどの配布への協力を依頼することとし、セミナー実施先への募集説明会の広報を強化する。特に地方の小会場においては、口コミでの広報を行い参集者の増加を目指すこととしたい。このため、各国内機関や国際協力推進員からも広報先情報の提供や関係のある教育機関、行政機関等への募集説明会の直接的な広報についてもぜひお願いしたい。

3. 「JICA ボランティアセミナー」中間報告

(1) 業務実施概要

2015 年度及び 2016 年 6 月末までに実施した JICA ボランティアセミナーについては、別添 1 の国内機関別セミナー実施リストをご参照ください。

本委託事業で定められた実施回数は、JICA 国内拠点毎の実施回数に定めなく、年間 130 回となっており、実施内容については、「事業概要説明」20～30 分、「帰国隊員による体験談」40～50 分、「質疑応答」10～20 分という流れを『基本タイプ（体験談）』として実施した。この他、先方からの要望によりワークショップや講座での協力隊事業の説明、イベントや一般公開としてのセミナーも実施した。

各国内機関県別の実施回数については、以下の通り。

<2015 年度>

【JICA 筑波管轄】茨城 6 回、栃木 4 回、合計 10 回実施。参集者総数 249 名。

【JICA 東京管轄】群馬 2 回、埼玉 12 回、千葉 10 回、東京 63 回、新潟 6 回、合計 93 回実施。参集者総数 1,558 名。

【JICA 横浜管轄】神奈川 27 回実施。参集者総数 1,024 名。

<2016 年度>

【JICA 筑波管轄】茨城 1 回実施。参集者総数 5 名。

【JICA 東京管轄】埼玉 2 回、千葉 5 回、東京 9 回、新潟 2 回、合計 18 回実施。参集者総数 1,127 名。

【JICA 横浜管轄】神奈川 8 回実施。参集者総数 1,080 名。

(2) 効果のあった、工夫した取り組み、改善点等

1) 開催先卒業生の活用

これまでに実施したセミナー157 回のうち、39 回について実施機関の卒業生（一部は大学院在生）を優先的に選定した。大学等の開催先からの卒業生に来てほしいという要望も多く、参集者にとっては、同じ大学の出身者であることで、JICA ボランティアへの参加がより身近に感じられる機会となる。卒業生+職種が限定される場合もあり、人材の選択肢が狭まる場合もあるが、当方の情報のみでなく、先方の卒業生の人材情報などを活用し可能な場合には今後も率先して実施して行くこととしたい。

2) 体験談発表者の選定について

開催先より職種、派遣国の希望がある場合が約半数(5割程度)となっている。事前の授業では特定の地域や分野を取り上げている場合もあるため可能な限り希望に沿った調整を行っている。

3) 実施後アンケートの活用

セミナー後にアンケートを実施している。アンケートには、内容に関するコメントや要望などを記載していただき、実施上の改善点としている。

また、アンケートの中のE-mailアドレス(任意)に記載がある場合、これらの受講者には①セミナー終了後の個別メールによる質問回答、②募集期直前の募集説明会の日程送付などを行っており、このような広報によって実際にセミナー実施先の学生が募集説明会に参加するケースが見受けられる。

4) 発表内容について

体験談発表者は、職業についている方が多いため、事前に発表時の資料(PPT等)を送ってくれるケースは少なく、事前に内容を確認できることが少ない。事前に事業概要の内容を送り、内容が重ならないようにしているほか、授業で行う場合については、事前にシラバスを送ってもらいOVと共有するなどの対応を行っている。

(3) 今後の業務について(企画・提案・提言等)

1) 短期ボランティアセミナー

短期もあるという紹介のみになっているが、実際在学中に経験したいと思っている学生が多いため短期ボランティアに関する問い合わせが多くある。これまで個別の相談やチラシの配布、HPへの誘導などの対応を行ってきた。

短期のみの経験者に体験談発表を依頼することは難しいと思いが、大学連携案件で参加した学生がいる大学等では、経験者によるボランティアセミナーを行うことも考えられる。

2) 学内セミナー実施広報について

事前に広報用資料を送付し、開催先での広報をお願いしているが、キャリア支援センターや就職課などが窓口となっている場合については、学内の希望者向けに開催される場合もあり、参加者が少ないケースも見られる。より事前にセミナー広報資料を送り学内での広報を依頼する、または授業との連携した実施が可能か事前に摺合せを行うことも検討する。可能であれば同時に募集説明

会のチラシなども配布し、募集説明会への誘導につなげることにしたい。

以上

2016年度秋募集職種別充足率（長期 青年）

（2017年2月10日現在）

職種名					職種名					職種名					
要請数	合格者数	充足率	要請数	合格者数	充足率	要請数	合格者数	充足率	要請数	合格者数	充足率				
A101	コミュニティ開発	101	67	66.3%	D271	陶磁器	2	1	50.0%	G182	小学校教育※	117	24	20.5%	
A201	行政サービス	5	4	80.0%	D272	皮革工芸	1			G183	幼児教育	26	7	26.9%	
A204	防災・災害対策	4	4	100.0%	D273	貴金属装身具製作	1			G201	機械工学	1			
A231	統計	1			鉱工業部門計			54	8	14.8%	G202	電子工学	3		
A241	コンピュータ技術	37	4	10.8%	E102	再生可能・省エネルギー	1			G208	科学	2			
計画・行政部門計		148	79	53.4%	エネルギー部門計			1			G212	植物学	1		
B101	水質検査	2	1	50.0%	F111	経営管理	1			G214	司書	1	1	100.0%	
B111	上水道	2	1	50.0%	F113	マーケティング	6	6	100.0%	G215	学芸員	4	2	50.0%	
B131	廃棄物処理	1			F201	観光	12	4	33.3%	G231	デザイン	9	5	55.6%	
B301	土木	5	1	20.0%	商業・観光部門計			19	10	52.6%	G232	文化財保護	2		
B332	造園	2			G101	青少年活動	44	46	104.5%	G233	写真	1			
B351	測量	3	1	33.3%	G102	環境教育	55	38	69.1%	G234	美容師	2	2	100.0%	
B401	映像	3			G111	エアロビクス	1			G235	編集	1	1	100.0%	
B412	通信インフラ	1			G112	陸上競技	3	2	66.7%	G236	家政・生活改善	14	4	28.6%	
B424	番組制作	1			G113	体操競技	7	2	28.6%	G237	手工芸	7	1	14.3%	
公共・公益事業部門計		20	4	20.0%	G114	新体操	2			G238	料理	15	2	13.3%	
C101	食用作物・稲作栽培	11	1	9.1%	G115	水泳	9	4	44.4%	G239	服飾	18			
C102	花き栽培	2			G118	テニス	1			G251	日系日本語学校教師※	33	17	51.5%	
C103	野菜栽培	32	8	25.0%	G119	卓球	10	4	40.0%	G254	文化※	5			
C104	果樹栽培	1			G120	バドミントン	4	1	25.0%	人的資源部門計			673	252	37.4%
C105	バイオテクノロジー	1			G121	バレーボール	7			H105	看護師※	32	21	65.6%	
C107	病虫害対策	2			G122	バスケットボール	2	1	50.0%	H106	保健師	4	4	100.0%	
C108	土壌肥料	5			G123	ソフトボール	1	1	100.0%	H107	助産師	17	15	88.2%	
C110	農林統計※	2	1	50.0%	G124	野球	15	8	53.3%	H108	臨床検査技師	5			
C141	農業機械	1			G125	ハンドボール	1	1	100.0%	H109	診療放射線技師	1			
G201	家畜飼育※	6	1	16.7%	G126	サッカー	6	4	66.7%	H110	薬剤師	8	2	25.0%	
G211	獣医・衛生	1	1	100.0%	G127	レスリング	2	1	50.0%	H111	鍼灸マッサージ師	1	1	100.0%	
G221	畜産・乳製品加工	1			G128	フェンシング	1			H112	言語聴覚士	2			
G301	林業・森林保全	3	2	66.7%	G130	柔道	27	6	22.2%	H113	作業療法士	14	9	64.3%	
G302	林産加工	1			G131	空手道	7			H114	理学療法士	15	12	80.0%	
G401	水産開発	1	1	100.0%	G132	合気道	1	1	100.0%	H115	医療機器	1			
G402	養殖※	5	1	20.0%	G134	相撲	1			H116	病院運営管理	3			
農林水産部門計		75	16	21.3%	G135	ウエイトリフティング	1			H131	栄養士	16	9	56.3%	
D201	化学・応用化学	1			G137	ラグビー	1	1		H132	公衆衛生※	12	1	8.3%	
D222	溶接	4			G151	PCインストラクター	38	22	2	H133	感染症・エイズ対策	12	8	66.7%	
D228	冷凍機器・空調	2			G153	音楽	11	2		H134	食品衛生	1			
D230	電気・電子機器	4	1	25.0%	G154	美術	7			H135	学校保健	1			
D231	電気・電子設備	5	2	40.0%	G155	珠算	1	1	1	保健・医療部門計			145	82	56.6%
D233	建設機械	3	1	33.3%	G157	日本語教育※	33	13	2	I101	ソーシャルワーカー	4	4	100.0%	
D235	自動車整備	26	3	11.5%	G158	理科教育※	48	12	1	I102	障害児・者支援	45	12	26.7%	
D252	木工	4			G159	数学教育	23	4		I103	福祉用具	2	1	50.0%	
D261	食品加工	1			G161	体育※	41	11	1	I104	高齢者介護	1	1	100.0%	
※一般公開ではない大学連携、自治体連携案件含む										社会福祉部門計			52	18	34.6%
										合計			1187	469	39.5%

2016年度秋募集職種別充足率（長期 シニア）

（2017年2月10日現在）

職種名	要請数	口倍率 数	充足率	職種名	要請数	合格者数	充足率		
A101	コミュニティ開発	2	2	100.0%	G101	青少年活動	1	1	100.0%
A201	行政サービス	3	2	66.7%	G102	環境教育	3	1	33.3%
A204	防災・災害対策	3	0	0.0%	G113	体操競技	1	1	100.0%
A211	金融	1	1	100.0%	G119	卓球	3	0	0.0%
A221	環境行政	2	1	50.0%	G120	バドミントン	1	0	0.0%
A241	コンピュータ技術	6	3	50.0%	G121	バレーボール	2	0	0.0%
	計画・行政部門計	17	9	52.9%	G124	野球	4	1	25.0%
B111	上水道	3	0	0.0%	G126	サッカー	1	0	0.0%
B121	下水道	1	0	0.0%	G130	柔道	3	1	33.3%
B131	廃棄物処理	2	0	0.0%	G131	空手道	2	0	0.0%
B201	道路	1	0	0.0%	G132	合気道	2	0	0.0%
B211	鉄道	1	0	0.0%	G134	相撲	1	0	0.0%
B251	地震	3	0	0.0%	G151	PCインストラクター	4	4	100.0%
B252	気象	1	1	100.0%	G153	音楽	3	1	33.3%
B301	土木	1	0	0.0%	G154	美術	2	1	50.0%
B341	建築	2	1	50.0%	G156	教育行政・学校運営	3	3	100.0%
	公共・公益事業部門計	15	2	13.3%	G157	日本語教育	7	4	57.1%
C101	食用作物・稲作栽培	1	0	0.0%	G158	理科教育	2	0	0.0%
C102	花き栽培	1	1	100.0%	G159	数学教育	4	1	25.0%
C103	野菜栽培	3	2	66.7%	G160	技術科教育	1	1	100.0%
C105	バイオテクノロジー	1	1	100.0%	G161	体育	1	0	0.0%
C108	土壌肥料	2	0	0.0%	G182	小学校教育	7	5	71.4%
C110	農林統計	1	1	100.0%	G183	幼児教育	3	2	66.7%
C131	農業土木	1	1	100.0%	G201	機械工学	1	0	0.0%
C141	農業機械	6	1	16.7%	G202	電子工学	2	1	50.0%
C151	農産物加工	1	0	0.0%	G215	学芸員	1	0	0.0%
C203	養蜂	1	1	100.0%	G231	デザイン	3	0	0.0%
C211	獣医・衛生	2	1	50.0%	G232	文化財保護	1	0	0.0%
C302	林産加工	1	0	0.0%	G234	美容師	1	0	0.0%
C401	水産開発	1	0	0.0%	G235	編集	1	1	100.0%
C402	養殖	1	1	100.0%	G236	家政・生活改善	1	0	0.0%
C411	水産物加工	1	1	100.0%	G237	手工芸	3	2	66.7%
	農林水産部門計	24	11	45.8%	G238	料理	5	1	20.0%
D201	化学・応用化学	2	2	100.0%	G239	服飾	2	2	100.0%
D222	溶接	1	0	0.0%	G251	日系日本語学校教師	7	5	71.4%
D227	工作機械	5	0	0.0%	G254	文化	3	0	0.0%
D228	冷凍機器・空調	2	0	0.0%		人的資源部門計	92	39	42.4%
D230	電気・電子機器	6	3	50.0%	H105	看護師	7	1	14.3%
D233	建設機械	2	0	0.0%	H107	助産師	1	0	0.0%
D235	自動車整備	6	2	33.3%	H109	診療放射線技師	1	0	0.0%
D241	繊維	1	0	0.0%	H113	作業療法士	5	0	0.0%
D271	陶磁器	1	0	0.0%	H114	理学療法士	2	2	100.0%
D273	貴金属装身具製作	1	0	0.0%	H115	医療機器	2	0	0.0%
D275	包装	1	0	0.0%	H116	病院運営管理	3	1	33.3%
	鉱工業部門計	28	7	25.0%	H131	栄養士	2	1	50.0%
E102	再生可能・省エネルギー	5	2	40.0%	H134	食品衛生	2	1	50.0%
	エネルギー部門計	5	2	40.0%		保健・医療部門計	25	6	24.0%
F101	輸出振興	1	1	100.0%	I101	ソーシャルワーカー	3	3	100.0%
F111	経営管理	11	9	81.8%	I102	障害児・者支援	5	3	60.0%
F112	品質管理・生産性向上	10	6	60.0%	I103	福祉用具	2	0	0.0%
F113	マーケティング	1	1	100.0%	I104	高齢者介護	4	3	75.0%
F201	観光	5	4	80.0%		社会福祉部門計	14	9	64.3%
	商業・観光部門計	28	21	75.0%		合計	248	106	42.7%

2016年度短期ボランティア職種別充足率(青年・シニア)

(2017年6月7日現在)

職種コード	職種名	要請数	応募者	充足率
A101	コミュニティ開発	28	29	25%
A201	行政サービス	1	4	0%
A204	防災・災害対策	6	3	0%
A221	環境行政	2	0	0%
A241	コンピュータ技術	28	17	11%
計画・行政部門 合計		65	53	15%
B101	水質検査	1	1	100%
B111	上水道	7	6	57%
B121	下水道	2	1	50%
B131	廃棄物処理	5	5	20%
B231	港湾	2	0	0%
B301	土木	1	0	0%
B332	造園	5	4	40%
B341	建築	5	1	20%
B411	電気通信	1	5	100%
公共・公益事業部門 合計		29	23	38%
C101	食用作物・稲作栽培	2	3	100%
C102	花き栽培	1	0	0%
C103	野菜栽培	2	1	50%
C105	バイオテクノロジー	1	1	100%
C107	病虫害対策	4	7	50%
C108	土壌肥料	2	0	0%
C201	家畜飼育	8	8	100%
C211	獣医・衛生	3	3	67%
C401	水産開発	29	26	83%
C402	養殖	7	3	29%
C411	水産物加工	2	1	50%
農林水産部門 合計		61	53	70%
D201	化学・応用化学	5	1	0%
D226	動力発電技術	1	0	0%
D227	工作機械	1	2	100%
D228	冷凍機器・空調	2	0	0%
D234	船舶機関	1	0	0%
D235	自動車整備	3	3	33%
D252	木工	1	0	0%
D261	食品加工	2	5	0%
D271	陶磁器	1	3	100%
鉱工業部門 合計		17	14	18%
E102	再生可能・省エネルギー	2	0	0%
E111	電力	1	1	100%
エネルギー部門 合計		3	1	33%
F101	輸出振興	4	5	50%

職種コード	職種名	要請数	応募者	充足率
F111	経営管理	2	3	100%
F112	品質管理・生産性向上	7	11	14%
F113	マーケティング	9	1	11%
F201	観光	5	5	20%
商業・観光部門 合計		27	25	26%
G101	青少年活動	14	77	100%
G102	環境教育	11	6	0%
G112	陸上競技	2	0	0%
G113	体操競技	2	0	0%
G115	水泳	2	2	0%
G119	卓球	4	4	25%
G120	バドミントン	4	1	0%
G121	バレーボール	17	6	0%
G122	バスケットボール	2	1	0%
G123	ソフトボール	1	0	0%
G124	野球	83	70	76%
G126	サッカー	11	15	100%
G130	柔道	23	5	22%
G131	空手道	2	1	0%
G132	合気道	2	1	50%
G133	剣道	17	17	82%
G137	ラグビー	1	1	100%
G151	PCインストラクター	1	0	0%
G153	音楽	16	12	38%
G154	美術	1	1	0%
G155	珠算	6	5	50%
G156	教育行政・学校運営	1	8	0%
G157	日本語教育	17	25	41%
G158	理科教育	3	3	33%
G161	体育	23	18	65%
G182	小学校教育	26	14	15%
G183	幼児教育	5	2	20%
G202	電子工学	2	0	0%
G208	科学	3	3	100%
G212	植物学	2	1	0%
G215	学芸員	3	3	33%
G231	デザイン	4	9	50%
G233	写真	2	0	0%
G234	美容師	1	0	0%
G235	編集	1	3	100%
G236	家政・生活改善	5	5	100%
G237	手工芸	5	9	40%
G238	料理	2	6	100%
G251	日系日本語学校教師	13	13	38%
G254	文化	11	8	45%

職種コード	職種名	要請数	応募者	充足率
人的資源部門 合計		351	355	49%
H101	医師	1	1	100%
H105	看護師	1	0	0%
H107	助産師	1	0	0%
H113	作業療法士	2	1	50%
H114	理学療法士	1	0	0%
H131	栄養士	4	3	75%
H134	食品衛生	2	0	0%
保健・医療部門 合計		12	5	42%
I101	ソーシャルワーカー	3	1	0%
I102	障害児・者支援	6	3	33%
I104	高齢者介護	1	0	0%
社会福祉部門 合計		10	4	20%
J101	渉外促進	1	4	100%
その他 合計		1	4	100%
総計		576	537	44%

パンフレット一覧

	タイトル	内容	最新版 作成年月	改訂予定	サイズ	活用先						パンフ内容 問合せ先 TEL	
						◎：必須	○：推奨	◎：必須	○：推奨	◎：必須	○：推奨		
						通常説明会	企業訪問	自治体訪問	教育委員会訪問	(教員養成)学校	(その他)学校		
1	JICAボランティア (事業概要パンフレット)	JICAボランティア事業概要パンフレット。事業の目的、4つのボランティアの違い、制度やQ&Aなどを掲載。 ※最新版をご使用ください。	2016年2月	2017年2月	A4	◎	○	○	○	○	○	募集課	
2	日本も元気になる 青年海外協力隊	協力隊経験を活かして、日本の地域社会の課題に取り組み、日本を元気にしようとしているOB/OGを紹介。JICAボランティア経験者の人間力などアピール際にも有効。 青森、新潟、長野、愛知、大阪、三重、福井のOB/OGを紹介。 ※各国内機関で作成したものがあれば、そちらをご使用ください。	2009年8月	なし	A4	○		○	○	○	○		
3	日本も元気になる 青年海外協力隊 vol.2	同企画の第2弾。 北海道、栃木、石川、奈良、島根、宮崎のOB/OGを紹介。 ※各国内機関で作成したものがあれば、そちらをご使用ください。	2011年3月	なし	A4	○		○	○	○	○		
4	クロスロード別冊 サポーター号	企業、自治体、教育委員会向け事例集。連携事例を紹介したり、グッドプラクティスを掲載し、協力隊事業への理解を深めていただく。年1回発行。	2016年7月	なし	A4	×	◎	◎	○	○			
5	クロスロード別冊 応募関心者号	JICAボランティアの応募を考えている人向けの一冊。 現地での生活・活動のイメージを具体化することで応募に際する不安を払拭し、応募を促進する。年1回発行。	2016年3月	なし	A4	◎				○	○		
6	クロスロード増刊号 シニア海外ボランティア 20周年記念	事業発足からの推移及びSVの活動から見えるボランティアの意義を集約。派遣実績などのデータも満載。 ※在庫分がはげれば廃止する(クロスロード応募関心者号を使用)	2011年3月	なし	B5								
7	クロスロード増刊号 途上国ニッポンの知恵	農村開発アプローチ参考書。 コミュニティ開発隊員などには読んで欲しい一冊。 ※英・仏・西・アラビア語版については部数に限りがあるため、利用の際は1か月前には必要部数をお知らせください。	2010年3月	なし	B5								
8	青年海外協力隊 シニア海外ボランティア (通年両面チラシ)	青年海外協力隊・シニア海外ボランティアについて簡潔に説明した通年で使用可能なチラシ。 ※最新版をご使用ください	2015年3月	2017年2月	A4			○	○		◎		
9	「世界の笑顔のために」 プログラム	プログラム内容を紹介するリーフレット。 ・JICAボランティアが派遣されている地域や団体が要望する物品(中古品)を日本国内で集め、輸送するプログラム ・日本にいながら身近にできる途上国支援 ・企業CSRなどで活用可能 ・教育現場では国際理解等の活動に活用可能 ※前回改定している最新版を使用すること 旧パンフレットは使用不可	2016年7月	未定	A4三つ折り (横)	○	○	○	○	○	○		
10	JICA PROFILE	JICA事業概要パンフレット。	2012年10月	未定	A4	○							募集課 ※制作： 広報室 広報課
11	国際協力への一歩を踏みだ そう! なんとかしなきゃ!	なんとかしなきゃ! プロジェクト活動概要リーフレット	2013年9月	なし	A4三つ折り	○							
12	mundi 2015年1月号 青年海外協力隊50周年特集	青年海外協力隊50周年を記念して、これまでの事業の歩みを紹介し、協力隊員の活動や帰国後の生き方に焦点をあてた一冊。	2015年1月	未定	A4	○							

	タイトル	内容	最新版 作成年月	改訂予定	サイズ	活用先						パンフ内容 問合せ先 TEL	
						通常説明会	企業訪問	自治体訪問	教育委員会訪問	(教員養成) 学校	(その他) 学校		
13	 民間連携ボランティア制度	民間連携ボランティア制度について説明したパンフレット。	2016年6月	2017年7月	A4		◎					参加促進・ 進路支援課	
14	 現職参加NAVI	現職参加についてご案内するパンフレット。 ※最新版をご使用ください。	2016年9月	なし	A4	◎	◎	◎	◎	○			
15	 「現職教員特別参加制度」 のご案内	現職教員特別参加制度について。 春募集でのみ本制度の募集を行っているが、通年をとおして制度の広報が重要であるため、秋募集（説明会）においても積極的に活用の上、制度の周知をすることが重要（※制度が春募集のみの対象であることに留意した上で、本パンフレットを活用願います。） 2017年2月版は応募書類について修正のほか、OBOGストーリーを更新しました。 ※最新版をご使用ください。	2016年9月	2017年2月	A4				◎	○			
16	 日本の先生たち	文部科学省とJICAの共同調査研究「青年海外協力隊『現職教員特別参加制度』による派遣教員の社会貢献と組織的支援・活用の可能性」概要。（2015年9月発行分は、平成27年度までの実績を掲載。2017年2月発行分は2016年度までの実績を掲載します。）	2015年9月	2017年2月	A4				◎	○			
17	 ご家族の皆様へ	青年海外協力隊員及び日系社会青年ボランティアとして派遣されるボランティアのご家族向けリーフレット。緊急時の連絡先等が記載されている。 ※合格通知に同封される。 ※2017年度版をご使用下さい	2015/07/13	2016/04 月上旬	A4三つ折り	×	×	×	×	×	×		
18	 短期ボランティア （両面チラシ）	短期ボランティア（日系含）の簡単な説明、スケジュールなどが書かれている。唯一の短期ボランティア参加促進ツール。	2015年2月	2016年3月	A4	◎							選考課
19	 PCインストラクター （両面チラシ）	青年海外協力隊PCインストラクターへの応募を促進するチラシ。活動内容、必要スキル、応募に向けて準備できること、合格後のサポートについて等を説明しています。	2016年3月		A4	◎							計画課
20	 コンピュータ技術 （両面チラシ）	コンピュータ技術への応募を促進するチラシ。活動内容、必要スキル、応募に向けて準備できること、合格後のサポートについて等を説明しています。	2016年9月		A4	◎							
21	 環境教育（両面チラシ）	青年海外協力隊環境教育分野チャレンジを促進するパンフレット。分野の内容と必要とされる能力、応募に向けて準備できることなどを解説しています。	2015年1月	2015年9月	A4	◎						海外業務第三課	
22	 JICA VOLUNTEER PROGRAM	JICAボランティア事業概要（英語版） ※西、仏は50周年ロゴ入り	2015年10月	未定	A4							海外業務調整課	
23	 JICA日本語教育 ボランティアガイド	JICAボランティアとして、海外で日本語を教えることの魅力を紹介します。日本語教育と日系日本語学校教師の違いや活動中のボランティアの様子、応募に関するQ&Aなどがあります。	2014年3月	2016年2月	A4	◎		○	◎	◎	◎		
24	 途上国ビジネスと JICAボランティア	BOPビジネスを中心とした開発課題解決への貢献事例集	2014年9月	未定	A4		◎						

1. 講師謝金

標準単価		分野別職位等					
区分	時間単価 (円)	大学の職位・平均勤続年数	官公庁(本省)	地方公共団体等	民間企業等	その他	
①	11,300	学長級	17年以上	事務次官・長官級	知事・市町村長	会長・代表 役員級	著名人等
②	9,700	副学長・学部 長級		局長・部長級	副知事・副市町 村長級	役員級	—
③	7,900	教授級		審議官級	局長・部長級	工場長級	—
④	6,100	准教授級	12年以上	課長級	課長級	課長級	—
⑤	5,100	講師級	12年未満	課長補佐級	課長補佐級	課長代理級	—
⑥	4,600	助教級		係長級	係長級	係長・主任級	—

注1：依頼する講義等の内容、依頼先の職位・知名度等を考慮し、上記分野別職位等を参考として、①から⑥までの標準単価の中から適宜選択する。

注2：上記標準単価は上限単価であり、必要に応じて上限単価を超えない範囲で単価を決定するものとする。

注3：支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講義等による実働時間とする。

注4：支払単位は1時間とし、1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとする。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。